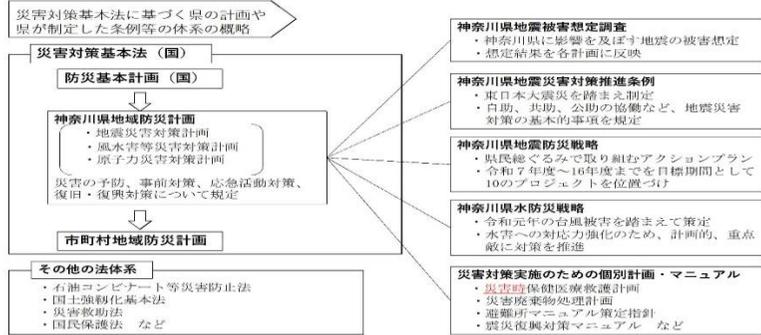
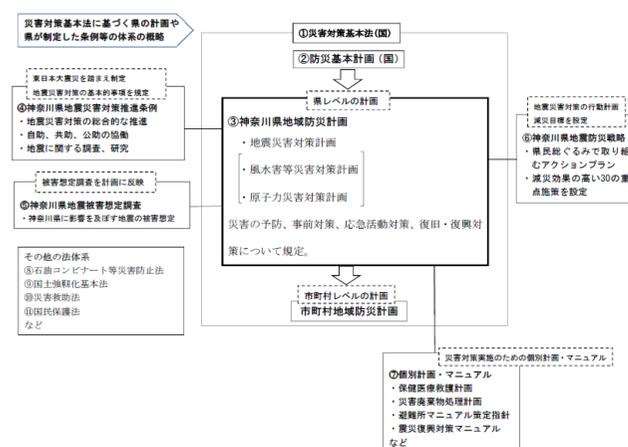


神奈川県地域防災計画修正
～風水害等災害対策計画～

新旧対照表

令和8年3月

第1編 風水害等災害対策の計画的な推進

修正内容	現行計画
<p>第1章 計画の目的、位置づけ 2 計画の構成及び性格</p>  <p>災害対策基本法に基づく県の計画や県が制定した条例等の体系の概略</p> <p>災害対策基本法（国）</p> <p>防災基本計画（国）</p> <p>神奈川県地域防災計画</p> <ul style="list-style-type: none"> 地震災害対策計画 風水害等災害対策計画 原子力災害対策計画 <p>災害の予防、事前対策、応急活動対策、復旧・復興対策について規定</p> <p>市町村地域防災計画</p> <p>その他の法体系</p> <ul style="list-style-type: none"> 石油コンビナート等災害防止法 国土強靱化基本法 災害救助法 国民保護法 など <p>神奈川県地震被害想定調査</p> <ul style="list-style-type: none"> 神奈川県に被害を及ぼす地震の被害想定 想定結果を各計画に反映 <p>神奈川県地震災害対策推進条例</p> <ul style="list-style-type: none"> 東日本大震災を踏まえ制定 自助、共助、公助の協働など、地震災害対策の基本的事項を規定 <p>神奈川県地震防災戦略</p> <ul style="list-style-type: none"> 県民総ぐるみで取り組むアクションプラン 令和7年度～16年度までを目標期間として10のプロジェクトを位置づけ <p>神奈川県水防災戦略</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和元年の台風被害を踏まえて策定 水害への対応力強化のため、計画的、重点的に対策を推進 <p>災害対策実施のための個別計画・マニュアル</p> <ul style="list-style-type: none"> 災害時保健医療救護計画 災害廃棄物処理計画 避難所マニュアル策定指針 震災復興対策マニュアル など 	<p>第1章 計画の目的、位置づけ 2 計画の構成及び性格</p>  <p>災害対策基本法に基づく県の計画や県が制定した条例等の体系の概略</p> <p>①災害対策基本法（国）</p> <p>②防災基本計画（国）</p> <p>県レベルの計画</p> <p>③神奈川県地域防災計画</p> <ul style="list-style-type: none"> 地震災害対策計画 風水害等災害対策計画 原子力災害対策計画 <p>災害の予防、事前対策、応急活動対策、復旧・復興対策について規定</p> <p>市町村レベルの計画</p> <p>市町村地域防災計画</p> <p>④神奈川県地震被害想定調査</p> <ul style="list-style-type: none"> 東日本大震災を踏まえ制定 地震災害対策の基本的事項を規定 ④神奈川県地震災害対策推進条例 地震災害対策の総合的な推進 自助、共助、公助の協働 地震に関する調査、研究 <p>被害想定調査を計画に反映</p> <p>⑤神奈川県地震被害想定調査</p> <ul style="list-style-type: none"> 神奈川県に被害を及ぼす地震の被害想定 <p>その他の法体系</p> <ul style="list-style-type: none"> 石油コンビナート等災害防止法 国土強靱化基本法 災害救助法 国民保護法 など <p>災害対策実施のための個別計画・マニュアル</p> <ul style="list-style-type: none"> ⑥個別計画・マニュアル 保健医療救護計画 災害廃棄物処理計画 避難所マニュアル策定指針 震災復興対策マニュアル など <p>地震災害対策の行動計画</p> <ul style="list-style-type: none"> 被災目標を設定 ⑥神奈川県地震防災戦略 県民総ぐるみで取り組むアクションプラン 震災効果の高い30の重点施策を設定
<p>第2章 本県の特質 第1節 自然的条件</p> <p>2 面積</p> <p>本県の面積は <u>2,416.55</u> 平方キロメートル（国土地理院データ）（令和7年7月1日現在）で、全国総面積の0.64%を占めるにすぎず、香川県、大阪府、東京都、沖縄県に次ぐ狭い県域となっています。</p> <p>第2節 社会的条件</p> <p>1 人口</p> <p>(1) 本県の人口</p> <p>令和7年9月1日現在の本県の人口は、<u>921万7,647</u>人（男 <u>456万6,767</u>人、女 <u>465万879</u>人）と、東京都に次いで全国第2位となっています。</p> <p>(2) 人口密度及び分布状況</p> <p>人口密度は、1k㎡当たり <u>3,814</u>人で、東京都、大阪府に次いで全</p>	<p>第2章 本県の特質 第1節 自然的条件</p> <p>2 面積</p> <p>本県の面積は <u>2,416.32</u> 平方キロメートル（国土地理院データ）（令和5年1月1日現在）で、全国総面積の0.64%を占めるにすぎず、香川県、大阪府、東京都、沖縄県に次ぐ狭い県域となっています。</p> <p>第2節 社会的条件</p> <p>1 人口</p> <p>(1) 本県の人口</p> <p>令和2年10月1日現在の本県の人口は、<u>923万7,337</u>人（男 <u>458万8,268</u>人、女 <u>464万9,069</u>人）と、東京都に次いで全国第2位となっています。</p> <p>(2) 人口密度及び分布状況</p> <p>人口密度は、1k㎡当たり <u>3,823.2</u>人で、東京都、大阪府に次いで全</p>

修正内容	現行計画
<p>国第3位です。</p> <p>地域別の人口分布状況は、横浜地域 <u>377万2,320</u>人(40.9%)、川崎地域 <u>155万8,411</u>人(16.9%)、横須賀・三浦地域 <u>66万984</u>人(7.2%)、県央地域 <u>158万7,449</u>人(17.2%)、湘南地域 <u>131万2,165</u>人(14.2%)、県西地域 <u>32万6,318</u>人(3.5%)となっています。</p> <p>2 土地利用</p> <p>(1) 土地利用概況</p> <p>本県の面積は、<u>2,416.55</u>平方キロメートル(国土地理院データ)(令和7年7月1日現在)と全国総面積の0.64%を占めています。令和2年3月現在森林面積は9万4,701haで県面積の39%、令和元年の耕地面積は1万8,800haで、県面積の約7.8%となっています。</p> <p>(2) 市街化区域及び市街化調整区域</p> <p>令和7年4月1日現在で、県内33市町村のうち都市計画区域が指定されている市町は、19市13町(30都市計画区域)、面積では <u>19万9,774</u>haで、全県域の83%を占めています。(都市計画区域が指定されていないのは、清川村全域と松田町、山北町及び相模原市(旧津久井町及び旧藤野町)の一部です)。</p> <p>無秩序な市街化を防止し計画的な市街化を図るため、この都市計画区域のうち、首都圏整備法に基づく既成市街地及び近郊整備地帯内の19市9町について市街化区域及び市街化調整区域との区分(線引き)が、昭和45年6月10日に行われ、令和7年4月1日現在 <u>17万2,856</u>ha、(全県域の72%)で区域区分が行われています。</p> <p>令和7年4月1日現在の市街化区域面積は <u>9万4,618</u>ha、市街化調整区域面積は <u>7万8,240</u>haとなっています。</p> <p>3 交通</p> <p>(1) 道路交通</p> <p>県内の道路延長は、国道・県道・市町村道をあわせて、令和5年4月現在で <u>2万6,033</u>kmとなっています。このうち自動車専用道路については、東名高速道路などが整備され、県が管理する一般幹線道路についても <u>1,085</u>kmの交通ネットワークの整備・改良を進めていますが、一部の区間では、交通容量不足等により渋滞が発生し、県内各地の道路混雑は県民生活や産業経済に深刻な影響を与えています。</p>	<p>国第3位です。</p> <p>地域別の人口分布状況は、横浜地域 <u>377万7,491</u>人(40.9%)、川崎地域 <u>153万8,262</u>人(16.7%)、横須賀・三浦地域 <u>69万1,582</u>人(7.5%)、県央地域 <u>158万4,028</u>人(17.1%)、湘南地域 <u>130万9,481</u>人(14.2%)、県西地域 <u>33万6,493</u>人(3.6%)となっています。</p> <p>2 土地利用</p> <p>(1) 土地利用概況</p> <p>本県の面積は、<u>2,416.32</u>平方キロメートル(国土地理院データ)(令和5年1月1日現在)と全国総面積の0.64%を占めています。令和2年3月現在森林面積は9万4,701haで県面積の39%、令和元年の耕地面積は1万8,800haで、県面積の約7.8%となっています。</p> <p>(2) 市街化区域及び市街化調整区域</p> <p>令和3年4月1日現在で、県内33市町村のうち都市計画区域が指定されている市町は、19市13町(30都市計画区域)、面積では <u>19万9,777</u>haで、全県域の83%を占めています。(都市計画区域が指定されていないのは、清川村全域と松田町、山北町及び相模原市(旧津久井町及び旧藤野町)の一部です)。</p> <p>無秩序な市街化を防止し計画的な市街化を図るため、この都市計画区域のうち、首都圏整備法に基づく既成市街地及び近郊整備地帯内の19市9町について市街化区域及び市街化調整区域との区分(線引き)が、昭和45年6月10日に行われ、令和3年4月1日現在 <u>17万2,859</u>ha、(全県域の72%)で区域区分が行われています。</p> <p>令和3年4月1日現在の市街化区域面積は <u>9万4,423</u>ha、市街化調整区域面積は <u>7万8,435</u>haとなっています。</p> <p>3 交通</p> <p>(1) 道路交通</p> <p>県内の道路延長は、国道・県道・市町村道をあわせて、令和3年4月1日現在で2万5,915kmとなっています。このうち自動車専用道路については、東名高速道路などが整備され、県が管理する一般幹線道路についても1,070kmの交通ネットワークの整備・改良を進めていますが、一部の区間では、交通容量不足等により渋滞が発生し、県内各地の道路混雑は県民生活や産業経済に深刻な影響を与えています。</p>

修正内容	現行計画
<p>(2) 鉄道交通 (略)</p> <p>県内の鉄道は、令和<u>6</u>年9月30日現在で、JRが13路線、延長311.6km、111駅、私鉄が<u>25</u>路線、延長<u>308.3</u>km、<u>238</u>駅、横浜市営地下鉄が延長53.4km、40駅であり、令和<u>5</u>年度の1日平均県内各駅合計の乗車人員は約<u>719</u>万人となっています。</p>	<p>(2) 鉄道交通 (略)</p> <p>県内の鉄道は、令和<u>4</u>年9月30日現在で、JRが13路線、延長311.6km、111駅、私鉄が<u>24</u>路線、延長<u>298.9</u>km、<u>235</u>駅、横浜市営地下鉄が延長53.4km、40駅であり、令和<u>3</u>年度の1日平均県内各駅合計の乗車人員は約<u>626</u>万人となっています。</p>

修正内容	現行計画
<p>第3章 計画の推進主体とその役割</p> <p>第1節 計画の進め方</p> <p>3 男女共同参画等の推進</p> <p>水害等災害対策計画は、多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、男女双方の視点や要配慮者などの多様な視点に配慮して進めることが重要です。県、市町村等の防災関係機関は、<u>平時からジェンダー主流化を意識するとともに、男女のニーズの違い等に十分配慮し、避難所において被災者の良好な生活環境が保たれるよう努めるとともに、防災に関する政策・方針決定過程において女性の参画を拡大するなど、男女共同参画をはじめとした多様な視点を意識した計画の推進に努めます。</u></p> <p>第4節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>4 指定地方行政機関</p> <p>(1) 関東管区警察局</p> <p><u>(2) 関東管区行政評価局（神奈川行政評価事務所）</u></p> <p><u>ア 被災者への生活支援情報の提供</u></p> <p><u>イ 専用電話を備えた相談窓口の開設</u></p> <p><u>ウ 特別行政相談所の開設</u></p> <p><u>(3) 関東財務局（横浜財務事務所）</u></p> <p><u>(4) 関東農政局（神奈川県拠点）</u></p> <p><u>(5) 関東森林管理局</u></p> <p><u>(6) 関東経済産業局</u></p> <p><u>(7) 関東東北産業保安監督部</u></p> <p><u>(8) 関東運輸局</u></p> <p><u>(9) 関東運輸局（神奈川運輸支局）</u></p> <p><u>(10) 東京航空局（東京空港事務所）</u></p> <p><u>(11) 第三管区海上保安本部</u></p> <p><u>(12) 東京管区气象台（横浜地方气象台）</u></p> <p><u>(13) 関東総合通信局</u></p>	<p>第3章 計画の推進主体とその役割</p> <p>第1節 計画の進め方</p> <p>3 男女共同参画等の推進</p> <p>水害等災害対策計画は、多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、男女双方の視点や要配慮者などの多様な視点に配慮して進めることが重要です。県、市町村等の防災関係機関は、<u>被災時における</u>男女のニーズの違い等に十分配慮し、避難所において被災者の良好な生活環境が保たれるよう努めるとともに、防災に関する政策・方針決定過程において女性の参画を拡大するなど、男女共同参画をはじめとした多様な視点を意識した計画の推進に努めます。</p> <p>第4節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>3 指定地方行政機関</p> <p>(1) 関東管区警察局</p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>(2) 関東財務局（横浜財務事務所）</u></p> <p><u>(3) 関東農政局（神奈川県拠点）</u></p> <p><u>(4) 関東森林管理局</u></p> <p><u>(5) 関東経済産業局</u></p> <p><u>(6) 関東東北産業保安監督部</u></p> <p><u>(7) 関東運輸局</u></p> <p><u>(8) 関東運輸局（神奈川運輸支局）</u></p> <p><u>(9) 東京航空局（東京空港事務所）</u></p> <p><u>(10) 第三管区海上保安本部</u></p> <p><u>(11) 東京管区气象台（横浜地方气象台）</u></p> <p><u>(12) 関東総合通信局</u></p>

修 正 内 容	現 行 計 画
<p>(略)</p> <p>(ウ) 災害対策用移動通信機器、<u>臨時災害放送局用設備</u>及び災害対策用移動電源車等の貸出し</p> <p><u>(14) 神奈川県労働局</u></p> <p><u>(15) 関東信越厚生局</u></p> <p><u>(16) 国土地理院関東地方測量部</u></p> <p>ア 災害時等における地理空間情報の整備・提供に関する<u>こと</u></p> <p>イ 復旧・復興のための公共測量に関する指導・助言に関する<u>こと</u></p> <p>ウ 地殻変動の監視に関する<u>こと</u></p> <p>エ <u>災害教訓の伝承に関すること</u></p> <p><u>(17) 関東地方整備局</u></p> <p><u>(18) 南関東防衛局</u></p> <p><u>(19) 関東地方環境事務所</u></p> <p>4 指定公共機関</p> <p>(2) 電信電話機関 (<u>NTT東日本(株)神奈川県事業部</u>、<u>NTTドコモビジネス(株)</u>、(株)<u>NTTドコモ</u> 神奈川支店)</p> <p>(4) 日本赤十字社 (神奈川県支部)</p> <p><u>キ 復旧・復興に関する業務</u></p> <p><u>ケ 防災・減災に関する業務</u></p> <p>5 指定地方公共機関</p> <p>(1) 鉄道機関 (東急電鉄株、京浜急行電鉄株、小田急電鉄株、相模鉄道株、京王電鉄株、(株)<u>小田急箱根</u>、伊豆箱根鉄道株、江ノ島電鉄株、湘南モノレール株、(株)横浜シーサイドライン、横浜高速鉄道株)</p> <p>(略)</p> <p>(2) 自動車運送機関 (一般社団法人神奈川県バス協会、京浜急行バス株、川崎鶴見臨港バス株、神奈川中央交通株、<u>富士急モビリティ(株)</u>、一般社団法人神奈川県トラック協会、一般社団法人神奈川県タクシー協会)</p>	<p>(略)</p> <p>(ウ) 災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車等の貸出し</p> <p><u>(13) 神奈川県労働局</u></p> <p><u>(14) 関東信越厚生局</u></p> <p><u>(15) 国土地理院関東地方測量部</u></p> <p>ア 災害時等における地理空間情報の整備・提供</p> <p>イ 復旧・復興のための公共測量に関する指導・助言</p> <p>ウ 地殻変動の監視</p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>(16) 関東地方整備局</u></p> <p><u>(17) 南関東防衛局</u></p> <p><u>(18) 関東地方環境事務所</u></p> <p>4 指定公共機関</p> <p>(2) 電信電話機関 (東日本<u>電信電話(株)神奈川県事業部</u>、<u>エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)</u>、(株)<u>エヌ・ティ・ティ・ドコモ</u> 神奈川支店)</p> <p>(4) 日本赤十字社 (神奈川県支部)</p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>(追加)</u></p> <p>5 指定地方公共機関</p> <p>(1) 鉄道機関 (東急電鉄株、京浜急行電鉄株、小田急電鉄株、相模鉄道株、京王電鉄株、<u>箱根登山鉄道株</u>、伊豆箱根鉄道株、江ノ島電鉄株、湘南モノレール株、(株)横浜シーサイドライン、横浜高速鉄道株)</p> <p>(略)</p> <p>(2) 自動車運送機関 (一般社団法人神奈川県バス協会、京浜急行バス株、川崎鶴見臨港バス株、神奈川中央交通株、<u>富士急湘南バス(株)</u>、一般社団法人神奈川県トラック協会、一般社団法人神奈川県タクシー協会)</p>

修正内容	現行計画
<p>序章 神奈川県水防災戦略</p> <p>1 趣旨</p> <p>近年我が国では、地球温暖化などの気候変動の影響により、毎年のように台風や線状降水帯の発生などに伴う集中豪雨に見舞われており、深刻な風水害や土砂災害が各地で発生しています。</p> <p>令和元年に発生した台風第15号（以下「令和元年房総半島台風」という。）及び第19号（以下「令和元年東日本台風」という。）は、いずれも本県を含む首都圏を直撃し、東日本の広範囲に及ぶ記録的な豪雨や暴風が発生し、各地に甚大な被害をもたらしました。</p> <p>特に、令和元年東日本台風では、全国で100名を超える死者が発生しましたが、県内でも9名の尊い命が失われたほか、広範囲にわたる停電や断水、道路や鉄道網の寸断など、ライフラインや産業基盤にも重大な被害が発生しました。</p> <p>台風をはじめとする風水害は、忘れたところに発生するのではなく、いつ起きてもおかしくないものと認識し、被害の軽減に向けて、国や自治体による公助、住民による自助と共助が連携し、最大限可能な対策に取り組む必要があります。</p> <p>そこで、県は、令和元年の台風被害を受け、大規模な水害への対応力を強化するため、令和2年2月に「神奈川県水防災戦略（以下「戦略」という。）を策定し、ハード・ソフト両面から計画的、重点的に対策を進めることとしました。</p> <p>令和3年5月、集中豪雨の頻発、降雨量の増大に対応するため、流域全体を俯瞰し、関係者が協働して取り組む「流域治水」の実効性を高める「流域治水関連法」が成立し、従前からの河川管理者等が主体となっていく治水対策に加え、その流域に関わるあらゆる関係者が協働し、流域全体で水害を軽減させる治水対策への転換を図ることとしました。</p> <p>また、令和3年7月、静岡県熱海市で発生した土石流災害では、多くの</p>	<p>序章 神奈川県水防災戦略</p> <p>1 趣旨</p> <p>近年、毎年のように台風や前線の影響による豪雨や暴風により、大規模な水害や土砂災害が発生しています。特に、平成30年には、平成最悪の豪雨災害と言われる「平成30年7月豪雨」が発生し、情報の受伝達や住民の避難の在り方などに教訓が得られ、国を挙げて改善策を講じてきました。</p> <p>そうした中、令和元年に発生した台風第15号（以下「令和元年房総半島台風」という。）と台風第19号（以下「令和元年東日本台風」という。）は、いずれも本県を含む首都圏を直撃し、東日本の広範囲に記録的な豪雨や暴風により甚大な被害をもたらす事態となり、本県でも、令和元年東日本台風では9名の尊い命が失われるとともに、広範囲にわたる停電や断水、道路や鉄道網の寸断などライフラインや産業基盤に重大な被害が発生しました。</p> <p>世界に目を向けても、熱波、洪水、海面上昇などによる多くの被害が発生しており、その要因は地球温暖化など気候変動の影響といわれています。今後も、こうした異常気象の発生と被害リスクの増大が懸念されるなか、県では、気候が非常事態にあるという「危機感」を市町村、企業、団体、県民などと共有するため、令和2年2月に「かながわ気候非常事態宣言」を行いました。</p> <p>このような状況を踏まえると、水害等の災害は、忘れた頃に発生するのではなく、いつ起きてもおかしくないものと認識を改め、最大限可能な対策に取り組む必要があります。毎年繰り返す、また激甚化・頻発化する大規模な水害等への備えを加速化させることが急務となっています。</p> <p>そこで、県は、令和元年の台風被害からの復旧復興に取り組むことに併せ、水害への対応力強化のための対策として、「神奈川県水防災戦略」を定め、戦略的、計画的に対策を進めてきました。</p> <p>一方、令和3年の静岡県での土石流災害を踏まえ成立した盛土規制法への対応や、気候変動の影響による豪雨の頻発、降雨量の増大に対応するため、流域全体で、関係者が協働して取り組む流域治水への転換が急務となっている他、気候変動の影響による海面水位の上昇等が顕在化していることを踏まえた、海岸保全施設の長期的な整備の在り方の検討も必要になっています。さらに、感染症との複合災害や情報通信分野を中心としたデジタル化の進展への対応も必須となっています。</p>

修正内容	現行計画
<p><u>え方に沿って、県が主体となって取り組む「①氾濫をできるだけ防ぐ、減らす対策」等について、必要なハード対策を加速させます。</u> <u>また、孤立地域対策や要配慮者などの災害に弱い立場の方に目を向けた対応、複合災害の抑止・軽減に向けた対策などの新たな課題への検討を進め、水害への備えを進めていきます。</u></p> <p>(1) 被害軽減の取組みを加速させるハード対策 <u>遊水池の整備、ダム湖や河道における堆積土砂の撤去、農業用排水路の整備など、流域治水の観点から重点的に推進すべき事業、また、道路の防災対策など、「いのち」を守り、被害を軽減する事業を推進します。</u></p> <p>(2) 災害対応力の充実強化に向けたソフト対策 <u>市町村が行う避難対策、減災対策への支援、住民による適切な避難行動につなげるための迅速・確実な情報受伝達機能の強化、DXの推進、孤立地域対策、要配慮者など災害に弱い立場に目を向けた対応等、災害対応力の充実強化に向けた事業を推進します。</u></p> <p>第1章 災害に強いまちづくり 第1節 計画的な土地利用と市街地整備の推進 【現状】 ○ さらに、盛土による災害を防止するため、都市計画法をはじめとする土地利用規制に関する法令に加え、<u>県、政令市及び中核市は、令和5年5月26日に施行された、「宅地造成及び特定盛土等規制法」(通称「盛土規制法」)</u>に基づき、宅地、農地、森林等の土地の用途や盛土等の目的</p>	<p>中長期的な視点からの取組みに加え、ダム湖や河道における堆積土砂の撤去など、流域治水の観点から重点的に推進すべき事業、また、「いのち」を守り、被害を軽減する事業を推進します。</p> <p>(主な取組み)</p> <ul style="list-style-type: none">遊水地の整備や流路のボトルネック箇所である鉄道橋架替等に加え、老朽化した放流施設の更新に伴い、事前放流の強化を図る相模ダムリニューアル事業を実施要配慮者利用施設のある箇所や過去にがけ崩れがあった急傾斜地の箇所などにおける土砂災害防止施設の整備を、更に加速 <p>(2) 災害対応力の充実強化に向けたソフト対策</p> <p>市町村が行う避難対策、減災対策への支援、住民による適切な避難行動につなげるための迅速・的確な情報受伝達機能の強化、<u>県</u>の災害対応体制の強化等を図る事業を推進します。</p> <p>(主な取組み)</p> <ul style="list-style-type: none">消防の訓練施設「かながわ版ディザスターシティ」について、土砂災害や洪水からの救出救助の訓練環境の増強を図り、土砂災害や水害への対応力を強化大規模災害時に想定される水洗トイレの機能不全に対応するため、市町村支援のための県の備蓄強化や、市町村の仮設・携帯トイレの確保への支援、家庭における在宅避難に備えた携帯トイレの備蓄促進などのトイレプロジェクトを展開 <p>第1章 災害に強いまちづくり 第1節 計画的な土地利用と市街地整備の推進 【現状】 ○ さらに、盛土による災害を防止するため、都市計画法をはじめとする土地利用規制に関する法令に加え、<u>県及び一部市町では、土砂の適正な処理を推進するための条例を定め、盛土の形状をはじめ排水施設や擁壁等について安全基準等に基づく審査及び指導を行っています。</u></p>

修正内容	現行計画
<p><u>に関わらず、危険な盛土を規制していきます。</u></p> <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none">○ <u>県、政令市及び中核市は、盛土の安全確保を図るため、令和7年4月1日に県内全域を盛土規制法に基づく規制区域に指定し、運用を開始したところですが、同法運用開始前に県土砂条例の許可を得ずに行われた盛土や、同条例の許可内容を逸脱している盛土等が依然として残っており、適切な対応が必要です。</u> <p>【取組の方向】</p> <ul style="list-style-type: none">○ (略) また、市町村が実施する避難地、避難路及び防災まちづくり拠点等の整備や、事前復興まちづくり計画策定に向けた事業計画の策定などについて技術的支援を行います。(略)○ <u>県は、定期的なパトロールを実施し、不適切な盛土の監視を強化するとともに、必要に応じて得られた情報を市町村や県警察と共有し、対策に活かしていきます。</u> <p>【主な事業】</p> <p>2 災害に強いまちづくりの促進</p> <ul style="list-style-type: none">○ <u>県は、市町村が行う災害危険度判定調査、住民等のまちづくり活動、防災まちづくり拠点等の地区公共施設等整備及び事前復興まちづくり計画策定について、必要となる国の交付金確保に向けた取組などを支援していきます。</u> [県土整備局] <p>資料</p> <p>地震編 2-1-(2) <u>宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域</u></p>	<p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none">○ <u>盛土については、関係法令等において規制しているものの、許可を必要とする規模要件や規制区域が様々であるほか、条例で規定する罰則では違反行為の抑止に限界があることから、全国一律に隙間のない規制を行う必要があります。そのため、令和3年に静岡県で発生した土石流災害の教訓を踏まえ、令和4年5月に成立した盛土規制法に適切に対応する必要があります。</u> <p>【取組の方向】</p> <ul style="list-style-type: none">○ (略) また、市町村が実施する避難地、避難路及び防災まちづくり拠点等の整備について、事業計画の策定や交付金の採択について技術的支援を行います。(略)○ <u>盛土による災害防止のための総点検の結果、必要な災害防止措置が確認できなかった盛土については、必要な調査や対策工事を実施し、人家等への被害が生じないように、災害の防止に努めていきます。</u> <u>また、引き続き関係法令等に基づき、土砂の適正処理が図られるよう努めていきます。</u> <p>【主な事業】</p> <p>2 災害に強いまちづくりの促進</p> <ul style="list-style-type: none">○ <u>県は、市町村が行う災害危険度判定調査、住民等とのまちづくり活動及び防災まちづくり拠点等の地区公共施設整備について、都市防災総合推進事業の採択に向けた取組を支援していきます。</u> [県土整備局] <p>資料</p> <p>地震編 2-1-(2) <u>市町村別防火地域、準防火地域指定状況一覧表</u></p>

修 正 内 容	現 行 計 画
<p>〃 2-1-(3) <u>市街地再開発事業の概要</u></p>	<p>〃 2-1-(3) <u>宅地造成工事規制区域図</u></p>
<p>〃 2-1-(4) <u>土地区画整理事業の概要</u></p>	<p>〃 2-1-(4) <u>市街地再開発事業の概要</u></p>
<p>〃 2-2 県立都市公園等一覧</p>	<p>〃 <u>2-1-(5) 土地区画整理事業の概要</u></p>
<p>第2節 治山・造林</p>	<p>第2節 治山・造林</p>
<p>【主な事業】</p>	<p>【主な事業】</p>
<p>3 湘南海岸における飛砂防備対策等</p> <p>○ 県は、湘南海岸一帯の住民及び公共施設を飛砂、塩害から守るとともに、緑豊かな自然環境の保全を図るため、砂防林の保全に努めます。 [県土整備局]</p>	<p>3 湘南海岸における飛砂防備対策等</p> <p>○ 県は、湘南海岸一帯の住民及び公共施設を飛砂、塩害から守るとともに、緑豊かな自然環境の保全を図るため、砂防林の整備・保全を進めます。 [県土整備局]</p>
<p>第3節 治水対策</p>	<p>第3節 治水対策</p>
<p>【現状】</p>	<p>【現状】</p>
<p>○ 国と県は、洪水予報河川や水位周知河川等について、「想定しうる最大規模の降雨」により河川が氾濫した場合に、想定される浸水の範囲と水深を表した洪水浸水想定区域図を令和2年までに作成、公表しています。</p> <p><u>さらに、令和3年の水防法改正により、洪水浸水想定区域図の指定範囲が拡大されたことを受けて、相模川上流域及び酒匂川上流域について、令和7年までに作成、公表しています。</u></p>	<p>○ 国と県は、洪水予報河川や水位周知河川等について、「想定しうる最大規模の降雨」により河川が氾濫した場合に、想定される浸水の範囲と水深を表した洪水浸水想定区域図を令和2年までに作成、公表しています。</p> <p><u>(追加)</u></p>
<p>第4節 河川改修</p>	<p>第4節 河川改修</p>
<p>【現状】</p>	<p>【現状】</p>
<p>○ 県の管理河川は、26水系 <u>111</u> 河川 (<u>751.09</u>km) ありますが、要改修延長 <u>450.89</u> kmの河川改修を積極的に進めています。</p>	<p>○ 管理河川は、26水系 <u>113</u> 河川 (<u>755.0</u>km) ありますが、要改修延長 <u>452</u>kmの河川改修を積極的に進めています。</p>

修正内容	現行計画
<p>第7節 高潮対策</p> <p>【現状】</p> <ul style="list-style-type: none">○ 相模灘では、台風時には高潮の被害が発生しています。<u>高潮の影響は海岸の地形等により異なるため、実際に被害が生じるなど</u>災害の危険性が高い海岸から<u>護岸等の整備</u>を進めています。○ 県は、<u>想定し得る最大規模の高潮による氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域を、</u>高潮浸水想定区域として指定並びに高潮特別警戒水位を設定しました。 <p>【主な事業】</p> <p>1 海岸高潮対策の推進等</p> <ul style="list-style-type: none">○ 県は、海岸高潮対策として、養浜、護岸等の整備を進めます。<u>[県土整備局]</u> <p>2 河川高潮対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none">○ 県は、河川高潮対策として、帷子川において河川改修事業を行っており、今後も計画的に改修を進めていきます。(要改修延長 4.8km に対して令和<u>6</u>年度末現在改修済延長 3.0km) [県土整備局] <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>第7節 高潮対策</p> <p>【現状】</p> <ul style="list-style-type: none">○ 相模灘では、<u>近年侵食が進み、</u>台風時には高潮の被害が発生しています。<u>その結果、各海岸における最大水位は、海岸の地勢等により異なるため、具体的な施設整備は、それぞれの調査結果の最大水位をもとに、背後地盤が低く、</u>災害の危険性が高い海岸から整備を進めています。<u>また、高潮対策のため、護岸等の整備を進めています。</u>○ 県は、<u>平成31年4月に東京湾沿岸（神奈川区間）、令和3年5月、令和3年8月に相模灘沿岸において、高潮浸水想定区域の</u>指定並びに高潮特別警戒水位を設定しました。 <p>【主な事業】</p> <p>1 海岸高潮対策の推進等</p> <ul style="list-style-type: none">○ 県は、<u>茅ヶ崎、葉山及び小田原海岸等において、</u>海岸高潮対策として、養浜、護岸等の整備を進めます。<u>[環境農政局]</u> <p>2 河川高潮対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none">○ 県は、河川高潮対策として、帷子川において河川改修事業を行っており、今後も計画的に改修を進めていきます。(要改修延長 4.8km に対して令和<u>2</u>年度末現在改修済延長 3.0km) [県土整備局] <p>3 浸水想定区域の指定、公表等</p> <ul style="list-style-type: none">○ 県は、<u>高潮特別警戒水位に到達した旨の情報を提供する海岸として指定した海岸について、想定し得る最大規模の高潮による氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域を高潮浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間を公表するとともに、関係市町村の長に通知します。</u> [県土整備局] <p>4 高潮氾濫発生情報</p> <ul style="list-style-type: none">○ 県は、<u>高潮による浸水被害の発生状況と潮位等の実績を精査し、高潮氾濫発生情報の精度向上を図ります。</u> [県土整備局]

第2編 風水害対策編

修正計画	現行計画
<p>第8節 水害予防施設の維持補修</p> <p>【現状】</p> <ul style="list-style-type: none">○ <u>道路</u>、広域農道、港湾、漁港、海岸、林道、治山の各施設について管理点検と補修等を実施しています。○ 県管理河川は、現在一級河川は、多摩川、鶴見川、相模川の3水系34河川、延長は261km、二級河川は帷子川などの23水系77河川、延長490kmであり、合計26水系111河川、延長751.09kmを管理しています。 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none">○ <u>道路</u>、広域農道、<u>港湾</u>、漁港、<u>海岸</u>、林道、治山の各施設に対するきめ細かな点検管理のパトロール体制を強化するとともに補修等を推進する必要があります。 <p>【主な事業】</p> <p>3 農業用施設、漁港施設、港湾施設、<u>海岸施設</u>、林業施設の整備・維持補修</p> <ul style="list-style-type: none">○ 県及び市町村は、広域農道、<u>港湾</u>、漁港、<u>海岸</u>、林道、治山の各施設について機能の保持又は向上のための維持補修を行います。 [環境農政局、<u>県土整備局</u>] <p>4 土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域の指定等</p> <ul style="list-style-type: none">○ さらに、県は、土砂災害により住民等に著しい危害が生じるおそれのある区域を調査し、調査結果を公表するとともに、関係市町村長の意見を聴いたうえで、土砂災害特別警戒区域に指定します。なお、指定した土砂災害特別警戒区域では、住宅宅地分譲等の開発行為に対する許可制や、<u>建築基準法に基づいた建築物の構造規制、既存住宅の移転促進等が行われます。</u>	<p>第8節 水害予防施設の維持補修</p> <p>【現状】</p> <ul style="list-style-type: none">○ 広域農道、港湾、漁港、海岸、林道、治山の各施設について管理点検と維持補修を実施しています。○ 県管理河川は、現在一級河川は、多摩川、鶴見川、相模川の3水系34河川、延長は261km、二級河川は帷子川などの23水系79河川、延長494kmであり、合計26水系113河川、延長755.0kmを管理しています。 <p>【課題】</p> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none">○ 広域農道、<u>港湾</u>、漁港、<u>海岸</u>、林道、治山の各施設に対するきめ細かな点検管理のパトロール体制を強化する必要があります。 <p>【主な事業】</p> <p>3 農業用施設、漁港施設、港湾<u>海岸</u>施設、林業施設の整備・維持補修</p> <ul style="list-style-type: none">○ 県及び市町村は、広域農道、漁港、<u>漁港海岸</u>、林道、治山の各施設について機能の保持又は向上のための維持補修を行います。 [環境農政局] <p>4 土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域の指定等</p> <ul style="list-style-type: none">○ さらに、県は、土砂災害により住民等に著しい危害が生じるおそれのある区域を調査し、調査結果を公表するとともに、関係市町村長の意見を聴いたうえで、土砂災害特別警戒区域に指定します。なお、指定した土砂災害特別警戒区域では、住宅宅地分譲等の開発行為に対する許可制や、<u>建築基準法に基づいた建築物の構造規制等が行われます。</u>

修正計画			現行計画		
資料			資料		
地震編	2-5-(1)	<u>市町村別急傾斜地崩壊危険区域一覧表</u>	地震編	2-5-(1)	<u>急傾斜地崩壊危険箇所指定区域(年度別達成率表)</u>
〃	2-5-(2)	<u>市町村別急傾斜地崩壊危険区域指定箇所及び面積</u>	〃	2-5-(2)	<u>市町村別急傾斜地崩壊危険区域一覧表</u>
〃	2-5-(3)	<u>市町村別地すべり防止区域指定一覧表</u>	〃	2-5-(3)	<u>市町村別急傾斜地崩壊危険箇所・指定区域一覧表</u>
〃	2-5-(4)	<u>土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域一覧表</u>	〃	2-5-(4)	<u>市町村別急傾斜地崩壊危険区域指定箇所及び面積</u>
〃	2-5-(5)	<u>市町村別土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域箇所数一覧表</u>	〃	2-5-(5)	<u>急傾斜地崩壊危険箇所等(市町村別)</u>
			〃	2-5-(6)	<u>市町村別地すべり危険箇所一覧表</u>
			〃	2-5-(7)	<u>市町村別地すべり防止区域指定一覧表</u>
			〃	2-5-(8)	<u>市町村別土石流危険渓流一覧表</u>
第10節 造成地の災害防止			第10節 造成地の災害防止		
資料			資料		
地震編	2-1-(2)	<u>宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域</u>	地震編	2-1-(2)	<u>宅地造成工事規制区域図</u>
第13節 ライフラインの安全対策			第13節 ライフラインの安全対策		
【現状】			【現状】		
○ 電話・通信については、 <u>NTT東日本</u> (株) (以下「NTT東日本」という。)、 <u>NTTドコモビジネス</u> (株) (以下「 <u>NTTドコモビジネス</u> 」という。)及び(株)NTTドコモ (以下「NTTドコモ」という。)において、中継ケーブルの複数ルート分散、災害対策機器類の配備等を行っています。			○ 電話・通信については、東日本 <u>電信電話</u> (株) (以下「NTT東日本」という。)、 <u>エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ</u> (株) (以下「 <u>NTTコミュニケーションズ</u> 」という。)及び(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ (以下「NTTドコモ」という。)において、中継ケーブルの複数ルート分散、災害対策機器類の配備等を行っています。		
【取組の方向】			【取組の方向】		
○ <u>水道事業者及び下水道管理者は、発災後に迅速に復旧できるよう、上下水道システムの基幹施設等の最優先で復旧すべき箇所をあらかじめ</u>			(追加)		

修正計画	現行計画
<p><u>じめ定めておくなど、上下水道一体となった対応に努めます。さらに、宅内配管についても迅速に復旧できるよう、あらかじめ体制の構築に努めます。</u></p> <p><u>○ 電線管理者は、電柱・電線の除去作業を直接行う必要があるため、道路管理者と電線管理者で協定を結ぶ等により、あらかじめ作業の流れや役割分担を決めておきます。</u></p> <p>4 電気、ガス、電話・通信</p> <p>○ 県は、災害時に電気を供給することができる太陽光発電設備、電気自動車・燃料電池自動車などの<u>導入促進</u>を図ります。 <u>[環境農政局]</u></p>	<p>4 電気、ガス、電話・通信</p> <p>○ 県は、災害時に電気を供給することができる太陽光発電設備などの導入や、電気自動車・燃料電池自動車などの<u>分散型電源の普及促進</u>を図ります。 <u>[産業労働局]</u></p>

修正計画	現行計画
<p>第2章 災害時応急活動事前対策の充実 第1節 災害時情報の収集・提供体制の拡充</p> <p>【現状】</p> <ul style="list-style-type: none">○ また、県内外の大規模風水害等の災害時に、迅速に被災地へ赴き、被害情報を収集して県の災害対策本部等に報告する神奈川県広域災害時情報収集先遣隊を編成しています。○ <u>発災直後における概括的被害状況の確認等を行うため、民間ヘリコプターのチャーター機を導入しています。</u> <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none">○ <u>国が令和6年4月より運用を開始した新総合防災情報システム(SOBO-WEB)などの積極的な活用を見据えつつ、</u>災害対応の効率化等の観点から、ドローンを活用した情報収集や人工知能(AI)を活用するなど防災・減災におけるDX(デジタルトランスフォーメーション)を積極的に推進する必要があります。○ 本県の災害情報の受伝達の基幹システムとなる防災行政通信網について、円滑で着実な運用を図る必要があります。 <p>【主な事業】</p> <p>1 災害情報受伝達体制の充実</p> <ul style="list-style-type: none">○ 県は、「防災行政通信網」の活用により、県機関、市町村及び防災関係機関との情報共有をさらに円滑にします。 [くらし安全防災局] <p>○ <u>県は、通信断絶時でも情報の受伝達が可能な衛星通信機器を配備します。</u> [くらし安全防災局]</p> <p>資料</p> <p>〃 <u>3-1-(6) 災害時における無人航空機による協力に関する協定(JDRONE)</u></p>	<p>第2章 災害時応急活動事前対策の充実 第1節 災害時情報の収集・提供体制の拡充</p> <p>【現状】</p> <ul style="list-style-type: none">○ また、県内外の大規模風水害等の災害時に、迅速に被災地へ赴き、被害情報を収集して県の災害対策本部等に報告する神奈川県広域災害時情報収集先遣隊を編成しています。 <p><u>(追加)</u></p> <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none">○ <u>現在、国が開発を進めているSIP4D(基盤的防災情報流通ネットワーク)などの積極的な活用を見据えつつ、</u>災害対応の効率化等の観点から、ドローンを活用した情報収集や人工知能(AI)を活用するなど防災・減災におけるDX(デジタルトランスフォーメーション)を積極的に推進する必要があります。○ 本県の災害情報の受伝達の基幹システムとなる防災行政通信網について、<u>最新のICTを再整備により導入し、</u>円滑で着実な運用を図る必要があります。 <p>【主な事業】</p> <p>1 災害情報受伝達体制の充実</p> <ul style="list-style-type: none">○ 県は、「防災行政通信網」の再整備により、<u>ネットワークの冗長化による情報受伝達の確実性の強化、稼働状況の常時監視・ウイルス対策などのセキュリティ強化及び被災現場等からの映像伝達機能やWEB会議機能の構築による利便性の向上により、</u>県機関、市町村及び防災関係機関との情報共有をさらに円滑にします。 [くらし安全防災局] <p><u>(追加)</u></p> <p>資料</p> <p><u>(追加)</u></p>

修正計画	現行計画
<p>に、必要に応じて、災害時応援協定に基づく無人航空機（ドローン）の運用により、応急対策における機動性を高めます。 [くらし安全防災局]</p> <p><u>○ 県は、必要に応じて、災害時の要員や物資の輸送等にチャーターしている民間ヘリコプターを活用します。</u></p> <p>5 市町村消防の強化</p> <p>○ 県は、市町村消防力の充実・強化を図るため、<u>消防用</u>資機材等の整備を支援します。</p> <p>○ 県は、Kアラート<u>の運用</u>やかながわ版ディザスターシティの活用、<u>かながわ消防訓練等を通じて</u>、市町村消防力の強化に努めます。 [くらし安全防災局]</p> <p>第5節 避難対策 【現状】</p> <p>○ 県は、市町村の避難所の設置運営の参考となるよう、神奈川県避難所マニュアル策定指針（以下「避難所マニュアル策定指針」という。）を定め、<u>令和6年8月には国が令和5年5月8日から新型コロナウイルス感染症を感染症法上の5類感染症に位置づけたことや令和6年能登半島地震の教訓等を踏まえ修正しました。</u></p> <p>【主な事業】</p> <p>5 避難所の運営管理</p> <p>○ 県は、新たな感染症のまん延など、避難対策を巡る環境の変化に対応し、<u>女性や子ども、要配慮者の視点に立った、より良い避難所の運営管理を実現するため、避難生活の向上に必要な資機材の備蓄や市町村の資機材の備蓄に対する支援のほか、</u>必要に応じて県避難所マニュアル策定指針を見直します。 [くらし安全防災局]</p> <p>○ （略）</p> <p>さらに、指定避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド、<u>エアベッド等の簡易ベッド</u>、パーティション、炊き出し</p>	<p>察及び横浜、川崎両市消防局のヘリコプター等を活用するとともに、必要に応じて、災害時応援協定に基づく無人航空機（ドローン）の運用により、応急対策における機動性を高めます。 [くらし安全防災局]</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>5 市町村消防の強化</p> <p>○ 県は、市町村消防力の充実・強化を図るため、<u>防災用</u>資機材等の整備を支援します。</p> <p>○ 県は、Kアラートやかながわ版ディザスターシティを<u>活用し</u>、市町村消防力の強化に努めます。 [くらし安全防災局]</p> <p>第5節 避難対策 【現状】</p> <p>○ 県は、市町村の避難所の設置運営の参考となるよう、神奈川県避難所マニュアル策定指針（以下「避難所マニュアル策定指針」という。）を定め、<u>平成30年3月には国の新たな指針やガイドラインなどを基に修正しました。</u></p> <p>【主な事業】</p> <p>5 避難所の運営管理</p> <p>○ 県は、新たな感染症のまん延など、避難対策を巡る環境の変化に対応し、より良い避難所の運営管理を実現するため、必要に応じて県避難所マニュアル策定指針を見直します。 [くらし安全防災局]</p> <p>○ （略）</p> <p>さらに、指定避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、</p>

修正計画	現行計画																																							
<p>用具、<u>キッチン資機材、乳児用粉ミルク又は乳児用液体ミルク、乳児・小児用おむつ、大人用おむつ、トイレットペーパー、生理用品</u>、毛布等避難生活に必要な物資や感染症対策に必要な物資、食物アレルギーに配慮した食料等の備蓄に努めます。また、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子供にも配慮します。</p> <p>この他、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、<u>停電時にも稼働可能な空調設備の利用促進</u>や再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努めます。</p>	<p>食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や感染症対策に必要な物資、食物アレルギーに配慮した食料等の備蓄に努めます。また、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子供にも配慮します。</p> <p>この他、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努めます。</p>																																							
<p>7 住民への周知</p> <p><u>○ 県は、「かながわ防災パーソナルサポート」などにより、避難に関する情報を提供します。</u> [くらし安全防災局]</p>	<p>7 住民への周知</p> <p><u>(追加)</u></p>																																							
<p>9 応急仮設住宅等 (略)</p> <p>○ 市町村は、住家被害の調査や罹災証明書^の交付の担当部局と応急危険度判定の担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、発災後、<u>必要に応じて</u>応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を実施できるよう努めます。</p>	<p>9 応急仮設住宅等</p> <p>○ 市町村は、住家被害調査や罹災証明書交付の担当部局と応急危険度判定の担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、発災後、<u>早期に</u>応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を実施できるよう努めます。</p>																																							
<p>資料</p> <table border="0"> <tr> <td>地震編</td> <td>3-5-(1)</td> <td>市町村別指定緊急避難場所等の指定状況一覧表</td> </tr> <tr> <td>"</td> <td>3-5-(2)</td> <td><u>市町村避難計画の主な策定項目</u></td> </tr> <tr> <td>"</td> <td>3-5-(3)</td> <td><u>神奈川県大震災避難対策計画の概要</u></td> </tr> <tr> <td>"</td> <td>3-5-(4)</td> <td><u>応急仮設住宅建設能力一覧表</u></td> </tr> <tr> <td>"</td> <td>3-5-(5)</td> <td><u>避難所マニュアル策定指針の概要</u></td> </tr> <tr> <td>"</td> <td>3-5-(6)</td> <td><u>市町村別指定避難所等の指定状況一覧表</u></td> </tr> <tr> <td>"</td> <td>3-5-(7)</td> <td><u>県立施設の指定管理者と締結する基本協定書標準例抜粋</u></td> </tr> </table>	地震編	3-5-(1)	市町村別指定緊急避難場所等の指定状況一覧表	"	3-5-(2)	<u>市町村避難計画の主な策定項目</u>	"	3-5-(3)	<u>神奈川県大震災避難対策計画の概要</u>	"	3-5-(4)	<u>応急仮設住宅建設能力一覧表</u>	"	3-5-(5)	<u>避難所マニュアル策定指針の概要</u>	"	3-5-(6)	<u>市町村別指定避難所等の指定状況一覧表</u>	"	3-5-(7)	<u>県立施設の指定管理者と締結する基本協定書標準例抜粋</u>	<p>資料</p> <table border="0"> <tr> <td>地震編</td> <td>3-5-(1)</td> <td>市町村別指定緊急避難場所等の指定状況一覧表</td> </tr> <tr> <td>"</td> <td>3-5-(2)</td> <td><u>災害時における関東郵政局と神奈川県の相互協力に関する覚書</u></td> </tr> <tr> <td>"</td> <td>3-5-(3)</td> <td><u>市町村避難計画の主な策定項目</u></td> </tr> <tr> <td>"</td> <td></td> <td><u>(追加)</u></td> </tr> <tr> <td>"</td> <td>3-5-(5)</td> <td><u>(一社)プレハブ建築協会等における応急仮設住宅建設能力一覧表</u></td> </tr> <tr> <td>"</td> <td>3-5-(6)</td> <td><u>避難所マニュアル策定指針の概要</u></td> </tr> </table>	地震編	3-5-(1)	市町村別指定緊急避難場所等の指定状況一覧表	"	3-5-(2)	<u>災害時における関東郵政局と神奈川県の相互協力に関する覚書</u>	"	3-5-(3)	<u>市町村避難計画の主な策定項目</u>	"		<u>(追加)</u>	"	3-5-(5)	<u>(一社)プレハブ建築協会等における応急仮設住宅建設能力一覧表</u>	"	3-5-(6)	<u>避難所マニュアル策定指針の概要</u>
地震編	3-5-(1)	市町村別指定緊急避難場所等の指定状況一覧表																																						
"	3-5-(2)	<u>市町村避難計画の主な策定項目</u>																																						
"	3-5-(3)	<u>神奈川県大震災避難対策計画の概要</u>																																						
"	3-5-(4)	<u>応急仮設住宅建設能力一覧表</u>																																						
"	3-5-(5)	<u>避難所マニュアル策定指針の概要</u>																																						
"	3-5-(6)	<u>市町村別指定避難所等の指定状況一覧表</u>																																						
"	3-5-(7)	<u>県立施設の指定管理者と締結する基本協定書標準例抜粋</u>																																						
地震編	3-5-(1)	市町村別指定緊急避難場所等の指定状況一覧表																																						
"	3-5-(2)	<u>災害時における関東郵政局と神奈川県の相互協力に関する覚書</u>																																						
"	3-5-(3)	<u>市町村避難計画の主な策定項目</u>																																						
"		<u>(追加)</u>																																						
"	3-5-(5)	<u>(一社)プレハブ建築協会等における応急仮設住宅建設能力一覧表</u>																																						
"	3-5-(6)	<u>避難所マニュアル策定指針の概要</u>																																						

修正計画		現行計画	
"	3-5-(8) <u>災害時における避難所等確保の支援に関する協定</u>	"	3-5-(7) <u>市町村別指定避難所等の指定状況一覧表</u>
"	<u>3-5-(9) 電気自動車を活用した脱炭素社会実現及び災害対策強化に関する連携協定</u>	"	3-5-(8) <u>災害時における避難所等確保の支援に関する協定</u>
"	<u>3-5-(10) 災害時における外部給電可能車両等の貸与に関する協定</u>		<u>(追加)</u>
			<u>(追加)</u>
第6節 帰宅困難者対策 資料		第6節 帰宅困難者対策 資料	
地震編	3-6-(1) 災害時における徒歩帰宅者支援に関する協定(四州市・神奈川県石油業協同組合)	地震編	3-6-(1) 災害時における徒歩帰宅者支援に関する協定(四州市・神奈川県石油業協同組合)
"	<u>3-6-(2) 災害時における徒歩帰宅者支援に関する協定(四州市・ウェインズトヨタ神奈川(株))</u>		<u>(追加)</u>
"	3-6-(3) 災害時における帰宅困難者支援に関する協定書(九都県市)	"	3-6-(2) 災害時における帰宅困難者支援に関する協定書(九都県市)
"	3-6-(4) 災害時における帰宅困難者支援に関する協定書(四州市・日産自動車株)	"	3-6-(3) 災害時における帰宅困難者支援に関する協定書(四州市・日産自動車株)
"	3-6-(5) 災害時における帰宅困難者支援に関する協定書(四州市・神奈川県理容生活衛生同業組合)	"	3-6-(4) 災害時における帰宅困難者支援に関する協定書(四州市・神奈川県理容生活衛生同業組合)
第7節 要配慮者等に対する対策 【現状】 <u>○ 県は、災害時に迅速かつ的確な福祉サービスを提供するために、情報を迅速かつ正確に把握することが重要であることから、社会福祉施設等の被害状況などの必要な情報を把握する厚生労働省の「災害時情報共有システム」を活用しています。</u>		第7節 要配慮者等に対する対策 【現状】 <u>(追加)</u>	
【課題】 <u>○ 県は、災害時に社会福祉施設等の被災状況等の情報を迅速に収集す</u>			

修正計画	現行計画
<p><u>るため、関係部局や社会福祉施設等の職員に対して、災害時情報共有システムの操作等に係る訓練の定期的な実施に努める必要があります。</u></p> <p>【取組の方向】</p> <p>○ 県及び市町村は、災害発生時における外国人への広報や相談などの支援体制を整備します。 <u>言語的な支援体制だけでなく、文化や生活習慣にも配慮した体制の整備に努めます。</u></p> <p>○ <u>県が被災した場合は、必要に応じ、その地域内における福祉的支援を円滑に行うための総合調整等に努めます。</u></p> <p>○ <u>県は、迅速かつ的確な福祉支援サービスを提供するために、災害時情報共有システム等を活用して社会福祉施設の情報を収集します。</u></p> <p>【主な事業】</p> <p>1 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画</p> <p>○ 県は、個別避難計画の作成に取り組む市町村に対して、財政面、技術面からの支援に努めます。 [くらし安全防災局 福祉子どもみらい局]</p> <p>○ <u>県は、市町村の避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成を推進し、作成に当たっては、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、市町村に対してデジタル技術を活用するよう助言等を行います。</u></p> <p>○ <u>県は、市町村の個別避難計画作成を促進するため、市町村と連携して、避難行動要支援者や避難支援等に携わる関係者に対し、制度の周知・啓発等に努めます。</u></p> <p>4 社会福祉施設等の対策</p> <p>○ (略)</p> <p>県は、市町村と連携して<u>災害時情報共有システムを活用するなど、社会福祉施設等の被災状況の情報収集体制を整備するとともに、必要な情報提供を行います。</u> [関係局]</p> <p>○ 社会福祉施設等の管理者等は、施設の職員や利用者に対して、災害に関する基礎的知識、<u>業務継続計画（BCP）、災害時情報共有システ</u></p>	<p>【課題】 <u>(追加)</u></p> <p>【取組の方向】</p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>(追加)</u></p> <p>【主な事業】</p> <p>1 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画</p> <p>○ 県は、個別避難計画の作成に取り組む市町村に対して、財政面、技術面からの支援に努めます。 [くらし安全防災局 福祉子どもみらい局]</p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>(追加)</u></p> <p>4 社会福祉施設等の対策</p> <p>○ (略)</p> <p>県は、市町村と連携して社会福祉施設等の被災状況の情報収集体制を整備するとともに、必要な情報提供を行います。 [関係局]</p> <p>○ 社会福祉施設等の管理者等は、施設の職員や利用者に対して、災害に</p>

修正計画	現行計画
<p><u>ム</u>の操作等の災害時対応について、理解や関心を深めるため防災教育や避難訓練等を実施します。</p> <p>第8節 飲料水、食料及び生活必需物資等の供給対策 【現状】</p> <p>○ 災害時の被災者用食料の備蓄は市町村で行っています。例えば、サバイバルフーズ（注1）等をはじめとして、アルファ米（注2）・<u>レトルト米</u>、乾パン、粉ミルクや缶詰等を応急食料として備蓄しています。また、生活必需物資の備蓄も市町村で行っています。例えば、仮設トイレや簡易トイレのほか炊き出しに必要な炊飯器、鍋、釜などを備蓄しています。</p> <p>【取組の方向】</p> <p>○ 県及び市町村は、大規模風水害等の災害発生のおそれがある場合、事前に<u>新物資システム（B-P L o）</u>を用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めます。</p> <p>資 料</p> <p>〃 3-8-(13) 生活必需物資の災害時調達先一覧表</p> <p>〃 3-8-(14) 応急食料の調達協定締結先一覧</p> <p>〃 3-8-(15) 応急食料の調達協力企業等一覧</p> <p>第9節 医療・救護・防疫対策 【現状】</p> <p>○ 県では、大規模風水害等の災害が発生した場合に、負傷者等に対する迅速で適切な医療救護、防疫活動が実施できるよう、<u>神奈川県災害時保</u></p>	<p>関する基礎的知識や災害時対応について、理解や関心を深めるため防災教育や避難訓練等を実施します。</p> <p>第8節 飲料水、食料及び生活必需物資等の供給対策 【現状】</p> <p>○ 災害時の被災者用食料の備蓄は市町村で行っています。例えば、サバイバルフーズ（注1）等をはじめとして、アルファ米（注2）、乾パン、粉ミルクや缶詰等を応急食料として備蓄しています。また、生活必需物資の備蓄も市町村で行っています。例えば、仮設トイレや簡易トイレのほか炊き出しに必要な炊飯器、鍋、釜などを備蓄しています。</p> <p>【取組の方向】</p> <p>○ 県及び市町村は、大規模風水害等の災害発生のおそれがある場合、事前に<u>物資調達・輸送調整等支援システム</u>を用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めます。</p> <p>資 料</p> <p>〃 <u>3-8-(13) 井戸水検査状況一覧</u></p> <p>〃 3-8-(14) 生活必需物資の災害時調達先一覧表</p> <p>〃 3-8-(15) 応急食料の調達協定締結先一覧</p> <p>〃 3-8-(16) 応急食料の調達協力企業等一覧</p> <p>第9節 医療・救護・防疫対策 【現状】</p> <p>○ 県では、大規模風水害等の災害が発生した場合に、負傷者等に対する</p>

修正計画	現行計画
<p>健医療救護計画を定めるとともに、災害時には、災害対策本部健康医療部の機能として、保健医療福祉調整本部を設置し、医療救護に関する窓口の一元化を図っています。</p> <p>○ 保健医療福祉調整本部には、保健医療福祉調整本部の部長の指揮下で、医療救護に関して助言及び支援を行う神奈川県災害医療コーディネーターを設置しています。また、小児・周産期医療分野については、災害時小児周産期リエゾンが災害医療コーディネーターをサポートします。</p> <p>○ 県では、被災地域で精神科医療及び精神保健活動の支援を行うための災害派遣精神医療チーム（かながわDPAT）を編成する「<u>かながわDPAT登録医療機関等</u>」を登録しています。</p> <p>○ <u>県では、被災地域等で地域住民の健康維持・確保に必要な看護の提供等を行う災害支援ナースを派遣する施設と災害支援ナースの派遣に関する協定を締結しています。</u></p> <p>○ 県では、災害時に災害拠点病院、災害協力病院、県立病院、日本赤十字社神奈川県支部、国立病院機構病院、公立病院、県医師会等に救護班などの派遣を、神奈川県DMA T指定病院に神奈川県DMA T、神奈川県DMA T-L指定病院に神奈川県DMA T-L、<u>かながわDPAT登録医療機関等にかながわDPAT、災害支援ナース協定締結施設に災害支援ナース</u>の派遣を要請し、厚生労働省等に対しては、DMA Tの本県への派遣等を要請します。</p> <p>また、速やかに救護班を派遣するため、県医師会、県歯科医師会、県病院協会、県薬剤師会、県看護協会、県柔道整復師会、県助産師会、<u>県栄養士会</u>、かながわ鍼灸マッサージ推進協議会、<u>神奈川県放射線技師会</u>と災害時の医療救護活動についての協定を締結しています。</p> <p>【課題】</p> <p>○ 医療救護活動においては、災害発生直後の初動対応が重要であり、いかに迅速に保健医療福祉調整本部の初動体制を確立するか、情報機能をどのように充実・強化していくかが重要です。また、医療救護活動においては行政、警察、消防、自衛隊等との連携が必須であり、その事前の準備が重要です。</p>	<p>迅速で適切な医療救護、防疫活動が実施できるよう、保健医療救護計画を定めるとともに、災害時には、災害対策本部健康医療部の機能として、保健医療調整本部を設置し、医療救護に関する窓口の一元化を図っています。</p> <p>○ 保健医療調整本部には、保健医療調整本部長の指揮下で、医療救護に関して<u>必要な判断・調整等</u>を行う神奈川県災害医療コーディネーターを設置しています。また、小児・周産期医療分野については、災害時小児周産期リエゾンが災害医療コーディネーターをサポートします。</p> <p>○ 県では、災害時に災害拠点病院、災害協力病院、県立病院、日本赤十字社神奈川県支部、国立病院機構病院、公立病院、県医師会等に救護班などの派遣を、神奈川県DMA T指定病院に神奈川県DMA T、神奈川県DMA T-L指定病院に神奈川県DMA T-Lの派遣を要請し、厚生労働省等に対しては、DMA Tの本県への派遣を要請します。</p> <p>また、速やかに救護班を派遣するため、県医師会、県歯科医師会、県病院協会、県薬剤師会、県看護協会、県柔道整復師会、県助産師会、かながわ鍼灸マッサージ推進協議会と災害時の医療救護活動についての協定を締結しています。</p> <p>【課題】</p> <p>○ 医療救護活動においては、災害発生直後の初動対応が重要であり、いかに迅速に保健医療調整本部の初動体制を確立するか、情報機能をどのように充実・強化していくかが重要です。また、医療救護活動においては行政、警察、消防、自衛隊等との連携が必須であり、その事前の準備</p>

修正計画	現行計画
<p>○ さらに、迅速に保健医療福祉調整本部の初動体制を確立し、同本部のもとで県全域の医療機関の協力を得て、組織的に活動できるよう、平常時からの訓練の積み重ねも重要です。</p> <p>【取組の方向】</p> <p>○ 県は、災害時における医療救護活動を効果的に行うため、関係機関、関係団体と連携して、「神奈川県災害時保健医療救護計画」を推進します。</p> <p>○ 県は、<u>医療の応援について近隣都県間における協定の締結を促進するなど医療活動相互応援体制の整備に努めるとともに、災害拠点病院、災害協力病院の機能強化等に向けた取組や、災害医療コーディネーター、災害時小児周産期リエゾン、神奈川DMAT、神奈川DMAT-L、かながわDPAT、災害支援ナースの充実強化や実践的な訓練等を通じて、災害時医療活動等の支援体制の整備に努めます。</u></p> <p>○ 県は、医療施設の耐震化、病院災害対策マニュアル、業務継続計画の整備、防災訓練の実施について、医療機関での取組を促進するため、継続的に啓発指導を行います。</p> <p>○ <u>県は、円滑な保健医療活動を支援する災害時健康危機管理支援チーム(DHEAT)や被災者の健康管理を支援する保健師等チームの構成員の人材育成を図るとともに、資質の維持向上を図るための継続的な研修・訓練を実施します。</u></p> <p>【主な事業】</p> <p>2 災害拠点病院の機能強化等</p> <p>○ 県は、災害拠点病院、災害協力病院の機能強化等に向けて取り組むとともに、<u>災害医療コーディネーター、災害時小児周産期リエゾン、神奈川DMAT、神奈川DMAT-L、かながわDPAT、災害支援ナースの充実強化等</u>に向けて、国及び関係機関と調整を進め、災害時医療救護体制の強化に取り組みます。</p> <p>3 医療機関相互の連携強化等</p> <p>○ 県は、EMISの円滑な運用に努めるとともに、操作等の研修・訓練を定期的に行います。 [健康医療局]</p>	<p>が重要です。</p> <p>○ さらに、迅速に保健医療調整本部の初動体制を確立し、同本部のもとで県全域の医療機関の協力を得て、組織的に活動できるよう、平常時からの訓練の積み重ねも重要です。</p> <p>【取組の方向】</p> <p>○ 県は、災害時における医療救護活動を効果的に行うため、関係機関、関係団体と連携して、「神奈川県保健医療救護計画」を推進します。</p> <p>○ 県は、<u>災害拠点病院、災害協力病院、神奈川DMAT指定病院、神奈川DMAT-L指定病院の機能強化等に向けて取り組むとともに、医療の応援について近隣都県間における協定の締結を促進する等医療活動相互応援体制の整備や実践的な訓練等を通じて、災害時医療活動等の支援体制の整備に努めます。</u></p> <p>○ 県は、医療施設の耐震化、病院災害対策マニュアル、業務継続計画の整備、防災訓練の実施について、医療機関での取組を促進するため、継続的に啓発指導を行います。 <u>(追加)</u></p> <p>【主な事業】</p> <p>2 災害拠点病院の機能強化等</p> <p>○ 県は、災害拠点病院、災害協力病院、<u>神奈川DMAT指定病院、神奈川DMAT-L指定病院の機能強化等</u>に向けて、国及び関係機関と調整を進め、災害時医療救護体制の強化に取り組みます。</p> <p>3 医療機関相互の連携強化</p> <p>○ 県は、EMISの円滑な運用に努めるとともに、操作等の研修・訓練を定期的に行います。 [健康医療局]</p>

修正計画	現行計画
<p><u>○ 県は、平時から保健医療福祉調整本部の関係機関等と合同での訓練や研修、会議の開催等により、災害時の保健医療福祉活動に係る関係者間の連携体制の構築や共通認識の醸成に努めます。</u> <u>[健康医療局、福祉子どもみらい局]</u></p> <p>第10節 文教対策 【課題】 <u>○ 災害時における児童・生徒の学びの継続のため、災害により教職員が被災者となった場合に備え、災害時の教職員の確保を図る必要があります。</u></p> <p>【取組の方向】 ○ 県教育委員会及び市町村教育委員会は、学校の避難場所としての果たすべき役割や学校教育活動との関係を明確にするとともに、教育施設の被災に対応する防災資機材等の整備を行います。 <u>○ 児童・生徒の学びの継続のために、必要に応じて、被災地学び支援派遣等枠組み（D-E S T）を活用します。</u></p> <p>第11節 緊急交通道路及び緊急輸送道等の確保対策 【現状】 ○ 県では、発災後の復旧活動をはじめとする緊急輸送の拡大に対応するため、現地災害対策本部、広域防災活動拠点、市町村災害対策本部等を有機的に連絡する <u>413</u> 路線を緊急輸送道路として事前に指定するとともに、これらの路線を優先して橋りょうの耐震補強や<u>斜面の土砂崩落対策</u>を進めています。 ○ 道路管理者等は、災害対策基本法第76条の6第1項により、災害が発生した場合において、<u>区間を指定して</u>緊急車両の通行の妨げになる車両等を、道路外の場所へ移動すること等の措置を命じることがあります。 ○ 国は、平成30年3月の道路法改正において、物流上重要な道路輸送網を「重要物流道路」として指定し、<u>災害時の道路啓開・災害復旧を国が代行する制度を創設しました。また、令和7年4月の道路法等の改正に</u></p>	<p><u>(追加)</u></p> <p>第10節 文教対策 【課題】 <u>(追加)</u></p> <p>【取組の方向】 ○ 県教育委員会及び市町村教育委員会は、学校の避難場所としての果たすべき役割や学校教育活動との関係を明確にするとともに、教育施設の被災に対応する防災資機材等の整備を行います。 <u>(追加)</u></p> <p>第11節 緊急交通道路及び緊急輸送道等の確保対策 【現状】 ○ 県では、発災後の復旧活動をはじめとする緊急輸送の拡大に対応するため、現地災害対策本部、広域防災活動拠点、市町村災害対策本部等を有機的に連絡する <u>394</u> 路線を緊急輸送道路として事前に指定するとともに、これらの路線を優先して橋りょうの耐震補強を進めています。 ○ 道路管理者等は、災害対策基本法第76条の6第1項により、災害が発生した場合において、緊急車両の通行の妨げになる車両等を、道路外の場所へ移動すること等の措置を命じることになります。 ○ 国は、平成30年3月の道路法改正において、物流上重要な道路輸送網を「重要物流道路」として指定し、<u>国際海上コンテナ車(40ft 背高)の特車通行許可を不要とする措置の導入や災害時の道路啓開・災害復旧を国が代行する制度を創設しました。</u></p>

修正計画	現行計画
<p><u>において、大規模な災害が発生した場合に緊急輸送の確保を図るため、第28条の2第1項に基づく協議会における協議を経て、道路啓開計画を定めることや災害時における代行制度の拡充などが規定されました。</u></p> <p>【課題】</p> <p>○ 災害時には、<u>陸路からの輸送に加え、船舶による海上からの輸送が行えるよう、岸壁など港湾施設の安全性を確保しておく必要があります。</u></p> <p>【主な事業】</p> <p>1 緊急輸送道路等の安全点検及び復旧体制の整備</p> <p>○ 県、市町村及び道路管理者は、橋りょうの<u>耐震補強や斜面の土砂崩落対策、無電柱化を進めるとともに橋りょう、トンネル等の重要構造物の安全点検を進めています。</u>さらに、被災した場合を想定し、応急復旧のための資機材について事前の備蓄や整備を行います。また、災害時における建設業者等との協力体制の充実・強化を図るとともに、道路管理者相互の連携強化に努めます。 [県土整備局]</p> <p>3 発災前の緊急通行（輸送）車両の確認申出</p> <p>○ 県及び県警察は、緊急交通路における緊急通行（輸送）車両の<u>発災前の確認申出</u>手続きの推進を図り、当該車両が災害時に円滑に運行できるよう、平常時から緊急通行（輸送）車両<u>確認</u>制度の活用を努めます。 [くらし安全防災局、警察本部]</p> <p>資料 地震編 3-11-(1) 緊急通行車両の確認等に係る事務手続要領</p> <p>第12節 ライフラインの応急復旧対策</p> <p>【現状】</p> <p>○ 通信サービスについては、NTT東日本においては、停電時に備え、非常用発電機と蓄電池を配備するとともに、移動電源車、移動無線車等</p>	<p>【課題】</p> <p>○ 災害時には、船舶による海上からの<u>大量輸送が重要であるため、岸壁など港湾施設の波浪等に対する安全性の確保が課題となります。</u></p> <p>【主な事業】</p> <p>1 緊急輸送道路等の安全点検及び復旧体制の整備</p> <p>○ 県、市町村及び道路管理者は、一般道と高速道や鉄道の立体交差点、トンネル等の重要構造物の安全点検を進めていますがあわせて、被災した場合を想定し、応急復旧のための資機材について事前の備蓄や整備を行います。また、災害時における建設業者等との協力体制の充実・強化を図るとともに、道路管理者相互の連携強化に努めます。 [県土整備局]</p> <p>3 緊急通行（輸送）車両の事前届出</p> <p>○ 県及び県警察は、緊急交通路における緊急通行（輸送）車両の事前届出手続きの推進を図り、当該車両が災害時に円滑に運行できるよう、平常時から緊急通行（輸送）車両事前届出制度の活用を努めます。 [くらし安全防災局、警察本部]</p> <p>資料 地震編 3-11-(1) 緊急通行車両等の事前届出、確認手続等取扱要領</p> <p>第12節 ライフラインの応急復旧対策</p> <p>【現状】</p> <p>○ 通信サービスについては、NTT東日本においては、停電時に備え、非常用発電機と蓄電池を配備するとともに、移動電源車、移動無線車</p>

修正計画	現行計画
<p>の配備を行います。NTT <u>ドコモビジネス</u>においては、停電時に備え、非常用発電機と蓄電池を配備するとともに、移動電源車等の配備を行います。</p> <p>【取組の方向】</p> <p><u>○ 水道事業者及び下水道管理者は、発災後に迅速に復旧できるよう、上下水道システムの基幹施設等の最優先で復旧すべき箇所をあらかじめ定めておくなど、上下水道一体となった対応に努めます。さらに、宅内配管についても迅速に復旧できるよう、あらかじめ体制の構築に努めます。</u></p> <p>【主な事業】</p> <p>3 電気対策</p> <p>○ <u>電気事業者</u>は、復旧過程での二次災害の発生を防止するため、各事業者において、被災地域の県民に復旧状況や安全確認についての広報を徹底するとともに、各事業者間や災害対策本部などとの相互の情報連絡体制を整備し、連携を図りながら復旧するよう対策を進めます。</p> <p>4 ガス対策</p> <p><u>○ ガス事業者は、復旧過程での二次災害の発生を防止するため、各事業者において、被災地域の県民に復旧状況や安全確認についての広報を徹底するとともに、各事業者間や災害対策本部などとの相互の情報連絡体制を整備し、連携を図りながら復旧するよう対策を進めます。</u></p> <p>5 通信サービス対策</p> <p>○ (略)</p> <p>通信設備を収容するNTT東日本、NTT <u>ドコモビジネス</u>及びNTTドコモのビルは、通信ネットワークの信頼性向上のため、伝送路のループ化・多ルート化、交換機の複数分散設置、有線伝送路のとう道への収容等の対策を行っています。</p>	<p>等の配備を行います。NTT <u>コミュニケーションズ</u>においては、停電時に備え、非常用発電機と蓄電池を配備するとともに、移動電源車等の配備を行います。</p> <p>【取組の方向】</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>【主な事業】</p> <p>3 電気及びガス対策</p> <p>○ <u>電気及びガス事業者</u>は、復旧過程での二次災害の発生を防止するため、各事業者において、被災地域の県民に復旧状況や安全確認についての広報を徹底するとともに、各事業者間や災害対策本部などとの相互の情報連絡体制を整備し、連携を図りながら復旧するよう対策を進めます。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>(追加)</u></p> <p>4 通信サービス対策</p> <p>○ (略)</p> <p>通信設備を収容するNTT東日本、NTT <u>コミュニケーションズ</u>及びNTTドコモのビルは、通信ネットワークの信頼性向上のため、伝送路のループ化・多ルート化、交換機の複数分散設置、有線伝送路のとう道への収容等の対策を行っています。</p>
<p>第13節 災害廃棄物等の処理対策</p>	<p>第13節 災害廃棄物等の処理対策</p>

修正計画	現行計画
<p>【現状】</p> <p>○ 県では、市町村が災害廃棄物を適正かつ迅速に処理するために必要な県の役割等を定めた「神奈川県災害廃棄物処理計画」及び発災後の具体的な業務内容を定めた「神奈川県災害廃棄物処理業務マニュアル」を<u>策定し、災害廃棄物対策を推進します。</u></p> <p>【課題】</p> <p>○ 災害廃棄物は一般廃棄物であることから、原則として市町村が処理を行います。<u>県内全ての市町村で、その基本となる災害廃棄物処理計画を策定していますが、処理計画の実効性を確保するためには継続的な見直しを図る必要があります。</u></p> <p>【取組の方向】</p> <p>○ 市町村は、災害廃棄物の処理に係る基本方針や実施体制を定めた災害廃棄物処理計画の<u>継続的な見直しを行うこと</u>などにより、災害時に災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理するための体制整備に努めます。</p> <p>【主な事業】</p> <p>2 市町村等に対する技術的支援</p> <p>○ 市町村は、災害廃棄物処理計画の<u>見直し</u>を行うとともに、仮置場候補地の確保に努めます。</p> <p>○ 県は、市町村の災害廃棄物処理計画の<u>見直し</u>や仮置場候補地の選定等についての支援を行います。</p> <p>3 職員の教育訓練</p> <p>○ 県は、市町村及び民間事業者団体等と連携して、<u>災害廃棄物処理に係る訓練等</u>を実施します。 [環境農政局]</p> <p>第14節 広域応援体制等の拡充</p> <p>【現状】</p> <p>○ 県は、災害時における人的、物的資源を確保するため、日頃から自衛</p>	<p>【現状】</p> <p>○ 県では、<u>災害廃棄物対策を推進するため</u>、市町村が災害廃棄物を適正かつ迅速に処理するために必要な県の役割等を定めた「神奈川県災害廃棄物処理計画」及び発災後の具体的な業務内容を定めた「神奈川県災害廃棄物処理業務マニュアル」を<u>平成29年3月にそれぞれ策定しました。</u></p> <p>【課題】</p> <p>○ 災害廃棄物は一般廃棄物であることから、原則として市町村が処理を行います<u>が、一部の市町村では、その基本となる災害廃棄物処理計画が未策定です。また、処理計画の実効性を確保するためには策定済の自治体においても継続的な見直しを図る必要があります。</u></p> <p>【取組の方向】</p> <p>○ 市町村は、災害廃棄物の処理に係る基本方針や実施体制を定めた災害廃棄物処理計画を<u>策定すること</u>などにより、災害時に災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理するための体制整備に努めます。</p> <p>【主な事業】</p> <p>2 市町村等に対する技術的支援</p> <p>○ 市町村は、災害廃棄物処理計画の<u>策定・見直し</u>を行うとともに、仮置場候補地の確保に努めます。</p> <p>○ 県は、市町村の災害廃棄物処理計画<u>策定</u>や仮置場候補地の選定等についての支援を行います。</p> <p>3 職員の教育訓練</p> <p>○ 県は、市町村及び民間事業者団体等と連携して、<u>情報伝達訓練や図上訓練</u>を実施します。 [環境農政局]</p> <p>第14節 広域応援体制等の拡充</p> <p>【現状】</p> <p>○ 県は、災害時における人的、物的資源を確保するため、日頃から自</p>

修正計画	現行計画
<p>隊、海上保安庁等との連携、近隣自治体との相互応援に関する協定の締結及び訓練の実施、建設業協会等民間関係機関との業務協定の締結、<u>緊急通行車両であることの確認</u>、医薬品、食料、生活必需物資等の調達に関する関係機関との協定締結等を実施しています。</p> <p>○ (略)</p> <p>また、地域の救援等の前線基地として、県内8箇所に応急活動用資機材等を整備した広域防災活動拠点を設置するとともに、市町村においては、広域応援部隊が被災地近くで円滑に救助、救出活動を進められるよう、県内169箇所（<u>令和7年4月1日現在</u>）の県立高等学校等を広域応援活動拠点に指定しています。</p> <p>【主な事業】</p> <p>1 広域応援の受入体制等の強化</p> <p>○ 県は、保健医療福祉調整本部において迅速、的確に災害拠点病院等の救護班及び神奈川DMAT、神奈川DMAT-L、かながわDPAT、<u>災害支援ナース</u>の派遣、活動の調整、全国から災害派遣医療チーム（DMAT）をはじめとする医療チームによる応援を迅速に受け入れることができるような体制を整備していきます。 [健康医療局]</p> <p>○ <u>県が被災した場合は、避難所等の高齢者、障害者等の多様なニーズへの対応のため、保健医療福祉調整本部において、必要に応じて、災害派遣福祉チーム（DWA T）を避難所の避難者、在宅避難者や車中泊避難者のもとへ派遣するとともに、全国からの応援DWA T等の受け入れができるような体制を整備していきます。</u> [福祉子どもみらい局]</p> <p>第15節 県民の自主防災活動の拡充強化</p> <p>【主な事業】</p> <p>2 自主防災組織の育成</p> <p>○ 県は、自主防災組織の育成、強化を図るため、自主防災組織育成基本方針に沿って県総合防災センターの研修課程を充実し、市町村と共にリーダー研修に努めるとともに、<u>かながわ版ディザスターシティの活用を促進</u>します。また、自主防災組織への女性の参加の促進に努め</p>	<p>衛隊、海上保安庁等との連携、近隣自治体との相互応援に関する協定の締結及び訓練の実施、建設業協会等民間関係機関との業務協定の締結、<u>緊急通行車両の事前届出の推進</u>、医薬品、食料、生活必需物資等の調達に関する関係機関との協定締結等を実施しています。</p> <p>○ (略)</p> <p>また、地域の救援等の前線基地として、県内8箇所に応急活動用資機材等を整備した広域防災活動拠点を設置するとともに、市町村においては、広域応援部隊が被災地近くで円滑に救助、救出活動を進められるよう、県内153箇所（<u>令和2年3月1日現在</u>）の県立高等学校等を広域応援活動拠点に指定しています。</p> <p>【主な事業】</p> <p>1 広域応援の受入体制等の強化</p> <p>○ 県は、保健医療調整本部において迅速、的確に災害拠点病院等の救護班及び神奈川DMAT、神奈川DMAT-L、かながわDPATの派遣、活動の調整、全国から災害派遣医療チーム（DMAT）をはじめとする医療チームによる応援を迅速に受け入れることができるような体制を整備していきます。 [健康医療局]</p> <p>○ <u>県は、迅速、的確に避難所における神奈川DWA T等の派遣、活動の調整</u>、全国からの応援DWA T等の受け入れができるような体制を整備していきます。 [福祉子どもみらい局]</p> <p>第15節 県民の自主防災活動の拡充強化</p> <p>【主な事業】</p> <p>2 自主防災組織の育成</p> <p>○ 県は、自主防災組織の育成、強化を図るため、自主防災組織育成基本方針に沿って県総合防災センターの研修課程を充実し、市町村と共にリーダー研修に努めます。また、自主防災組織への女性の参加の促進に努めるとともに、女性リーダーの育成に努めます。 [くらし安全防災局]</p>

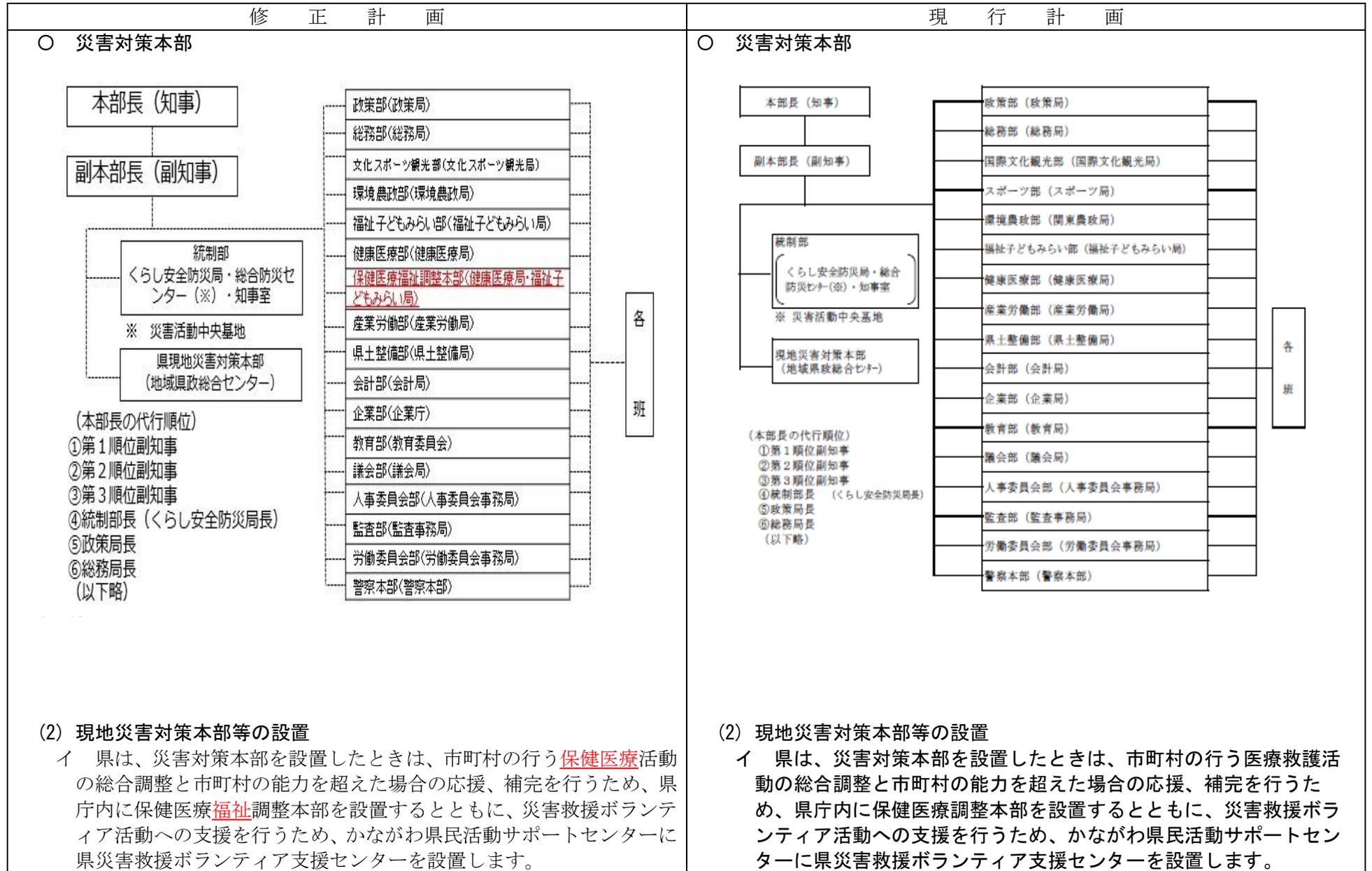
修正計画	現行計画
<p>るとともに、女性リーダーの育成に努めます。[くらし安全防災局]</p> <p>3 消防団の機能強化</p> <p>○ 県は、国の消防団協力事業所表示制度について、県内認定事業所を県のホームページで紹介するほか、<u>県においても独自の消防団協力事業所表示制度を創設し、認定事業所に対する入札優遇制度の運用</u>などを通じ、事業所の消防団活動への理解促進に努めます。 [くらし安全防災局]</p> <p><u>○ 県は、消防団によるかながわ版デザイナーシティの活用を促進します。</u> [くらし安全防災局]</p> <p>第16節 災害救援ボランティア活動の充実強化 【取組の方向】</p> <p>○ 県及び市町村は、ボランティアの活動環境として、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、研修や訓練の実施、災害時における災害救援ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、災害救援ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとします。</p> <p>○ 県及び市町村は、社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築し、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、災害救援ボランティア活動の環境整備に努めます。</p> <p><u>○ 県及び市町村は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社、社会福祉協議会及びNPO等との連携を図るとともに、災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図ります。</u></p> <p><u>○ 県は、災害中間支援組織等と連携し、情報共有会議の開催や訓練・研修等を通じて、災害時における官民連携体制の強化を図ります。</u></p>	<p>3 消防団の機能強化</p> <p>○ 県は、国の消防団協力事業所表示制度について、県内認定事業所を県のホームページで紹介するなどを通じ、事業所の消防団活動への理解促進に努めます。 [くらし安全防災局]</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>第16節 災害救援ボランティア活動の充実強化 【取組の方向】</p> <p>○ 県及び市町村は、ボランティアの活動環境として、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、研修や訓練の制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとします。</p> <p>○ 県及び市町村は、社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築し、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、防災ボランティア活動の環境整備に努めます。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>(追加)</u></p>

修正計画	現行計画
<p><u>○ 県は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、県域において活動を行う災害中間支援組織の育成・機能強化に努めるとともに、当該災害中間支援組織や県域において災害ボランティアセンターの運営を支援する者（県社会福祉協議会等）との役割分担等をあらかじめ定めるよう努めます。</u></p> <p>【主な事業】</p> <p>1 災害救援ボランティア受入体制の整備</p> <p><u>○ 県は、社会福祉協議会、災害中間支援組織、NPO、ボランティア等と連携し、平常時より、災害時の各関係機関の連携体制の構築に係る訓練等を開催することで、災害救援ボランティア受入体制の整備を図ります。</u> [政策局ほか関係局]</p> <p>2 ネットワークづくりの推進</p> <p><u>○ 県は、社会福祉協議会、災害中間支援組織、NPO等と連携し、県内外の多様な支援機関が災害時に最大限の力を各々発揮し、被災者の多様なニーズに沿った「もれ・むら」のない効果的な支援活動を実現することを目的とした「神奈川県被災者支援機関連絡会議」を定期的で開催し、各支援機関相互の情報共有及び多様な主体の役割等の検討を行うことで、平常時から官民連携体制の構築及び各支援機関間の連携の強化に努めます。</u> [政策局ほか関係局]</p> <p><u>○ 県は、災害中間支援組織と連携し、調査等を行うことで、災害時に被災者支援活動に参画する民間支援団体の発掘や協力体制の構築に努めます。</u> [政策局ほか関係局]</p> <p><u>○ 県は、災害中間支援組織やNPO等と連携し、災害ボランティアのコーディネーションに関する事例や知見について他自治体や他団体と共有することで、県内の災害中間支援組織の育成・機能強化に努めます。</u> [政策局ほか関係局]</p> <p>3 人材の育成と活用</p> <p><u>○ 県は、災害中間支援組織と連携し、災害時を見据えた平常時からの連携体制の構築を進めるため、県内自治体等を対象とした災害時の連絡体制構築等に係る研修会等を実施し、多様な支援機関による連携の</u></p>	<p><u>(追加)</u></p> <p>【主な事業】</p> <p>1 災害救援ボランティア受入体制の整備 <u>(追加)</u></p> <p>2 ネットワークづくりの推進 <u>(追加)</u></p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>(追加)</u></p> <p>3 人材の育成と活用 <u>(追加)</u></p>

修正計画	現行計画
<p><u>強化と体制整備に努めます。また、各種取組の情報の発信を行うことで、活動内容の普及啓発に努めます。 [政策局ほか関係局]</u></p> <p>第17節 防災知識の普及 【主な事業】</p> <p>1 県民等への防災知識の普及</p> <p>(1) 県民への防災知識の普及</p> <p>○ 県は、<u>かながわけんみんな防災カード、かながわキッズ防災カードのほか、LINE公式アカウント「かながわ防災パーソナルサポート」、各種動画</u>などを活用し、県民の自助と共助の意識の向上を図ります。 [くらし安全防災局]</p> <p><u>○ 大地震風水害による複合災害のリスクに関する普及啓発と、注意喚起を強化します。 [くらし安全防災局]</u></p> <p>(2) 家庭における身近な防災対策等の普及</p> <p>○ 県は、<u>市町村と連携して、住民や施設管理者等が、自ら避難情報や警戒レベル相当情報などから判断し、適切に避難行動がとれるよう、想定される災害毎に、確認すべき防災情報などを記載した「マイ・タイムライン」の作成促進に努めます。</u> [くらし安全防災局、県土整備局]</p> <p>第18節 防災訓練の実施 【課題】</p> <p>○ 様々な災害や地域の特性を想定した多様で実践的な訓練を実施し、県民、地域の主体的参加を求めるとともに、県、市町村、防災関係機関、事業所、地域住民、<u>障害者や外国人など要配慮者、要配慮者を支援する者、NPO・ボランティア等の連携による防災力の向上を図る必要があります。</u></p> <p>○ 高齢者、障害者<u>や外国人などの要配慮者</u>等に配慮した防災訓練を実施し、災害時における高齢者、障害者<u>や外国人などの要配慮者</u>等の安全が確保される体制づくりが必要です。</p>	<p>第17節 防災知識の普及 【主な事業】</p> <p>1 県民等への防災知識の普及</p> <p>(1) 県民への防災知識の普及</p> <p>○ 県は、<u>地震防災チェックシート、かながわけんみんな防災カード、かながわキッズ防災カード</u>などを活用し、県民の自助と共助の意識の向上を図ります。また、<u>かながわシェイクアウト</u>を通じて、<u>地震発生時の安全確保行動の習得の徹底を図ります。</u> [くらし安全防災局]</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>(2) 家庭における身近な防災対策等の普及</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>第18節 防災訓練の実施 【課題】</p> <p>○ 様々な災害や地域の特性を想定した多様で実践的な訓練を実施し、県民、地域の主体的参加を求めるとともに、県、市町村、防災関係機関、事業所、地域住民、NPO・ボランティア等の連携による防災力の向上を図る必要があります。</p> <p>○ 高齢者、障害者等に配慮した防災訓練を実施し、災害時における高齢者、障害者等の安全が確保される体制づくりが必要です。</p>

修 正 計 画	現 行 計 画																																																						
<p>【取組の方向】</p> <p>○ 県及び市町村は、地域防災計画の習熟や、近隣都県、市町村間、防災関係機関との連携強化及び情報の共有化、さらには、県民、企業の防災意識の向上等を図るため、大規模風水害等の災害を想定した防災訓練を実施します。また、感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、<u>障害者や外国人などの要配慮者等</u>や感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施します。</p> <p>第 19 節 災害救助実施体制の充実 【現状】 〔災害救助事務の委任に関する事前の取決め〕</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">救助の内容</th> <th style="text-align: center;">実施機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1 避難所の設置</td><td>市町村</td></tr> <tr><td>2 応急仮設住宅の供与</td><td>県・市町村</td></tr> <tr><td>3 炊き出しその他による食品の供与</td><td>市町村</td></tr> <tr><td>4 飲料水の供給</td><td>市町村</td></tr> <tr><td>5 被服、寝具その生活必需品の供与、貸与</td><td>市町村</td></tr> <tr><td>6 医療、助産</td><td>県・市町村</td></tr> <tr><td>7 被災者の救出</td><td>市町村</td></tr> <tr><td><u>8 福祉サービスの提供</u></td><td><u>県・市町村</u></td></tr> <tr><td><u>9 被災した住宅の応急修理</u></td><td>市町村</td></tr> <tr><td><u>10 学用品の供与</u></td><td>市町村</td></tr> <tr><td><u>11 埋葬</u></td><td>市町村</td></tr> <tr><td><u>12 死体の搜索</u></td><td>市町村</td></tr> <tr><td><u>13 障害物の除去</u></td><td>市町村</td></tr> </tbody> </table> <p>第 3 章 災害時の応急活動計画 第 1 節 災害発生直前の対策 資 料</p>	救助の内容	実施機関	1 避難所の設置	市町村	2 応急仮設住宅の供与	県・市町村	3 炊き出しその他による食品の供与	市町村	4 飲料水の供給	市町村	5 被服、寝具その生活必需品の供与、貸与	市町村	6 医療、助産	県・市町村	7 被災者の救出	市町村	<u>8 福祉サービスの提供</u>	<u>県・市町村</u>	<u>9 被災した住宅の応急修理</u>	市町村	<u>10 学用品の供与</u>	市町村	<u>11 埋葬</u>	市町村	<u>12 死体の搜索</u>	市町村	<u>13 障害物の除去</u>	市町村	<p>【取組の方向】</p> <p>○ 県及び市町村は、地域防災計画の習熟や、近隣都県、市町村間、防災関係機関との連携強化及び情報の共有化、さらには、県民、企業の防災意識の向上等を図るため、大規模風水害等の災害を想定した防災訓練を実施します。また、感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施します。</p> <p>第 19 節 災害救助実施体制の充実 【現状】 〔災害救助事務の委任に関する事前の取決め〕</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">救助の内容</th> <th style="text-align: center;">実施機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1 避難所の設置</td><td>市町村</td></tr> <tr><td>2 応急仮設住宅の供与</td><td>県・市町村</td></tr> <tr><td>3 炊き出しその他による食品の供与</td><td>市町村</td></tr> <tr><td>4 飲料水の供給</td><td>市町村</td></tr> <tr><td>5 被服、寝具その生活必需品の供与、貸与</td><td>市町村</td></tr> <tr><td>6 医療、助産</td><td>県・市町村</td></tr> <tr><td>7 被災者の救出</td><td>市町村</td></tr> <tr><td>8 被災した住宅の応急修理</td><td>市町村</td></tr> <tr><td>9 学用品の供与</td><td>市町村</td></tr> <tr><td>10 埋葬</td><td>市町村</td></tr> <tr><td>11 死体の搜索</td><td>市町村</td></tr> <tr><td>12 障害物の除去</td><td>市町村</td></tr> </tbody> </table> <p>第 3 章 災害時の応急活動計画 第 1 節 災害発生直前の対策 資 料</p>	救助の内容	実施機関	1 避難所の設置	市町村	2 応急仮設住宅の供与	県・市町村	3 炊き出しその他による食品の供与	市町村	4 飲料水の供給	市町村	5 被服、寝具その生活必需品の供与、貸与	市町村	6 医療、助産	県・市町村	7 被災者の救出	市町村	8 被災した住宅の応急修理	市町村	9 学用品の供与	市町村	10 埋葬	市町村	11 死体の搜索	市町村	12 障害物の除去	市町村
救助の内容	実施機関																																																						
1 避難所の設置	市町村																																																						
2 応急仮設住宅の供与	県・市町村																																																						
3 炊き出しその他による食品の供与	市町村																																																						
4 飲料水の供給	市町村																																																						
5 被服、寝具その生活必需品の供与、貸与	市町村																																																						
6 医療、助産	県・市町村																																																						
7 被災者の救出	市町村																																																						
<u>8 福祉サービスの提供</u>	<u>県・市町村</u>																																																						
<u>9 被災した住宅の応急修理</u>	市町村																																																						
<u>10 学用品の供与</u>	市町村																																																						
<u>11 埋葬</u>	市町村																																																						
<u>12 死体の搜索</u>	市町村																																																						
<u>13 障害物の除去</u>	市町村																																																						
救助の内容	実施機関																																																						
1 避難所の設置	市町村																																																						
2 応急仮設住宅の供与	県・市町村																																																						
3 炊き出しその他による食品の供与	市町村																																																						
4 飲料水の供給	市町村																																																						
5 被服、寝具その生活必需品の供与、貸与	市町村																																																						
6 医療、助産	県・市町村																																																						
7 被災者の救出	市町村																																																						
8 被災した住宅の応急修理	市町村																																																						
9 学用品の供与	市町村																																																						
10 埋葬	市町村																																																						
11 死体の搜索	市町村																																																						
12 障害物の除去	市町村																																																						

修正計画	現行計画
<p data-bbox="241 196 1097 260">" 2-3-1-(3) <u>NTT</u>東日本(株)回線による警報の伝達系統図</p> <p data-bbox="152 339 889 371">第2節 災害時情報の収集・伝達と災害対策本部等の設置</p> <p data-bbox="159 378 692 406">2 災害発生直後の被害情報の収集・連絡</p> <p data-bbox="185 413 1104 517">(12) 県警察は、被害規模の早期把握のための情報収集活動を行い、必要に応じて、ヘリコプターテレビ等による映像情報の収集を行うとともに、災害対策本部室に配信します。</p> <p data-bbox="185 523 1104 592">(13) <u>県は、チャーターした民間ヘリコプターにより、発災直後における上空からの概括的被害状況の確認を行います。</u></p> <p data-bbox="185 598 1097 627">(14) 県は、横浜市及び川崎市の、ヘリコプターテレビや両市の高所監視</p> <p data-bbox="185 633 1097 662">(15) 県は、収集した災害発生直後の情報を消防庁に報告するとともに必</p> <p data-bbox="185 668 1097 697">(16) 市町村は、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を県に連絡し</p> <p data-bbox="185 703 1097 732">(17) 県及び公共機関は、必要に応じて指定行政機関を通じて官邸（内閣</p> <p data-bbox="159 778 745 807">3 災害対策本部及び現地災害対策本部の設置</p>	<p data-bbox="1211 196 2063 260">" 2-3-1-(3) 東日本<u>電信電話</u>(株)回線による警報の伝達系統図</p> <p data-bbox="1122 339 1861 371">第2節 災害時情報の収集・伝達と災害対策本部等の設置</p> <p data-bbox="1128 378 1662 406">2 災害発生直後の被害情報の収集・連絡</p> <p data-bbox="1155 413 2076 517">(12) 県警察は、被害規模の早期把握のための情報収集活動を行い、必要に応じて、ヘリコプターテレビ等による映像情報の収集を行うとともに、災害対策本部室に配信します。</p> <p data-bbox="1155 523 1267 552"><u>(追加)</u></p> <p data-bbox="1155 598 2069 627">(13) 県は、横浜市及び川崎市の、ヘリコプターテレビや両市の高所監視</p> <p data-bbox="1155 633 2069 662">(14) 県は、収集した災害発生直後の情報を消防庁に報告するとともに必</p> <p data-bbox="1155 668 2069 697">(15) 市町村は、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を県に連絡し</p> <p data-bbox="1155 703 2069 732">(16) 県及び公共機関は、必要に応じて指定行政機関を通じて官邸（内閣</p> <p data-bbox="1128 778 1715 807">3 災害対策本部及び現地災害対策本部の設置</p>



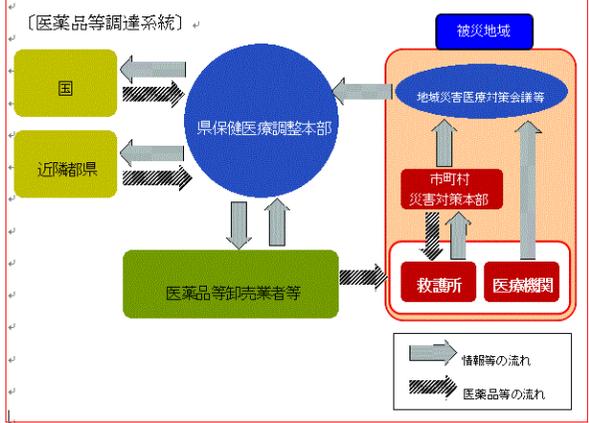
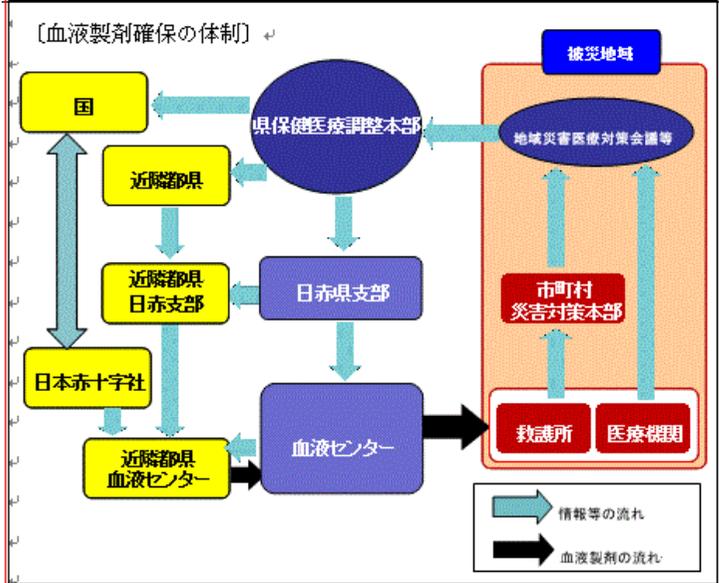
修正計画	現行計画
<p>4 災害広報の実施 (1) 県の広報 イ 広報の方法 (ウ) 一般広報 <u>g 「かながわ防災パーソナルサポート」等の SNS 等を活用した広報</u> <u>h ファクシミリ、上記以外のインターネット等による広報</u></p> <p>6 通信手段の確保 (1) 災害時の通信連絡</p> <hr/> <p>○ 県防災行政通信網の運用 2 県防災行政通信網の運用 県防災行政通信網の運用は、「神奈川県防災行政通信網保守運用管理要綱」や「神奈川県防災行政通信網保守運用管理要領」により行いますが、通信の種類と手段は次のとおりです。</p> <p>イ 県は、災害時の県防災行政通信網の障害等に対応するため、<u>衛星通信を利用した迂回ルートの確保等により</u>、通信の運用に支障のないよう努めます。 ウ 加入電話を使用する場合には、回線の状況により NTT 東日本が指定した災害時優先電話を利用します。 また、通信の緊急度に応じ非常又は緊急通信として電気通信事業者や非常通信機関に通信を依頼します。 <u>エ 県は、衛星通信機器の活用により、防災拠点において、通信断絶時でも情報の受伝達を可能とします。</u></p> <p>資料 <u>4-1-(19) 災害時における相互協力に関する協定(エフエム)</u></p> <p>参考 <u>4-16 気象庁における津波警報・注意報、津波情報、</u></p>	<p>4 災害広報の実施 (1) 県の広報 イ 広報の方法 (ウ) 一般広報 <u>(追加)</u> <u>g ファクシミリ、上記以外のインターネット等による広報</u></p> <p>6 通信手段の確保 (1) 災害時の通信連絡</p> <hr/> <p>○ 県防災行政通信網の運用 2 県防災行政通信網の運用 県防災行政通信網の運用は、「神奈川県防災行政通信網保守運用管理要綱」や「神奈川県防災行政通信網保守運用管理要綱」により行いますが、通信の種類と手段は次のとおりです。</p> <p>イ 県は、災害時の県防災行政通信網の輻輳に対応するため、<u>通信制限の措置を行う等により</u>通信の運用に支障のないよう努めます。 ウ 加入電話を使用する場合には、回線の状況により NTT 東日本が指定した災害時優先電話を利用します。 また、通信の緊急度に応じ非常又は緊急通信として電気通信事業者や非常通信機関に通信を依頼します。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>資料 <u>(追加)</u></p> <p>参考 <u>(追加)</u></p>

修正計画	現行計画
<p style="color: red; text-decoration: underline;">津波予報の実施方法</p> <p>第3節 水防対策 3 県の水防組織</p> <p>(神奈川県の水防組織)</p> <p>5 監視警戒及び重要水防区域 (3) 河川の重要水防区域及び箇所 (略) 県内では、重要水防区域として988箇所、総延長272.9kmを指定しています。また、それぞれの重要度に応じてA、B、要注意区間の3段階の区分を行っています。</p> <p>6 ダム・水閘門等及びその操作</p>	<p>第3節 水防対策 3 県の水防組織</p> <p>(神奈川県の水防組織)</p> <p>5 監視警戒及び重要水防区域 (3) 河川の重要水防区域及び箇所 (略) 県内では、重要水防区域として967箇所、総延長272.7kmを指定しています。また、それぞれの重要度に応じてA、B、要注意区間の3段階の区分を行っています。</p> <p>6 ダム・水閘門等及びその操作 (1) 分水路・遊水地等の操作 水防支部の管理する鳩川分水路等の15分水路等については、当該分</p>

修 正 計 画	現 行 計 画																														
<p>(1) 分水路・遊水地等の操作 水防支部の管理する鳩川分水路等の17分水路等については、当該分水路等について定められた規則、要領等により操作します。</p> <p>(3) 農業用取水堰及び水閘門の操作 水防上重大な関係を有する寒川取水堰等の6取水堰等については、当該取水堰等について定められた規程等により操作します。</p> <p>11 水位情報の通知及び周知 (2)知事が行う河川 (88河川)</p> <p>12 水防配備 県の水防本部及び支部の配備基準（神奈川県水防計画第14章）は、次のとおりです。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th colspan="4" style="text-align: center;">神奈川県水防計画 第14章第1 県の水防配備基準</th> </tr> <tr> <th colspan="4" style="text-align: center;">県の水防体制 [水防本部・支部]</th> </tr> <tr> <th rowspan="2" style="text-align: center;">配備区分</th> <th rowspan="2" style="text-align: center;">配備基準</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">配備要員</th> <th rowspan="2" style="text-align: center;">概要</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">本部</th> <th style="text-align: center;">支部</th> </tr> </table> <p>第4節 避難対策 8 応急仮設住宅等 (7) 住宅の応急修理 災害救助法が適用されたときは、「神奈川県住宅の応急修理・障害物の除去マニュアル」に基づき、県は市町村と密接な連携をとり、自らの資力では住宅の応急修理ができない者等に対し、居室、炊事場、トイレ等の日常生活に必要最小限度の部分について応急修理を行います。</p> <p>資 料 " 4-3-(2) 災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供に関する協定書</p>	神奈川県水防計画 第14章第1 県の水防配備基準				県の水防体制 [水防本部・支部]				配備区分	配備基準	配備要員		概要	本部	支部	<p>水路等について定められた規則、要領等により操作します。</p> <p>(3) 農業用取水堰及び水閘門の操作 水防上重大な関係を有する寒川取水堰等の5取水堰等については、当該取水堰等について定められた規程等により操作します。</p> <p>11 水位情報の通知及び周知 (2)知事が行う河川 (87河川)</p> <p>12 水防配備 県の水防本部及び支部の配備基準（神奈川県水防計画第13章）は、次のとおりです。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th colspan="4" style="text-align: center;">神奈川県水防計画 第13章第1 県の水防配備基準</th> </tr> <tr> <th colspan="4" style="text-align: center;">県の水防体制 [水防本部・支部]</th> </tr> <tr> <th rowspan="2" style="text-align: center;">配備区分</th> <th rowspan="2" style="text-align: center;">配備基準</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">配備要員</th> <th rowspan="2" style="text-align: center;">概要</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">本部</th> <th style="text-align: center;">支部</th> </tr> </table> <p>第4節 避難対策 8 応急仮設住宅等 (7) 住宅の応急修理 災害救助法が適用されたときは、「神奈川県住宅の応急修理・障害物の除去マニュアル」に基づき、県は市町村と密接な連携をとり、自らの資力では住宅の応急修理ができない者に対し、居室、炊事場、トイレ等の日常生活に必要最小限度の部分について応急修理を行います。</p> <p>資 料 " 4-3-(2) 災害救助法適用における民間賃貸住宅に係る空き家情報の情報等に関する協定書（公社）全日本不動産協会神奈川県本部</p> <p>第6節 救助・救急、消火及び医療救護活動 2 医療救護活動</p>	神奈川県水防計画 第13章第1 県の水防配備基準				県の水防体制 [水防本部・支部]				配備区分	配備基準	配備要員		概要	本部	支部
神奈川県水防計画 第14章第1 県の水防配備基準																															
県の水防体制 [水防本部・支部]																															
配備区分	配備基準	配備要員		概要																											
		本部	支部																												
神奈川県水防計画 第13章第1 県の水防配備基準																															
県の水防体制 [水防本部・支部]																															
配備区分	配備基準	配備要員		概要																											
		本部	支部																												

修正計画	現行計画
<p>第6節 救助・救急、消火及び医療救護活動</p> <p>2 医療救護活動</p> <p>(1) 医療機関による医療救護活動</p> <p>ア 県は、神奈川県<u>災害時</u>保健医療救護計画に基づき、保健医療<u>福祉</u>調整本部を設置し、災害医療コーディネーターや災害時小児周産期リエゾンから適宜助言・支援を受けながら、医療機関等の協力を得て医療救護活動を行います。</p> <p><u>オ 県は、原則として、被災市町村等からの要請に基づき、災害支援ナース協定締結施設に対して災害支援ナースの派遣を要請します。</u></p> <p><u>カ</u> 県では、原則として被災市町村等からの要請に基づき、その構成員の主体である協定先である福祉関係団体に神奈川県DWA Tの派遣を要請します。</p> <p><u>キ</u> 県及び市町村は、水道施設が被災した場合、医療機関には優先的</p> <p><u>ク</u> 県は、被災地の医療機関の応援要請情報や支援情報をEMISに</p> <p><u>ケ</u> 県及び市町村は、救急患者の搬送に際し、必要に応じ被災地域以</p> <p><u>コ</u> 県は、国(自衛隊等)、隣接都県等と連携協力しながら、航空機等</p> <p><u>サ</u> 被災医療機関は、医療施設、医療設備の応急復旧を実施し、必要</p> <p><u>シ</u> 県及び市町村は、傷病者の搬送拠点におけるトリアージ及び救命</p>	<p>(1) 医療機関による医療救護活動</p> <p>ア 県は、神奈川県保健医療救護計画に基づき、保健医療調整本部を設置し、災害医療コーディネーターや災害時小児周産期リエゾンから適宜助言・支援を受けながら、医療機関等の協力を得て医療救護活動を行います。</p> <p>(追加)</p> <p>オ 県では、原則として被災市町村からの要請等に基づき、その構成員の主体である協定先である福祉関係団体に神奈川県DWA Tの派遣を要請します。</p> <p>カ 県及び市町村は、水道施設が被災した場合、医療機関には優先的</p> <p>キ 県は、被災地の医療機関の応援要請情報や支援情報をEMISに</p> <p>ク 県及び市町村は、救急患者の搬送に際し、必要に応じ被災地域以</p> <p>ケ 県は、国(自衛隊等)、隣接都県等と連携協力しながら、航空機等</p> <p>コ 被災医療機関は、医療施設、医療設備の応急復旧を実施し、必要</p> <p>サ 県及び市町村は、傷病者の搬送拠点におけるトリアージ及び救命</p>
<p>○ 医療救護活動体制</p> <p>1 医療救護活動</p> <p>(1) 県</p> <p>ア 県は、風水害等の災害発生後、医療救護活動の必要性を迅速に判断し、県庁内に保健医療<u>福祉</u>調整本部を設置します。</p> <p><u>エ 県は、被災市町村等からの要請に基づき、災害支援ナースを派遣するとともに、必要に応じて関係機関に協力を要請します。</u></p> <p>オ 救護班の業務内容</p> <p>(ア) 傷病者に対する応急措置</p> <p>(イ) 後方医療機関への転送の可否及び優先順位の決定(トリアージ)</p> <p>(ウ) 転送困難な患者及び避難場所等における軽症患者に対する医療</p>	<p>○ 医療救護活動体制</p> <p>1 医療救護活動</p> <p>(1) 県</p> <p>ア 県は、風水害等の災害発生後、医療救護活動の必要性を迅速に判断し、県庁内に保健医療調整本部を設置します。</p> <p>(追加)</p> <p>エ 救護班の業務内容</p> <p>(ア) 傷病者に対する応急措置</p> <p>(イ) 後方医療機関への転送の可否及び優先順位の決定(トリアージ)</p> <p>(ウ) 転送困難な患者及び避難場所等における軽症患者に対する医療</p> <p>(エ) 助産</p> <p>(オ) 死亡の確認</p>

修正計画	現行計画
<p>(エ) 助産 (オ) 死亡の確認</p> <hr/> <p>(カ) 遺体の検案 カ 県は、災害後、被災地及び被災地周辺の病院、災害拠点病院、 (3) 指定地方行政機関等 オ <u>かながわDPAT登録医療機関等</u> <u>(ア) かながわDPAT登録医療機関等は、県の要請に基づき、かながわDPATを派遣してDPAT活動を行います。</u> <u>(イ) かながわDPATの業務内容は、かながわDPAT運営要綱、かながわDPAT活動要綱によるものとします。</u> カ <u>災害支援ナース協定締結施設</u> <u>(ア) 災害支援ナース協定締結施設は、県の要請に基づき、災害支援ナースを派遣して看護活動を行います。</u> <u>(イ) 災害支援ナースの業務内容は、災害支援ナース活動要領によるものとします。</u> キ 日本赤十字社神奈川県支部 ク 神奈川県医師会、神奈川県病院協会、神奈川県歯科医師会 ケ 神奈川県薬剤師会 コ 神奈川県看護協会 サ <u>神奈川県栄養士会</u> <u>神奈川県栄養士会は、県又は市町村から医療救護活動に必要な栄養・食生活支援の協力要請があった場合には、日本栄養士会災害支援チーム（JDA-DAT）の派遣に協力し、栄養士チームの一員として、栄養・食生活支援活動の実施に努めます。</u></p>	<p>(カ) 遺体の検案 オ 県は、災害後、被災地及び被災地周辺の病院、災害拠点病院、 (3) 指定地方行政機関等 <u>(追加)</u> <u>(追加)</u> <u>(追加)</u> <u>(追加)</u> <u>(追加)</u> <u>(追加)</u> オ 日本赤十字社神奈川県支部 カ 神奈川県医師会、神奈川県病院協会、神奈川県歯科医師会 キ 神奈川県薬剤師会 ク 神奈川県看護協会 <u>(追加)</u> <u>(追加)</u></p>

修正計画	現行計画
<p>2 医薬品等の確保 [医薬品等調達系統]</p> <p style="text-align: center;">図を削除</p> <p>3 血液製剤の確保 [血液製剤確保の体制]</p> <p style="text-align: center;">図の削除</p>	<p>2 医薬品等の確保 [医薬品等調達系統]</p>  <p>3 血液製剤の確保 [血液製剤確保の体制]</p> 

修正計画	現行計画
<p>-----</p> <p>第8節 飲料水、食料及び生活必需物資等の調達・供給活動</p> <p>1 飲料水及び生活用水の確保・供給</p> <p>(3) 飲料水の供給活動</p> <p>ア 応急給水</p> <p>(イ) 県は、市町村の水道事業者の応急給水についての指示及び連絡調整を行うとともに、応急給水用飲料水の衛生指導を行います。 飲料水の確保が困難な場合は、必要に応じて、災害時、震災時の相互応援に関する協定を締結している九都県市、関東地方知事会若しくは<u>国土交通省</u>又は国の非常（緊急）災害対策本部等に支援等を要請するとともに、自衛隊に給水等の要請を行います。</p> <p><u>(ウ) 水道事業者（県営水道を除く）は、断水が発生した場合、速やかに、断水状況を把握した上で応急給水計画を策定するとともに、応急給水に必要な人員、給水車及び資機材を確保して、応急給水に努めます。</u></p> <p><u>(エ) 県営水道は、断水が発生した場合、速やかに、断水状況を把握し、応急飲料水、必要な人員等の確保に努め、災害用指定配水池における応急給水を支援するとともに、県営水道給水区域内の市町と災害時の応急給水に関する訓練などを定期的実施し、連携の強化を図ります。</u></p> <p>また、給水区域内の市町からの要請に基づき、日本水道協会及び協定締結事業者（他水道事業者等）に支援要請を行います。</p>	<p>第8節 飲料水、食料及び生活必需物資等の調達・供給活動</p> <p>1 飲料水及び生活用水の確保・供給</p> <p>(3) 飲料水の供給活動</p> <p>ア 応急給水</p> <p>(イ) 県は、市町村の水道事業者の応急給水についての指示及び連絡調整を行うとともに、応急給水用飲料水の衛生指導を行います。 飲料水の確保が困難な場合は、必要に応じて、災害時、震災時の相互応援に関する協定を締結している九都県市、関東地方知事会若しくは<u>厚生労働省</u>又は国の非常（緊急）災害対策本部等に支援等を要請するとともに、自衛隊に給水等の要請を行います。</p> <p>(追加)</p> <p>(ウ) 県営水道は、応急飲料水の確保に努め、災害用指定配水池における応急給水を支援するとともに、県営水道給水区域内の市町と災害時の応急給水に関する訓練などを定期的実施し、連携の強化を図ります。</p> <p>また、給水区域内の市町からの要請に基づき、日本水道協会及び協定締結事業者（他水道事業者等）に支援要請を行います。</p>

修正計画		現行計画							
<p>3 生活必需物資等の調達・供給</p> <p>○ 協定締結先一覧</p> <table border="1"> <tr> <td>(株)高島屋横浜店 (株)横浜岡田屋 (株)さいか屋 (株)そごう・西武そごう横浜店 (株)ダイエー (株)東急ストア (株)京急ストア ユニー(株) (株)イトーヨーカ堂 相鉄ローゼン(株)</td> <td><u>DCM(株)</u> (株)田原屋 イオンリテール(株)南関東 カンパニー (同)西友 (株)小田原百貨店 マックスバリュ東海(株) 富士シティオ(株) ウエルシア薬局(株) ヤオマサ(株) (株)カインズ 生活協同組合ユーコープ 協横浜総合卸センター 協横浜マーチャンダイジ ングセンター</td> <td>(協)川崎卸センター 小田原卸商業団地(協) (株)<u>セブン-イレブ ン・ジャパン</u> (株)ローソン (株)スリーエフ (株)<u>ファミリーマート</u></td> </tr> </table> <p>(令和7年4月1日現在)</p>		(株)高島屋横浜店 (株)横浜岡田屋 (株)さいか屋 (株)そごう・西武そごう横浜店 (株)ダイエー (株)東急ストア (株)京急ストア ユニー(株) (株)イトーヨーカ堂 相鉄ローゼン(株)	<u>DCM(株)</u> (株)田原屋 イオンリテール(株)南関東 カンパニー (同)西友 (株)小田原百貨店 マックスバリュ東海(株) 富士シティオ(株) ウエルシア薬局(株) ヤオマサ(株) (株)カインズ 生活協同組合ユーコープ 協横浜総合卸センター 協横浜マーチャンダイジ ングセンター	(協)川崎卸センター 小田原卸商業団地(協) (株) <u>セブン-イレブ ン・ジャパン</u> (株)ローソン (株)スリーエフ (株) <u>ファミリーマート</u>	<p>3 生活必需物資等の調達・供給</p> <p>○ 協定締結先一覧</p> <table border="1"> <tr> <td>(株)高島屋横浜店 (株)横浜岡田屋 (株)さいか屋 (株)そごう・西武そごう横浜店 (株)ダイエー (株)東急ストア (株)京急ストア ユニー(株)<u>関東営業部</u> (株)イトーヨーカ堂 相鉄ローゼン(株)</td> <td><u>(株)ケーヨー</u> (株)田原屋 イオンリテール(株)南関東 カンパニー (同)西友 (株)小田原百貨店 マックスバリュ東海(株) <u>(株)ヨークマート</u> 富士シティオ(株) ウエルシア薬局(株) ヤオマサ(株) (株)カインズ 生活協同組合ユーコープ (協)横浜総合卸センター (協)横浜マーチャンダイジ ングセンター</td> <td>(協)川崎卸センター 小田原卸商業団地(協) (株)<u>セブン-イレブン・ジ ャ パン</u> (株)ローソン (株)スリーエフ (株)<u>ファミリーマート</u></td> </tr> </table> <p>(令和2年4月1日現在)</p>		(株)高島屋横浜店 (株)横浜岡田屋 (株)さいか屋 (株)そごう・西武そごう横浜店 (株)ダイエー (株)東急ストア (株)京急ストア ユニー(株) <u>関東営業部</u> (株)イトーヨーカ堂 相鉄ローゼン(株)	<u>(株)ケーヨー</u> (株)田原屋 イオンリテール(株)南関東 カンパニー (同)西友 (株)小田原百貨店 マックスバリュ東海(株) <u>(株)ヨークマート</u> 富士シティオ(株) ウエルシア薬局(株) ヤオマサ(株) (株)カインズ 生活協同組合ユーコープ (協)横浜総合卸センター (協)横浜マーチャンダイジ ングセンター	(協)川崎卸センター 小田原卸商業団地(協) (株) <u>セブン-イレブン・ジ ャ パン</u> (株)ローソン (株)スリーエフ (株) <u>ファミリーマート</u>
(株)高島屋横浜店 (株)横浜岡田屋 (株)さいか屋 (株)そごう・西武そごう横浜店 (株)ダイエー (株)東急ストア (株)京急ストア ユニー(株) (株)イトーヨーカ堂 相鉄ローゼン(株)	<u>DCM(株)</u> (株)田原屋 イオンリテール(株)南関東 カンパニー (同)西友 (株)小田原百貨店 マックスバリュ東海(株) 富士シティオ(株) ウエルシア薬局(株) ヤオマサ(株) (株)カインズ 生活協同組合ユーコープ 協横浜総合卸センター 協横浜マーチャンダイジ ングセンター	(協)川崎卸センター 小田原卸商業団地(協) (株) <u>セブン-イレブ ン・ジャパン</u> (株)ローソン (株)スリーエフ (株) <u>ファミリーマート</u>							
(株)高島屋横浜店 (株)横浜岡田屋 (株)さいか屋 (株)そごう・西武そごう横浜店 (株)ダイエー (株)東急ストア (株)京急ストア ユニー(株) <u>関東営業部</u> (株)イトーヨーカ堂 相鉄ローゼン(株)	<u>(株)ケーヨー</u> (株)田原屋 イオンリテール(株)南関東 カンパニー (同)西友 (株)小田原百貨店 マックスバリュ東海(株) <u>(株)ヨークマート</u> 富士シティオ(株) ウエルシア薬局(株) ヤオマサ(株) (株)カインズ 生活協同組合ユーコープ (協)横浜総合卸センター (協)横浜マーチャンダイジ ングセンター	(協)川崎卸センター 小田原卸商業団地(協) (株) <u>セブン-イレブン・ジ ャ パン</u> (株)ローソン (株)スリーエフ (株) <u>ファミリーマート</u>							
<p>資料</p> <p>〃 4-5-(8) <u>生活必需物資 (LPG) の調達に関する協定書 (例)</u></p>		<p>資料</p> <p>〃 4-5-(8) <u>生活必需物資の調達に関する協定書</u></p>							

修正計画	現行計画
<p>第10節 緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動</p> <p>1 交通の確保</p> <p>(1) 被災地域等への流入抑制及び交通規制の実施</p> <p>ウ その他</p> <p>道路管理者は、「緊急輸送道路管理マニュアル」に基づき、通行規制や<u>道路啓開</u>等必要な<u>措置</u>について、県警察、交通機関への連絡を行います。</p> <p>(3) 道路の応急復旧等</p> <p>イ 県</p> <p>県は、災害協定業者等と衛星携帯電話等の活用による災害時の情報収集体制を<u>構築</u>し、管理する道路について早急に被害状況を把握するとともに、備蓄資機材を活用して、障害物の除去や応急復旧等を行い、道路の機能確保に努めます。また、他の道路管理者の管理する道路についても早急に被害状況を把握し、当該道路管理者と連携して<u>道路ネットワークの機能確保に努めます</u>。なお、農道、林道及び臨港道路の管理者は、道路の機能確保に努めます。</p> <p>さらに、県管理道路においても応援を必要とするときは、関係機関に応援要請を行います。</p> <p>具体的な復旧作業については、県土整備局の土木事務所ごとに、各地区建設業団体等との間に締結した災害協定に基づき<u>道路啓開</u>や応急復旧を実施します。</p> <p>復旧状況等については、速やかに災害対策本部県土整備部指令班に報告又は通報します。</p> <p>2 緊急輸送</p> <p>(1) 県の緊急輸送</p> <p>(イ) 陸上自衛隊、海上自衛隊及び第三管区海上保安本部等に対する要請</p> <p><u>(ウ) 民間ヘリコプターのチャーター機利用</u></p> <p><u>(エ)</u> 「災害時における航空機の協力要請に関する協定」に基づく民間ヘリコプター会社に対する協力要請</p>	<p>第10節 緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動</p> <p>1 交通の確保</p> <p>(3) 道路の応急復旧等</p> <p>イ 県</p> <p>県は、災害協定業者等と衛星携帯電話等の活用による災害時の情報収集体制を<u>強化</u>し、管理する道路について早急に被害状況を把握するとともに、備蓄資機材を活用して、障害物の除去や応急復旧等を行い、道路の機能確保に努めます。また、他の道路管理者の管理する道路についても早急に被害状況を把握し、当該道路管理者と連携して<u>緊急輸送道路の優先確保を行います</u>。なお、農道、林道及び臨港道路の管理者は、道路の機能確保に努めます。</p> <p>さらに、県管理道路においても応援を必要とするときは、関係機関に応援要請を行います。</p> <p>具体的な復旧作業については、県土整備局の土木事務所ごとに、各地区建設業団体等との間に締結した災害協定に基づき応急復旧を実施します。</p> <p>復旧状況については、速やかに災害対策本部県土整備部指令班に報告又は通報します。</p> <p>2 緊急輸送</p> <p>(1) 県の緊急輸送</p> <p>(イ) 陸上自衛隊、海上自衛隊及び第三管区海上保安本部等に対する要請</p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>(ウ)</u> 「災害時における航空機の協力要請に関する協定」に基づく民間ヘリコプター会社に対する協力要請</p>

修正計画	現行計画
<p>4 緊急通行車両の確認手続</p> <p>(2) 緊急通行車両の確認</p> <p>災害対策基本法第 76 条第 1 項に規定する緊急通行車両であることの確認並びに同法施行令第 33 条に規定する標章及び証明書の交付事務手続きは、次によります。</p> <p>ア 県の保有車両及び調達車両については、県知事（<u>危機管理防災課</u>、各地域県政総合センター）が行い、確認車両台数等を県公安委員会に通知します。</p> <p>5 障害物の除去</p> <p>(4) 除去した障害物の集積場所</p> <p>障害物の集積場所については、それぞれの実施者において考慮します。が、概ね次の場所に集積廃棄又は保管します。</p> <p>なお、この集積場所については、関係用地管理者等と協議し、あらかじめ選定した場所とします。</p> <p>資料</p> <p>〃 4-7-(8) 災害等における物資の輸送等に関する協定（一般社団法人神奈川県トラック協会）</p> <p>〃 4-7-(9) 災害時における民間航空機の協力要請に関する協定書</p> <p>〃 4-7-(10) 首都高速道路株式会社の特別巡回及び交通規制基準等</p> <p>〃 4-7-(11) 大規模災害発生時等の交通規制計画等の改正について</p> <p>〃 4-7-(12) 陸上自衛隊航空機的能力基準</p> <p>〃 4-7-(13) 陸上自衛隊施設器材関係の能力基準</p> <p>〃 4-7-(14) 海上自衛隊艦艇・航空機的能力等</p> <p>〃 4-7-(15) 第三管区海上保安本部所属船艇、航空機の</p>	<p>4 緊急通行車両の確認手続</p> <p>(2) 緊急通行車両の確認</p> <p>災害対策基本法第 76 条第 1 項に規定する緊急通行車両であることの確認並びに同法施行令第 33 条に規定する標章及び証明書の交付事務手続きは、次によります。</p> <p>ア 県の保有車両及び調達車両については、県知事（<u>災害対策課</u>、各地域県政総合センター）が行い、確認車両台数等を県公安委員会に通知します。</p> <p>5 障害物の除去</p> <p>(4) 除去した障害物の集積場所</p> <p>障害物の集積場所については、それぞれの実施者において考慮します。が、概ね次の場所に集積廃棄又は保管します。</p> <p>なお、この集積場所については、関係用地管理者等と協議し、あらかじめ選定した場所とします。</p> <p><u>ただし、災害の状況によっては、海岸、河川敷、緑地帯等を一時使用します。</u></p> <p>資料</p> <p>〃 4-7-(8) 緊急車両の調達又はあつ旋に関する覚書</p> <p>〃 4-7-(9) 災害等における物資の輸送等に関する協定（一般社団法人神奈川県トラック協会）</p> <p>〃 4-7-(10) 災害時における民間航空機の協力要請に関する協定書</p>

修正計画	現行計画
輸送能力の基準	
" 4-7-(16) 神奈川県トラック協会地区支部別車両保有台数一覧表	
" 4-7-(17) 災害時等における石油類燃料供給に関する協定	
<u>" 4-7-(18) 災害発生時における応急対策活動用資機材等のレンタルに関する協定</u>	<u>(追加)</u>
<u>" 4-7-(19) 災害時における災害応急対策業務及び建設資材調達に関する包括的協定書</u>	<u>(追加)</u>
<u>" 4-7-(20) 災害時における物資輸送等に関する協定書 (ヤマト)</u>	<u>(追加)</u>
<u>" 4-7-(21) 災害時における物資輸送等に関する協定書 (佐川)</u>	<u>(追加)</u>
<u>" 4-7-(22) 災害時における物資輸送等に関する協定書 (日本通運)</u>	<u>(追加)</u>
<u>" 4-7-(23) 災害時における緊急輸送等に関する協定書 (タクシー協会)</u>	<u>(追加)</u>
<u>" 4-7-(24) 災害時における緊急輸送等に関する協定書 (バス協会)</u>	<u>(追加)</u>
<u>" 4-7-(25) 災害時における輸送車両提供に関する協定</u>	<u>(追加)</u>
<u>" 4-7-(26) 災害時における物資の輸送・荷役等に関する協定</u>	<u>(追加)</u>
<u>" 4-7-(27) 災害時の重要施設に係る情報共有に関する覚書 (石油連盟)</u>	
第12節 ライフラインの応急復旧活動	第12節 ライフラインの応急復旧活動
1 上水道施設 (上水道事業者)	1 上水道施設 (上水道事業者)
(4) 被害状況調査及び水道の構造等を勘案した施設の巡視を速やかに実施し、給水支障の全容を把握するとともに、送配水システムを考慮した復旧計画を定めます。	(4) 被害状況調査を速やかに実施し、給水支障の全容を把握するとともに、送配水システムを考慮した復旧計画を定めます。
5 電話 (通信) 施設 (NTT東日本、NTT <u>ドコモビジネス</u> 、NTTドコモ及びKDDI (株))	5 電話 (通信) 施設 (NTT東日本、NTT <u>コミュニケーションズ</u> 、NTTドコモ及びKDDI (株))

修正計画	現行計画
<p>資料</p> <p>// <u>4-9-(7) 東京ガスネットワーク(株)の応急活動体制(地震災害)</u></p> <p>// <u>4-9-(8) NTT東日本(株)の応急活動体制(地震災害)</u></p> <p>// <u>4-9-(9) 神奈川県企業庁と東部地域広域水道企業団との災害時等の相互応援に関する協定書</u></p> <p>第14節 被災者等への情報提供、相談、物価の安定等に関する活動</p> <p>1 被災者等への情報提供</p> <p>(1) 災害対策本部及び現地災害対策本部</p> <p>ア 災害時、避難救援期、応急復旧期、復興期に対応して、被災者が必要とする情報を十分把握し、被災者に次の情報等を、掲示板、広報紙、インターネット、<u>「かながわ防災パーソナルサポート」などのSNS</u>等によるほか、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得て的確に提供するよう努めます。</p> <p>第15節 広域的応援体制</p> <p>1 広域的な応援体制</p> <p>(1) 広域的な応援要請</p> <p>ク 知事は、災害の規模や収集した被害情報及び市町村の通信途絶の状況から判断し、人命又は財産の保護のため緊急性、非代替性、公共性の3要件の観点から、自衛隊の災害派遣が必要であると認める場合には、防衛大臣又はその指定する者に対して、災害派遣を要請します(詳細は「自衛隊災害派遣要請マニュアル」に定めます)。</p> <p>(略)</p> <p>要請範囲は次のとおりです。</p> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>給食</u>及び給水 ・ <u>入浴支援</u> 	<p>資料</p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>(追加)</u></p> <p>第14節 被災者等への情報提供、相談、物価の安定等に関する活動</p> <p>1 被災者等への情報提供</p> <p>(1) 災害対策本部及び現地災害対策本部</p> <p>ア 災害時、避難救援期、応急復旧期、復興期に対応して、被災者が必要とする情報を十分把握し、被災者に次の情報等を、掲示板、広報紙、インターネット等によるほか、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得て的確に提供するよう努めます。</p> <p>第15節 広域的応援体制</p> <p>1 広域的な応援体制</p> <p>(1) 広域的な応援要請</p> <p>ク 知事は、災害の規模や収集した被害情報及び市町村の通信途絶の状況から判断し、人命又は財産の保護のため緊急性、非代替性、公共性の3要件の観点から、自衛隊の災害派遣が必要であると認める場合には、防衛大臣又はその指定する者に対して、災害派遣を要請します(詳細は「自衛隊災害派遣要請マニュアル」に定めます)。</p> <p>(略)</p> <p>要請範囲は次のとおりです。</p> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>炊飯</u>及び給水 <p><u>(追加)</u></p>

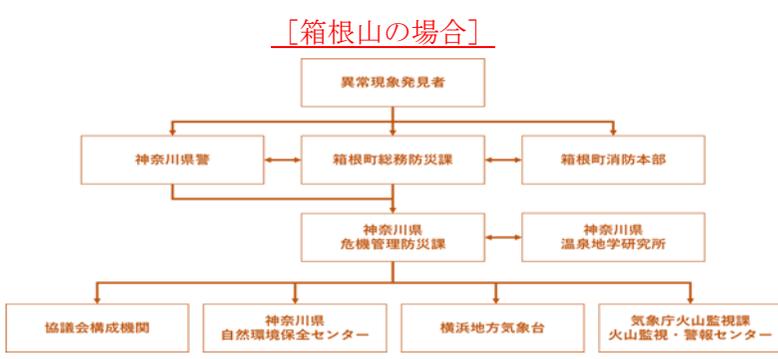
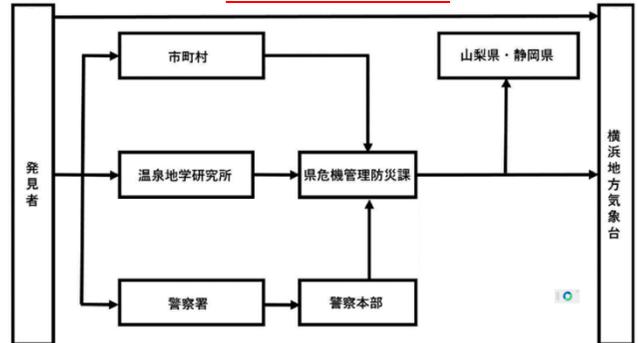
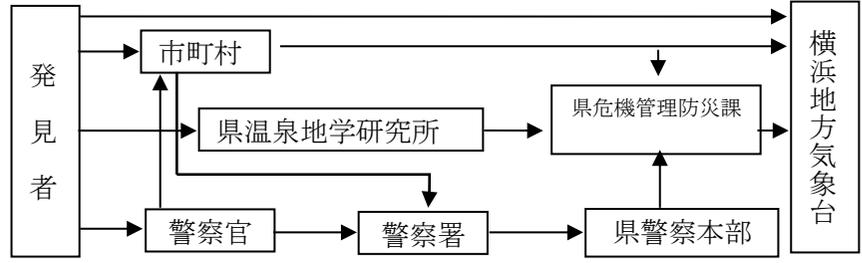
修正計画	現行計画
<p>(2) 広域応援の受入れ</p> <p><u>キ 復旧・復興に関する業務</u> <u>ク 防災・減災に関する業務</u></p> <p>資料</p> <p><u>〃 4-12-(11) 災害時における広域物資輸送拠点の開設等に関する協定（プロジス）</u></p> <p><u>〃 4-12-(12) 災害時における広域物資輸送拠点の開設等に関する協定（ESR）</u></p> <p><u>〃 4-12-(13) 災害時における広域物資輸送拠点の開設等に関する協定（ESR）</u></p> <p><u>〃 4-12-(14) 災害時における広域物資輸送拠点の開設等に関する協定（ESR）</u></p> <p><u>〃 4-12-(15) 災害発生時における物資の保管等に関する協定（日本ロジスティクスファントム）</u></p> <p><u>〃 4-12-(16) 神奈川県緊急消防援助隊航空小隊受援計画</u></p> <p><u>〃 4-12-(17) フォワードベース運用要領</u></p> <p>第16節 災害救援ボランティアの支援活動</p> <p>1 ボランティア活動支援拠点の設置</p> <p><u>(3) 情報共有会議等の開催</u></p> <p><u>県は、災害救援ボランティア支援センターを設置したときは、社会福祉協議会、災害中間支援組織、NPO等と連携し、被災者支援活動等の情報収集及び情報共有並びに各々の活動の連携及び調整を行うため、速やかに「神奈川県被災者支援機関連絡会議」及び「神奈川県被災者支援機関連絡会議情報共有会議」（以下「情報共有会議等」という。）を開催します。また、必要に応じ県内外の支援機関とも連携をし、広域的な情報共有や課題の整理等を行います。</u></p>	<p>資料</p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>(追加)</u></p> <p>第16節 災害救援ボランティアの支援活動</p> <p>1 ボランティア活動支援拠点の設置</p> <p><u>(追加)</u></p>

修正計画	現行計画
<p>○ 県災害救援ボランティア支援センター、<u>市町村災害ボランティアセンター及び情報共有会議等</u>の主な役割</p> <p><u>3 情報共有会議等の主な役割</u></p> <ul style="list-style-type: none">・被災者支援活動等の情報収集及び情報共有・被災者支援機関の活動の連携及び調整・必要に応じ、分野ごとの課題の整理や解決を目的とした分科会の開催 <p>2 情報の収集・発信</p> <p>(2) 県ホームページによる情報の収集・発信</p> <p>県災害救援ボランティア支援センターは、神奈川県社会福祉協議会、<u>神奈川県共同募金会</u>、災害救援ボランティア支援団体等と連携して、被災地域災害ボランティアセンターの設置・運営状況、災害救援ボランティアの受入れ希望等の情報を収集し、県ホームページを通じて情報提供します。</p> <p>3 災害救援ボランティアの受入れ</p> <p>(略)</p> <p>県外からの支援の受入れについては、県は市町村、<u>社会福祉協議会、災害中間支援組織、NPO 等</u>と連携し、迅速に受入体制を整えるとともに、<u>災害救援ボランティアの活動支援及び活動調整に関して</u>最大限の便宜を図ることとします。</p> <p>第17節 災害救助法関係</p> <p>○ 「災害救助法施行細則による救助の程度等」(県告示)における救助の種類</p> <ul style="list-style-type: none">・被災者の救出・<u>福祉サービスの提供</u>	<p>○ 県災害救援ボランティア支援センター<u>及び</u>市町村災害ボランティアセンターの主な役割</p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>(追加)</u></p> <p>2 情報の収集・発信</p> <p>(2) 県ホームページによる情報の収集・発信</p> <p>県災害救援ボランティア支援センターは、神奈川県社会福祉協議会、<u>日本赤十字社神奈川県支部</u>、災害救援ボランティア支援団体等と連携して、被災地域災害ボランティアセンターの設置・運営状況、災害救援ボランティアの受入れ希望等の情報を収集し、県ホームページを通じて情報提供します。</p> <p>3 災害救援ボランティアの受入れ</p> <p>(略)</p> <p>県外からの支援の受入れについては、県は市町村と連携し、迅速に受入体制を整えるとともに、最大限の便宜を図ることとします。</p> <p>第17節 災害救助法関係</p> <p>○ 「災害救助法施行細則による救助の程度等」(県告示)における救助の種類</p> <ul style="list-style-type: none">・被災者の救出 <p><u>(追加)</u></p>

修正計画	現行計画
<p>第4章 復旧・復興対策</p> <p><u>○ 道路管理者および上下水道、電力、通信等のインフラ事業者は、道路と生活インフラの連携した復旧が行えるよう、関係機関との連携体制の整備・強化を図るものとします。</u></p> <p>第1節 復興体制の整備</p> <p>2 人的資源の確保</p> <p>(4) 被災者支援体制の確保</p> <p>被災者一人ひとりの状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細かな支援を継続的に実施する体制を確保します。</p> <p><u>このため、県は社会福祉協議会、災害中間支援組織、NPO、民間企業等と連携し、情報共有会議等を通じて、被災地の状況や各自の支援活動、支援ニーズなどの情報共有を行うことで、被災者の多様なニーズに沿った「もれ・むら」の無い効果的な支援を実現するよう努めます。</u></p> <p><u>資料</u></p> <p><u>地震編 5-1-(1) 大規模災害時における相談業務の応援に関する協定書</u></p> <p><u>地震編 5-1-(2) 災害時における家屋被害認定調査等への協力に関する協定</u></p> <p>第2節 復興対策の実施</p> <p>1 復興に関する調査</p> <p>(3) 住宅の復興対策に関する調査</p> <p>○ 市町村は、全壊、半壊といった被災地全体の建築物の被災状況の調査を行い、その結果を整理して県に報告します。県は、市町村の行う調査に対し職員の派遣を行うとともに、必要に応じて、国や他の自治体に対して応援職員の派遣を要請します。</p>	<p>第4章 復旧・復興対策</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>第1節 復興体制の整備</p> <p>2 人的資源の確保</p> <p>(4) 被災者支援体制の確保</p> <p>被災者一人ひとりの状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細かな支援を継続的に実施する体制を確保します。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>資料</u></p> <p>地震編 5-1 大規模災害時における相談業務の応援に関する協定書</p> <p>地震編 5-1 災害時における家屋被害認定調査等への協力に関する協定</p> <p>第2節 復興対策の実施</p> <p>1 復興に関する調査</p> <p>(3) 住宅の復興対策に関する調査</p> <p>○ 市町村は、全壊、半壊といった被災地全体の建築物の被災状況の調査を行い、その結果を整理して県に報告します。県は、市町村の行う調査に対し職員の派遣を行うとともに、必要に応じて、国や他の自治体に対して応援職員の派遣を要請します。</p>

修正計画	現行計画
<p>なお、市町村は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住宅等の被害の程度の<u>調査</u>や罹災証明書の交付の体制を確立し、<u>遅滞なく</u>、住宅等の被害の程度を<u>調査</u>し、被災者に罹災証明書を交付します。</p>	<p>なお、市町村は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住宅等の被害の程度の<u>認定</u>や罹災証明書の交付の体制を確立し、<u>速やかに</u>、住宅等の被害の程度を<u>認定</u>し、被災者に罹災証明書を交付します。</p>
<p>6 生活再建支援 (11) ボランティアの活動支援 ア 要配慮者に対するボランティア活動支援 (略) このため、県では、市町村や社会福祉協議会、<u>災害中間支援組織</u>、民間企業等と協働で、個別ケアなどに取り組むボランティアやNPOが円滑かつ効果的に活動を行うことができるよう、必要な情報の提供などの支援に努めます。</p>	<p>6 生活再建支援 (11) ボランティアの活動支援 ア 要配慮者に対するボランティア活動支援 (略) このため、県では、市町村や社会福祉協議会、民間企業等と協働で、個別ケアなどに取り組むボランティアやNPOが円滑かつ効果的に活動を行うことができるよう、必要な情報の提供などの支援に努めます。</p>
<p>7 地域経済復興支援 ○ 地域経済の復興支援施策の体系⁴ 地域経済復興支援策</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 地域全体に波及効果を及ぼす施策実施 <ul style="list-style-type: none"> ア 産業復興方針の策定⁴ イ 相談・指導体制の整備⁴ ウ 商談会、イベント等の活用⁴ エ 新分野進出、事業転換等への支援⁴ (2) 金融、税制面での支援 <ul style="list-style-type: none"> ア 融資の簡易迅速化・条件等の緩和⁴ イ 既存融資制度等の活用の促進⁴ ウ 融資の円滑化を図るための支援の実施⁴ エ 新たな融資制度の検討⁴ オ 金融制度、金融特別措置の周知⁴ カ 税の減免等⁴ <p>(2) 金融・税制面での支援 ア 融資の簡易迅速化、条件等の緩和 エ 新たな融資制度の検討 県及び市町村は、本格的な復興資金需要に対応するために、被害状況調査、資金需要の把握、事業者や業界団体等の意見を踏まえ、低利で</p>	<p>7 地域経済復興支援 ○ 地域経済の復興支援施策の体系⁴ 地域経済復興支援策</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 地域全体に波及効果を及ぼす施策実施 <ul style="list-style-type: none"> ア 産業復興方針の策定⁴ イ 相談・指導体制の整備⁴ ウ 商談会、イベント等の活用⁴ エ 新分野進出、事業転換等への支援⁴ (2) 金融、税制面での支援 <ul style="list-style-type: none"> ア 資金融資の簡易迅速化・条件等の緩和⁴ イ 既存融資制度等の活用の促進⁴ ウ 融資の円滑化を図るための支援の実施⁴ エ 新たな融資制度の検討⁴ オ 金融制度、金融特別措置の周知⁴ カ 税の減免等⁴ <p>(2) 金融・税制面での支援 ア <u>資金</u>融資の簡易迅速化、条件等の緩和 エ 新たな融資制度の検討 県及び市町村は、本格的な復興資金需要に対応するために、被害状況調査、資金需要の把握、事業者や業界団体等の意見を踏まえ、低利</p>

修正計画	現行計画
<p>の融資など融資制度の創設<u>等</u>について検討します。</p> <p>第3編 火山災害対策編</p> <p>1 箱根山の概要 (略)</p> <p>箱根山は、<u>気象庁</u>により「<u>常時観測火山</u>」に選定されており、気象庁(<u>火山監視・警報センター</u>)、県温泉地学研究所等により監視・観測を行っています。平成27年の4月下旬から始まった火山活動の活発化は、11月下旬までのおよそ7ヶ月間続き、6月にはごく小規模な水蒸気噴火が発生しました。この間、観測された火山性の地震は、体に感じないごく小規模のものまで含めると約12,500回でした。また、平成31年4月下旬頃から火山性地震がやや増加し、5月中旬に急増したことを受け、5月19日に噴火警戒レベルが1(活火山であることに留意)から2(火口周辺規制)に引き上げられました。その後火山性地震は減少し、9月以降、5月の地震活発化前の状態になり、10月7日にレベル1に引き下げられました。</p> <p>2 富士山の概要 (略)</p> <p>富士山は、<u>気象庁</u>により「火山防災のために監視・観測体制の充実等が必要な火山」に選定されており、気象庁(<u>火山監視・警報センター</u>)等において、監視・観測が行われています。</p> <p>3 想定される主な火山災害事象の解説</p> <p>(4) 火砕流・<u>火砕サージ</u> <u>火砕流は、高温の岩石・火山灰・火山ガスの混合物が斜面を高速で流れ下り、巻き込まれると死亡する場合があります。火砕サージは火砕流の一種で、火山ガスを主体とする希薄な流れであるが、流動性が高く、尾根を乗り越えて流れることがあります。</u></p> <p>(5) <u>降灰後</u>土石流</p>	<p>での融資など<u>新たな</u>融資制度の創設について検討します。</p> <p>第3編 火山災害対策編</p> <p>1 箱根山の概要 (略)</p> <p>箱根山は、<u>火山噴火予知連絡会</u>により「<u>火山防災のために監視・観測体制の充実等が必要な火山</u>」に選定されており、気象庁、県温泉地学研究所等により監視・観測を行っています。平成27年の4月下旬から始まった火山活動の活発化は、11月下旬までのおよそ7ヶ月間続き、6月にはごく小規模な水蒸気噴火が発生しました。この間、観測された火山性の地震は、体に感じないごく小規模のものまで含めると約12,500回でした。また、平成31年4月下旬頃から火山性地震がやや増加し、5月中旬に急増したことを受け、5月19日に噴火警戒レベルが1(活火山であることに留意)から2(火口周辺規制)に引き上げられました。その後火山性地震は減少し、9月以降、5月の地震活発化前の状態になり、10月7日にレベル1に引き下げられました。</p> <p>2 富士山の概要 (略)</p> <p>富士山は、<u>火山噴火予知連絡会</u>により「火山防災のために監視・観測体制の充実等が必要な火山」に選定されており、<u>気象庁等</u>において、監視・観測が行われています。</p> <p>3 想定される主な火山災害事象の解説</p> <p>(4) 火砕流 高温の岩石・火山灰・火山ガスの混合物が斜面を<u>港則</u>で流れ下り、巻き込まれると死亡する場合があります。</p> <p>(5) 土石流</p>

修正計画	現行計画
<p>第1章 災害予防 第1節 火山情報の伝達体制等 1 異常現象発見の通報義務 (2) 異常現象の通報系統図</p> <p style="text-align: center;"><u>[箱根山の場合]</u></p>  <p style="text-align: center;"><u>[富士山の場合]</u></p> 	<p>第1章 災害予防 第1節 火山情報の伝達体制等 1 異常現象発見の通報義務 (2) 異常現象の通報系統図</p> 

修正計画

現行計画

2 噴火警報等の発表と伝達
(エ) 富士山の噴火警戒レベル

2 噴火警報等の発表と伝達
(エ) 富士山の噴火警戒レベル

平成19年12月1日運用開始
令和5年3月29日改定

富士山の噴火警戒レベル

種別	名称	対象範囲	噴火警戒レベル(1~5)	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等
特別警報	噴火警報(居住地域)または噴火警報	居住地域及びそれより火口側	5(避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想されている状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要	●噴火が発生。 【宝永(1707年)噴火の事例】 12月16日噴火開始:翌年1月1日にかけて16日間噴火継続、大規模噴火、大量の火山灰等が広範囲に堆積 ●他の噴火事例 貞観噴火(864~866年):北西山腹から大規模噴火、大量の溶岩を流出 ●体に感じる地震を含む顕著な地震活動、地殻変動の加速、噴火開始後の噴火活動の高まり等、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が切迫している。 【宝永(1707年)噴火の事例】 12月15日朝~16日午前(噴火開始前日~直前):地震多発、東京など広域で揺れ
			4(高齢者等避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想されている(可能性が高まっている)。	警戒が必要な居住地域での高齢者等の要配慮者の避難が必要。一部の地域では住民の避難が必要。	●居住地域に影響しない程度の噴火が発生し、今後居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が予想される。 ●地震活動のさらなる活発化、顕著な地殻変動等により、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が予想される。 【宝永(1707年)噴火の事例】 噴火開始数日前~:地震活動のさらなる活発化と顕著な地殻変動(推定)
警報	噴火警報(火口周辺)または火口周辺警報	火口から居住地域近くまで	3(入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生すると予想される。	登山禁止・入山規制等危険な地域への立入規制等。一部の地域では住民の避難が必要。観光客等は帰宅。	●地震増加、地殻変動、浅部の低周波地震や火山性微動の断続的な発生など、火山活動の高まり。 【宝永(1707年)噴火の事例】 12月3日以降(噴火開始十数日前):山中のみで体を感じる地震が多発、鳴動がほぼ毎日あった ●火山活動が低下する過程などにおいて、居住地域に影響しない程度の噴火の発生等。
			2(火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生すると予想される。	住民は通常の生活。火口周辺への立入規制等。	【レベル2の発表について】 火山活動が活発化する過程では使用せず ^{※1} 、火山活動が低下する過程などにおいて、レベル3~5から引き下げる段階で、火山活動の状況に応じて発表する場合がある。
予報	噴火予報	火口内等	1(活火山である)	火山活動が高まりがみられる。今後の活動の推移によってはレベルを引き上げる可能性がある。	状況に応じて登山者は下山。	●明瞭な噴気の出現や地震活動の高まりなどが認められる。(火山の状況に関する解説情報(臨時)等 ^{※2} を発表してお知らせする)
			1(活火山である)	火山活動は静穏。	住民は通常の生活。	●火山活動は静穏(深部低周波地震の多発も含む)。

※1) 富士山では、噴火の発生が予想される火山前動活発化の過程において、火口周辺のみに影響を及ぼす程度の噴火が発生する場所を予測することは困難であるため、火山活動活発化の過程でレベル2は発生しない。

※2) レベルの引上げ基準に達していないが、今後レベルを引き上げる可能性がある上判断した変化、「火山の状況に関する解説情報(臨時)」を発表する。また、レベルを引き上げる可能性が高いが、火山活動に変化がみられるなど、火山活動の状況を入力する必要があると判断した場合、「火山の状況に関する解説情報」を発表する。

各レベルにおける具体的な規制範囲等については地域防災計画等で定められています。各市町村にお問い合わせください。
最新噴火警戒レベルは気象庁HPでもご覧いただけます。
<https://www.jma.go.jp/>

 気象庁
Japan Meteorological Agency
令和5年3月

平成19年12月1日運用開始

富士山の噴火警戒レベル

名称	対象範囲	レベル	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者への対応	想定される現象等
噴火警報(居住地域)	居住地域及びそれより火口側	5(避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要	●大規模噴火が発生し、噴石、火砕流、溶岩流が居住地域に到達(危険範囲は状況に応じて設定) 【宝永(1707年)噴火の事例】 12月16日~1月1日:大規模噴火、大量の火山灰等が広範囲に堆積 【その他の噴火事例】 貞観噴火(864~865年):北西山腹から噴火、溶岩流が約8kmまで到達 延暦噴火(800~802年):北東山腹から噴火、溶岩流が約13kmまで到達 ●顕著な群発地震、地殻変動の加速、小規模噴火開始後の噴火活動の高まり等、大規模噴火が切迫している(噴石飛散、火砕流等、すぐに影響の及ぶ範囲が危険) 【宝永(1707年)噴火の事例】 12月15日昼~16日午前(噴火開始前日~直前):地震多発、東京など広域で揺れ
		4(高齢者等避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まっている)。	警戒が必要な居住地域での避難準備、要配慮者の避難等が必要	●小規模噴火の発生、地震多発、顕著な地殻変動等により、居住地域に影響するような噴火の発生が予想される(火口出現が想定される範囲は危険) 【宝永(1707年)噴火の事例】 12月14日まで(噴火開始数日前):山麓で有感となる地震が増加
噴火警報(火口周辺)	火口から居住地域近くまでの広い範囲	3(入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	登山禁止・入山規制等危険な地域防災計画への立入規制等	●居住地域に影響しない程度の噴火の発生、または地震、微動の増加等、火山活動の高まり 【宝永(1707年)噴火の事例】 12月3日以降(噴火開始十数日前):山中のみで有感となる地震が多発、鳴動がほぼ毎日あった
		2(火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生すると予想される。	住民は通常の生活。火口周辺への立入規制等	●影響が火口周辺に限定されるごく小規模な噴火の発生等 【過去事例】 該当する記録なし
噴火予報	火口内等	1(活火山である)	火山活動は静穏 火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。	特になし	●火山活動は静穏(深部低周波地震の多発も含む)

(注)・ここでいう噴石とは、主として風の影響を受けずに飛散する大きさのものとする。

・ここでは、噴火の規模を噴出量により区分し、2~7億m³を大規模噴火、2千万~2億m³を中規模噴火、2百万~2千万m³を小規模噴火とする。なお、富士山では火口周辺のみに影響を及ぼす程度のごく小規模な噴火が発生する場所は現時点で特定さ

修正計画

(オ) 箱根山の噴火警戒レベル

箱根山の噴火警戒レベル		平成21年3月31日運用開始 令和7年3月28日改定			
特別 警報	噴火警報(居住地域)または噴火警報	5(避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	●溶岩流や火砕流の発生など、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火の発生。 【過去事例】 3500年前：冠ヶ岳溶岩ドーム形成、火砕流発生 ●規模の大きな火山性微動の発生等、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火の発生が切迫している。 【過去事例】 有史以降の事例なし ●小規模噴火が発生し、火口から約2km以内に大きな噴石飛散、火砕サージ発生。 【過去事例】 12～13世紀：大涌谷で水蒸気爆発、火砕サージ発生
		4(高齢者等避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まっている)。	警戒が必要な居住地域での高齢者等の要配慮者の避難、住民の避難の準備等が必要。	●有感地震の多発や顕著な地殻変動等により、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生する可能性が高まっている。 【過去事例】 有史以降の事例なし
	噴火警報(火口周辺)または火口周辺警報	3(入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	登山禁止・入山規制等危険な地域への立入規制等。 特定地域では避難。 状況に応じて高齢者等の要配慮者の避難の準備等。	●想定火口域を超えて大きな噴石が飛散するような噴火の発生。 【過去事例】 有史以降の事例なし ●地震活動や熱活動の活発化、山体の膨張を示す地殻変動等、状況により居住地域の近くまで影響を及ぼす噴火の発生が予想される。 【過去事例】 2015年6月：傾斜変動を伴う火山性微動が発生し、ごく小規模噴火が発生するなど火山活動が活発化
		2(火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。 火口周辺への立入規制等。	●地震活動や熱活動の活発化、山体の膨張を示す地殻変動等、状況により火口周辺に影響を及ぼす噴火の発生が予想される。 【過去事例】 2001年6～10月：地震活動の活発化、山体の膨張を示す地殻変動、噴気異常等の熱活動の活発化 2019年5～9月：地震活動の活発化、山体の膨張を示す地殻変動
予報	噴火予報	1(火口内等)	火山活動は静穏。 火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。	状況に応じて火口内への立入規制等。	●火山活動は静穏。 ●一時的な地震の増加。 【過去事例】 1966年6～7月：一時的な地震の増加、翌年嵐風の上昇 2006年9～11月：一時的な地震の増加 2013年1～2月：一時的な地震の増加

注) ここでいう「大きな噴石」とは、主として風の影響を受けずに弾道を描いて飛散するものとする。
 ※箱根町はレベル4の段階で避難指示を発令します。
 ※箱根町はレベル3の段階で特定地域に対して避難指示を発令します。
 ※箱根山の噴火警戒レベルは、地元自治体等で構成する箱根山火山防災協議会において作成しました。
 各レベルにおける具体的な規制範囲等については地域防災計画等で定められていますので、詳細については箱根町にお問い合わせください。
 ※最新の噴火警戒レベルは気象庁HPでもご覧いただけます。 <https://www.jma.go.jp/>

現行計画

(オ) 箱根山の噴火警戒レベル

箱根山の噴火警戒レベル		箱根山の噴火警戒レベル			
特別 警報	噴火警報(居住地域)または噴火警報	5(避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	●溶岩流や火砕流の発生など、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火の発生。 【過去事例】 3,000年前：冠ヶ岳溶岩ドーム形成、火砕流発生 ●規模の大きな火山性微動の発生等、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火の発生が切迫している。 【過去事例】 有史以降の事例なし ●小規模噴火が発生し、火口から約2km以内に大きな噴石(注)飛散、火砕サージ発生。 【過去事例】 12～13世紀：大涌谷で水蒸気爆発、火砕サージ発生
		4(高齢者等避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まっている)。	警戒が必要な居住地域での避難の準備、要配慮者の避難等が必要。 箱根山においては、非常に多くの観光客を円滑に避難させる必要があること、居住地域が想定火口域に近いことから、箱根町はこの段階で避難指示を発令。	●有感地震の多発や顕著な地殻変動等により、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生する可能性が高まっている。 【過去事例】 有史以降の事例なし
	噴火警報(火口周辺)または火口周辺警報	3(入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	登山禁止・入山規制等危険な地域への立入規制等。 特定地域では避難。 状況に応じて要配慮者の避難準備等。	●想定火口域を超えて噴石が飛散するような噴火の発生。 【過去事例】 有史以降の事例なし ●地震活動や熱活動の活発化、山体の膨張を示す地殻変動等、状況により居住地域の近くまで影響を及ぼす噴火の発生が予想される。 【過去事例】 2015年6月：傾斜変動を伴う火山性微動が発生し、ごく小規模噴火が発生するなど火山活動が活発化
		2(火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。 火口周辺への立入規制等。	●地震活動や熱活動の活発化、山体の膨張を示す地殻変動等、状況により火口周辺に影響を及ぼす噴火の発生が予想される。 【過去事例】 2001年6～10月：地震活動の活発化、山体の膨張を示す地殻変動、噴気異常等の熱活動の活発化 2019年5～9月：地震活動の活発化、山体の膨張を示す地殻変動
予報	噴火予報	1(火口内等)	火山活動は静穏。 火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。	状況に応じて火口内への立入規制等。	●火山活動は静穏。 ●一時的な地震の増加。 【過去事例】 1966年6～7月：一時的な地震の増加、翌年嵐風の上昇 2006年9～11月：一時的な地震の増加 2013年1～2月：一時的な地震の増加

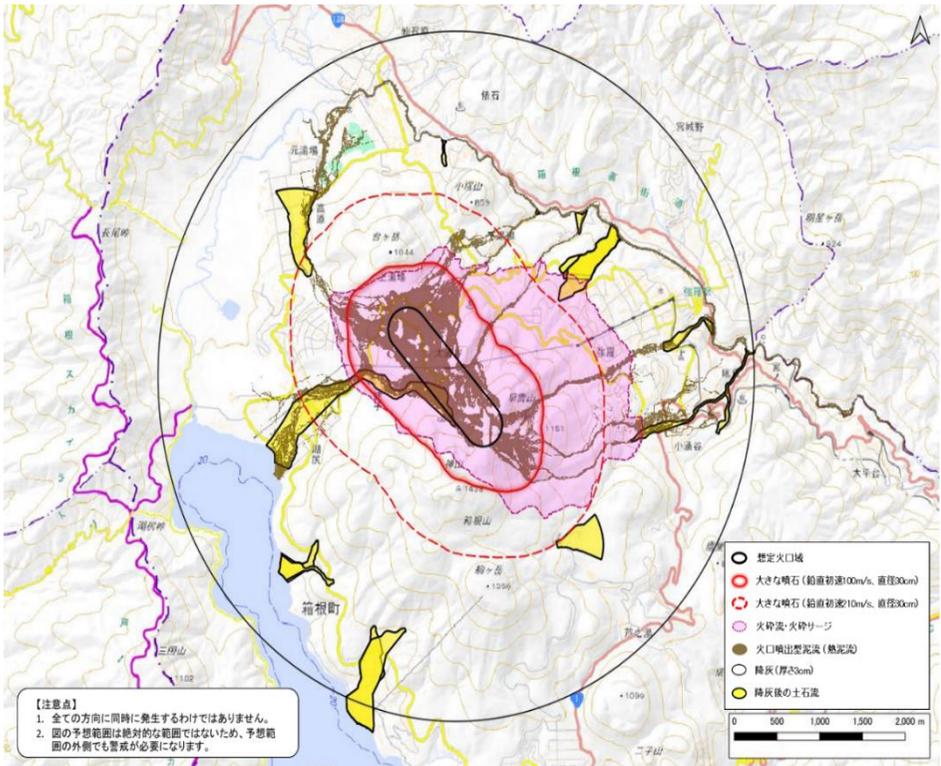
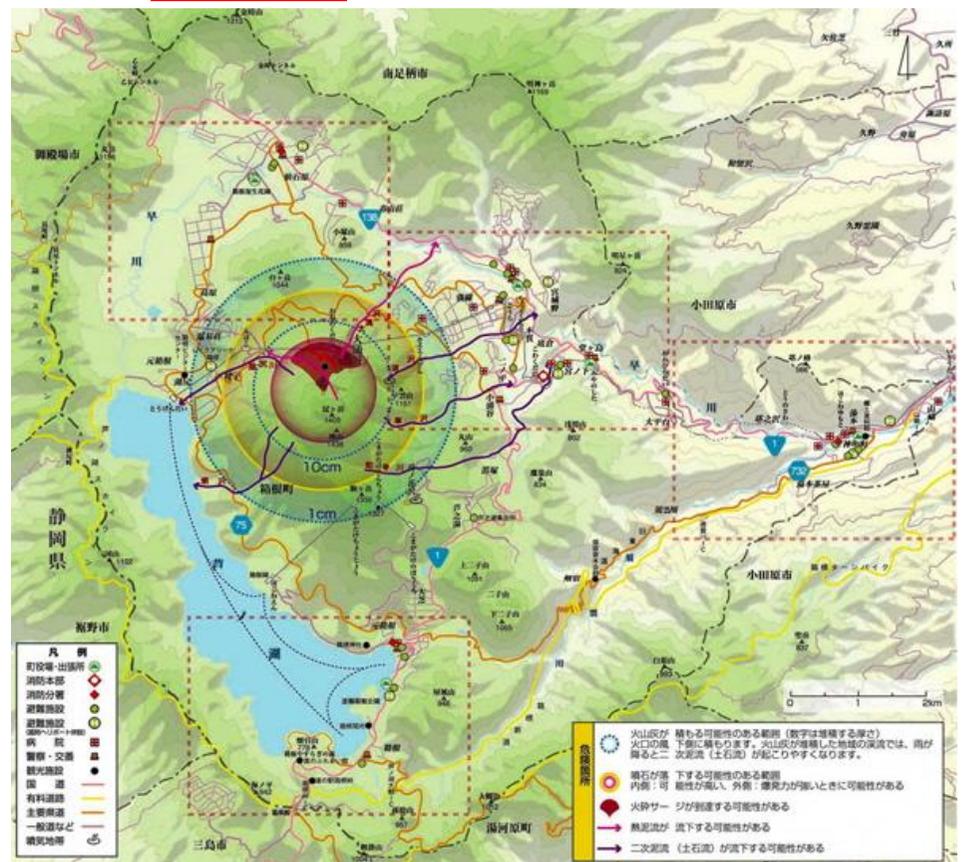
(注) ここでいう「大きな噴石」とは、主として風の影響を受けずに弾道を描いて飛散するものとする。

修正計画	現行計画
<p>4 監視・観測等</p> <p>(4) <u>気象庁（火山監視・警報センター）</u>等との連携 県温泉地学研究所では、箱根山火山でまとまって微小地震が発生した場合や地殻変動が観測された場合には、<u>気象庁（火山監視・警報センター）</u>等に資料等の提供・報告を行い、適切な判断のために必要な連携を行います。</p> <p>第2節 災害応急対策への備え</p> <p>2 救助・救急、消火及び医療救護活動</p> <p>(3) 医療救護活動 ア 県及び市町村は、関係機関と調整の上、神奈川県<u>災害時</u>保健医療救護計画に基づき医療救護活動体制の確立に努めます。 [健康医療局]</p> <p>3 避難誘導 市町村は、火山が噴火し、又は噴火するおそれのあるときは、<u>神奈川県</u>富士山火山<u>広域</u>避難指針や箱根山（大涌谷）火山避難計画に従い住民、登山者、観光客等の避難誘導を行います。</p> <p>4 降灰等対策 県は、国及び防災関係機関と連携し、経済活動、住民生活等に及ぼす影響を軽減するため、<u>国が公表した「首都圏における広域降灰対策ガイドライン」</u>や、<u>「神奈川県富士山火山広域避難指針」</u>に従い、火山噴火時の降灰対策<u>を行います。</u> [関係局]</p> <p>6 火山防災協議会による協議等</p> <p>(2) 富士山火山災害対策 富士山火山防災対策協議会 <u>ア</u> 県は、山梨県、静岡県、関係市町村、国等の関係機関と連携し、富士山火山防災対策協議会において、富士山噴火時の円滑な住民対策などの検討を進めます。 [くらし安全防災局] <u>イ</u> 県は、関係機関と連携し、避難者の受入れも含めた具体的な避難計画を作成します。 [くらし安全防災局]</p>	<p>4 監視・観測等</p> <p>(4) <u>火山噴火予知連絡会</u>等との連携 県温泉地学研究所では、箱根山火山でまとまって微小地震が発生した場合や地殻変動が観測された場合には、<u>火山噴火予知連絡会</u>等に資料等の提供・報告を行い、適切な判断のために必要な連携を行います。</p> <p>第2節 災害応急対策への備え</p> <p>2 救助・救急、消火及び医療救護活動</p> <p>(3) 医療救護活動 ア 県及び市町村は、関係機関と調整の上、神奈川県保健医療救護計画に基づき医療救護活動体制の確立に努めます。 [健康医療局]</p> <p>3 避難誘導 市町村は、火山が噴火し、又は噴火するおそれのあるときは、富士山火山広域避難計画や箱根山（大涌谷）火山避難計画に従い住民、登山者、観光客等の避難誘導を行います。</p> <p>4 降灰等対策 県は、国及び防災関係機関と連携し、経済活動、住民生活等に及ぼす影響を軽減するため、火山噴火時の降灰対策などについて検討します。 [関係局]</p> <p>6 火山防災協議会による協議等</p> <p>(2) 富士山火山災害対策 <u>ア</u> 富士山火山防災対策協議会 <u>(7)</u> 県は、山梨県、静岡県、関係市町村、国等の関係機関と連携し、富士山火山防災対策協議会において、富士山噴火時の円滑な住民対策などの検討を進めます。 [くらし安全防災局] <u>(4)</u> 県は、関係機関と連携し、避難者の受入れも含めた具体的な避難計画を作成します。 [くらし安全防災局]</p>

修正計画	現行計画
<p><u>ウ</u> 県は、家屋の倒壊や降雨による土石流の発生などの原因となる降灰への対策について、関係機関と連携して検討を行います。 [くらし安全防災局]</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>第2章 災害時の応急活動計画 第2節 活動体制の確立 1 県の活動体制 (3) 現地災害対策本部等の設置 ウ 県は、災害対策本部を設置したときは、市町村の行う医療救護活動の総合調整と市町村の能力を超えた場合の応援・補完を行うため、県庁内に保健医療福祉調整本部を設置するとともに、災害救援ボランティア活動への支援を行うため、かながわ県民活動サポートセンターに県災害救援ボランティア支援センターを設置します。</p> <p>第3節 救助・救急、消火及び医療救護活動 2 医療救護活動 (1) 医療機関による医療救護活動 ア 県は、神奈川県災害時保健医療救護計画に基づき、保健医療福祉調整本部を設置し、災害医療コーディネーターや災害時小児周産期リエゾンから適宜助言・支援を受けながら、医療機関等の協力を得て医療救護活動を行います。</p> <p>第5節 箱根山及び富士山の個別対策 1 箱根山の避難対策 (1) 突発的な噴火に伴う避難 イ 二次避難開始指示 箱根町は、噴火の状況や避難路の状況について箱根山火山防災協議会</p>	<p><u>(ウ)</u> 県は、家屋の倒壊や降雨による土石流の発生などの原因となる降灰への対策について、関係機関と連携して検討を行います。 [くらし安全防災局]</p> <p><u>イ 災害対策山静神連絡会議</u> 県は、災害対策山静神連絡会議における火山災害を含む広域的災害対策に関する調査研究や、合同防災訓練の実施、災害対策関連情報の交換などを山梨県及び静岡県と連携して行います。 [くらし安全防災局]</p> <p>第2章 災害時の応急活動計画 第2節 活動体制の確立 1 県の活動体制 (3) 現地災害対策本部等の設置 ウ 県は、災害対策本部を設置したときは、市町村の行う医療救護活動の総合調整と市町村の能力を超えた場合の応援・補完を行うため、県庁内に保健医療調整本部を設置するとともに、災害救援ボランティア活動への支援を行うため、かながわ県民活動サポートセンターに県災害救援ボランティア支援センターを設置します。</p> <p>第3節 救助・救急、消火及び医療救護活動 2 医療救護活動 (1) 医療機関による医療救護活動 ア 県は、神奈川県保健医療救護計画に基づき、保健医療調整本部を設置し、災害医療コーディネーターや災害時小児周産期リエゾンから適宜助言・支援を受けながら、医療機関等の協力を得て医療救護活動を行います。</p> <p>第5節 箱根山及び富士山の個別対策 1 箱根山の避難対策 (1) 突発的な噴火に伴う避難 イ 二次避難開始指示 箱根町は、噴火の状況や避難路の状況について箱根山火山防災協議会の</p>

修正計画	現行計画
<p>の助言を受け、防災行政無線（多言語放送）、エリアメール、SNS等で避難指示の発令を伝達します。</p> <p>ウ 二次避難</p> <p>住民等は、避難促進施設及び自治会等の避難誘導により車両で二次避難場所へ避難します。</p> <p>(2) 噴火警戒レベル引き上げに伴う避難</p> <p>ア 二次避難開始指示</p> <p>箱根町は、防災行政無線（多言語放送）、エリアメール、SNS等で噴火警戒レベルの引き上げに伴う、避難指示の発令を伝達します。</p> <p>イ 二次避難</p> <p>住民等は、避難促進施設及び自治会等の避難誘導により、速やかに車両、公共交通機関等により二次避難行動をとります。</p> <p>住民以外の者は、避難促進施設及び自治会等の避難誘導により、速やかに車両、公共交通機関等で、避難対象地域から離脱します。</p> <p>ウ 三次避難</p> <p>箱根町は、二次避難場所に集まった住民のうち避難所に入る者を、自家用車又は町が用意するバス等で避難所・鉄道駅へ移動させます</p>	<p>助言を受け、二次避難行動の開始を防災行政無線（ラジオ）、エリアメール等で伝達します。</p> <p>ウ 二次避難</p> <p>住民等は、施設及び自治会等の避難誘導により車両で二次避難場所へ避難します。</p> <p>(2) 噴火警戒レベル引き上げに伴う避難</p> <p>ア 二次避難開始指示</p> <p>箱根町は、防災行政無線（ラジオ）、エリアメール等で噴火警戒レベルの引き上げに伴う、避難指示の発令を伝達します。</p> <p>イ 二次避難</p> <p>住民等は、各種施設及び自治会等の避難誘導により、速やかに車両、公共交通機関等により二次避難行動をとります。</p> <p>住民以外の者は、各種施設及び自治会等の避難誘導により、速やかに車両、公共交通機関等で、避難対象地域から離脱します。</p> <p>ウ 三次避難</p> <p>箱根町は、二次避難場所に集まった住民のうち避難所に入る者を、自家用車又は町が用意するバス等で避難所へ移動させます。</p>

修正計画				現行計画			
(3) 交通規制等 (略) 各噴火警戒レベルに応じた影響範囲、規制箇所等については次のとおりです。				(3) 交通規制等 (略) <u>大涌谷周辺での噴火を想定した場合の</u> 各噴火警戒レベルに応じた影響範囲、規制箇所等については次のとおりです。			
<u>噴火警戒レベルに応じた影響範囲、規制箇所等</u>				<u>大涌谷周辺での噴火を想定した場合の防災対応</u>			
噴火警戒レベル (キーワード)	影響範囲	<u>避難対象エリア</u>	規制箇所	噴火警戒レベル (キーワード)	影響範囲	<u>保全対象施設又は居住地域</u>	規制箇所
5 (避難)	<u>想定火口域の端から最大1.7km程度のエリア(大きな噴石及び火砕流・火砕サージの影響範囲)</u>	強羅南、強羅北、仙石原、湖尻	噴火状況に応じた地点 →居住地域内に線引きが必要	5 (避難)	居住地域及びそれより火口側 (想定火口域の中心から2.1km以遠)	強羅南 <u>エリア</u> 、強羅北 <u>エリア</u> 、仙石原 <u>エリア</u> 、湖尻 <u>エリア</u> 、 <u>姥子エリア</u> 及び <u>早雲山エリア</u>	噴火状況に応じた地点 →居住地域内に線引きが必要
4 (高齢者等避難)				4 (高齢者等避難)			
3 (入山規制)	<u>想定火口域の端から最大600m程度のエリア(大きな噴石の影響範囲)</u>	姥子	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>県道 734 号(大涌谷小涌谷線)</u> ・<u>町道仙 3 号(姥子通り)</u> ・<u>姥子駅三叉路</u> ・<u>県道 735 号(大涌谷湖尻線)</u> 	3 (入山規制)	火口から居住地域地殻までの広い範囲の火口周辺(想定火口域から700m程度まで)	<u>姥子エリア</u> 、 <u>早雲山エリア</u> 及び <u>大涌谷エリア</u>	・ <u>県道(姥子～早雲山)</u>
2 (火口周辺規制)	<u>想定火口域(大涌谷周辺の北西-南東方向の小判型の領域[幅 450m・長さ 1750m])</u>	大涌谷 <u>園地</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・大涌谷への県道分岐点 ・ロープウェイ 姥子駅 ・ロープウェイ 早雲山駅 ・<u>想定火口域周辺に至る各登山道の入口</u> 	2 (火口周辺規制)	火口から少し離れた所までの火口周辺(想定火口域の中心から半径 530m・440mの楕円内)	<u>大涌谷エリア</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・大涌谷への県道分岐点 ・ロープウェイ 姥子駅 ・ロープウェイ 早雲山駅 ・<u>想定火口域周辺に至る各登山道の入口</u>
				1 (活火山であることに留意)	火口内等(想定火口域内の一部地域)		状況に応じて <ul style="list-style-type: none"> ・研究路ゲート ・想定火口域内

修正計画			現行計画		
1 (活火山であることに留意)	火口内等(想定火口域内の一部地域)	状況に応じて ・研究路ゲート ・想定火口域内の各登山道			の各登山道
<p>(6) 箱根山 <u>ハザードマップ</u></p>  <p>【注意】 1. 全ての方向に同時に発生するわけではありません。 2. 図の予想範囲は絶対的な範囲ではないため、予想範囲の外側でも警戒が必要になります。</p>			<p>(6) 箱根山 <u>火山防災マップ</u></p> 		
2 富士山の避難対策			2 富士山の避難対策		

修正計画	現行計画
<p>(略)</p> <p>令和3年3月には、同協議会において「富士山ハザードマップ」が改定され、県内にも富士山噴火により溶岩流が到達する可能性が示されたことを受け、活動火山対策特別措置法に基づき、同年5月31日付けで神奈川県及び相模原市、小田原市、南足柄市、大井町、松田町、山北町、開成町の3市4町が火山災害警戒地域に指定されました。</p> <p>また、同協議会では、ハザードマップの改定を踏まえ、富士山火山広域避難計画を、富士山火山避難基本計画に改め、火山の噴火からの避難の基本的事項を取りまとめました。</p> <p><u>さらに、令和5年3月には、富士山火山避難基本計画を踏まえ、溶岩流からの避難の考え方や広域避難の手順等を、神奈川県富士山火山広域避難指針として取りまとめました。</u></p> <p><u>加えて、国が令和7年3月に公表した首都圏における広域降灰対策ガイドラインの内容を踏まえ、富士・箱根火山対策連絡会議の検討を基に、降灰対策に関する事項を神奈川県富士山火山広域避難指針に反映しました。</u></p> <p>(1) 降灰及び小さな噴石等からの避難の考え方</p> <p><u>降灰及び小さな噴石等に関する基本的な考え方について、富士山火山広域避難指針に整理しました。</u></p> <p><u>市町村は、降灰からの避難について、指針を参考に具体的な避難計画の検討を進め、県はそれを支援します。また、噴火発生時には、県と市町村は、指針を基に、円滑な広域避難の調整等を進めます。</u></p> <p>(2) 溶岩流等からの避難の考え方</p> <p>富士・箱根火山対策連絡会議における溶岩流ワーキンググループを構成する市町は、<u>溶岩流からの避難について、指針を参考に具体的な避難計画の検討を進め、県はそれを支援します。また、噴火発生時には、県と市町は、指針を基に、円滑な広域避難の調整等を進めます。</u></p> <p>(4) 広域避難の調整 (略)</p>	<p>(略)</p> <p><u>また、</u>令和3年3月には、同協議会において「富士山ハザードマップ」が改定され、県内にも富士山噴火により溶岩流が到達する可能性が示されたことを受け、活動火山対策特別措置法に基づき、同年5月31日付けで神奈川県及び相模原市、小田原市、南足柄市、大井町、松田町、山北町、開成町の3市4町が火山災害警戒地域に指定されました。</p> <p><u>さらに、</u>同協議会では、ハザードマップの改定を踏まえ、富士山火山広域避難計画を、富士山火山避難基本計画に改め、火山の噴火からの避難の基本的事項を取りまとめました。</p> <p>(1) 降灰及び小さな噴石等からの避難の考え方</p> <p><u>市町村は、降灰及び小さな噴石の対策については、気象庁が発表する降灰予報等を参考にして実施します。また、降灰可能性マップにおいて30cm以上の降灰が想定される範囲では避難準備を、2cm以上の降灰が想定される範囲(影響想定範囲)及び小さな噴石の影響想定範囲では屋内退避準備を呼びかけます。</u></p> <p>(2) 溶岩流等からの避難の考え方</p> <p>富士・箱根火山対策連絡会議における溶岩流ワーキンググループを構成する県及び市町は、<u>富士山火山防災対策協議会が策定した富士山火山避難基本計画を踏まえ、溶岩流からの避難の考え方や広域避難の手順等を、神奈川県富士山火山広域避難指針としてとりまとめました。市町は指針を参考に具体的な避難計画の検討を進め、県はそれを支援します。また、噴火発生時には、県と市町は、指針を基に、円滑な広域避難の調整等を進めます。</u></p> <p>(4) 広域避難の調整 (略)</p>

修正計画	現行計画
<p>県は、県内の他の市町村への避難について、市町村から求めがあった場合、助言を行うほか、県外の市町村への避難に関して、必要に応じて国に助言を求めます。</p> <p><u>人工透析患者については、「神奈川県災害時保健医療救護計画」のとおり、県が「災害時透析患者支援マニュアル」に沿って、透析施設の被害状況等の情報提供など、人工透析患者への支援を行います。また、速やかに透析可能な後方医療施設への搬送調整を行います。</u></p> <p><u>県は、その他医療的ケアや介護サービス等が必要な者の健康を確保するための体制を整備し、市町村の取組を支援します。</u></p> <p>第6節 緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動</p> <p>1 交通の確保</p> <p>(1) 被災地域等の交通規制の実施</p> <p>ウ その他</p> <p>道路管理者は、「緊急輸送道路管理マニュアル」に基づき、通行規制や<u>道路</u>啓開等必要な<u>措置</u>について、県警察、交通機関への連絡を行います。</p> <p>第4編 雪害対策編</p> <p>第2章 災害時の応急活動計画</p> <p>第2節 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保</p> <p>1 災害情報の収集・連絡</p> <p>(2) 災害発生による被害情報の収集・連絡</p> <p>ウ 県は、横浜市及び川崎市の、ヘリコプターテレビや両市の高所監視カメラ、<u>消防庁映像共有システム</u>等の映像情報の提供を受け、被害情報を把握します。</p> <p>第5編 船舶災害対策編</p> <p>第1章 災害予防</p> <p>第2節 災害応急対策への備え</p> <p>2 捜索、救助・救急、消火及び医療救護活動</p> <p>(3) 医療救護活動</p>	<p>県は、県内の他の市町村への避難について、市町村から求めがあった場合、助言を行うほか、県外の市町村への避難に関して、必要に応じて国に助言を求めます。</p> <p>第6節 緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動</p> <p>1 交通の確保</p> <p>(1) 被災地域等の交通規制の実施</p> <p>ウ その他</p> <p>道路管理者は、「緊急輸送道路管理マニュアル」に基づき、通行規制や<u>応急</u>啓開等必要な<u>対策の実施</u>について、県警察、交通機関への連絡を行います。</p> <p>第4編 雪害対策編</p> <p>第2章 災害時の応急活動計画</p> <p>第2節 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保</p> <p>1 災害情報の収集・連絡</p> <p>(2) 災害発生による被害情報の収集・連絡</p> <p>ウ 県は、横浜市及び川崎市の、ヘリコプターテレビや両市の高所監視カメラ等の映像情報の提供を受け、被害情報を把握します。</p> <p>第5編 船舶災害対策編</p> <p>第1章 災害予防</p> <p>第2節 災害応急対策への備え</p> <p>2 捜索、救助・救急、消火及び医療救護活動</p> <p>(3) 医療救護活動</p>

修正計画	現行計画
<p>ア 県及び沿岸市町は、関係機関と協議の上、神奈川県災害時保健医療救護計画に基づき、船舶事故も含めた医療救護活動体制の確立に努めます。 [健康医療局]</p> <p>第2章 災害時の応急活動計画 第1節 発災直後の情報の収集・連絡 2 大規模な船舶事故発生による被害情報の収集・連絡 (4) 県は、横浜市及び川崎市のヘリコプターテレビや両市の高所監視カメラ、<u>消防庁映像共有システム</u>等の映像情報の提供を受け、被害情報を把握します。</p> <p>第3節 捜索、救助・救急、消火及び医療救護活動</p> <p>資料 風水害編 5-2-3 <u>横浜</u>海上保安部と<u>横浜市</u>消防機関との業務協定</p> <p>第6編 油流出等海上災害対策編 第1章 災害予防 第2節 災害応急対策への備え 2 救助・救急、消火及び医療救護活動 (3) 医療救護活動 ア 県及び沿岸市町は、関係機関と協議の上、神奈川県災害時保健医療救護計画に基づき、船舶事故も含めた医療救護活動体制の確立に努めます。 [健康医療局]</p> <p>第2章 災害時の応急活動計画</p>	<p>ア 県及び沿岸市町は、関係機関と協議の上、神奈川県保健医療救護計画に基づき、船舶事故も含めた医療救護活動体制の確立に努めます。 [健康医療局]</p> <p>第2章 災害時の応急活動計画 第1節 発災直後の情報の収集・連絡 2 大規模な船舶事故発生による被害情報の収集・連絡 (4) 県は、横浜市及び川崎市のヘリコプターテレビや両市の高所監視カメラ等の映像情報の提供を受け、被害情報を把握します。</p> <p>第3節 捜索、救助・救急、消火及び医療救護活動</p> <p>資料 風水害編 5-2-3 海上保安部と消防機関との業務協定</p> <p>第6編 油流出等海上災害対策編 第1章 災害予防 第2節 災害応急対策への備え 2 救助・救急、消火及び医療救護活動 (3) 医療救護活動 ア 県及び沿岸市町は、関係機関と協議の上、神奈川県保健医療救護計画に基づき、船舶事故も含めた医療救護活動体制の確立に努めます。 [健康医療局]</p> <p>第2章 災害時の応急活動計画</p>

修正計画	現行計画
<p>第1節 発災直後の情報の収集・連絡</p> <p>2 大規模な油流出等海上事故の発生による被害情報の収集・連絡</p> <p>(4) 県は、横浜市及び川崎市のヘリコプターテレビや両市の高所監視カメラ、<u>消防庁映像共有システム</u>等の映像情報の提供を受け、被害情報を把握します。</p> <p>第2節 活動体制の確立</p> <p>(事故対策本部会議)</p> <p>事務局 危機管理防災課</p> <p>メンバー 消防保安課、基地対策課、大気水質課、資源循環推進課、自然環境保全課、水産課、医療課、生活衛生課、砂防海岸課、教育局総務室等</p> <p>(その他事故対策本部長が必要と認める室課)</p> <p>第7編 航空災害対策編</p> <p>第1章 災害予防</p> <p>第1節 災対応急対策への備え</p> <p>2 搜索及び医療救護活動</p> <p>(2) 医療救護活動</p> <p>ア 県及び市町村は、関係機関と調整のうえ、神奈川県<u>災害時</u>保健医療救護計画に基づき医療救護活動体制の確立に努めます。</p> <p>[健康医療局]</p> <p>第2章 災害時の高級活動計画</p> <p>第1節 発災直後の情報の収集・連絡</p> <p>2 航空事故発生による被害情報の収集・連絡</p> <p>(4) 県は、横浜市及び川崎市のヘリコプターテレビや両市の高所監視カメラ、<u>消防庁映像共有システム</u>等の映像情報の提供を受け、被害情報を把握します。</p>	<p>第1節 発災直後の情報の収集・連絡</p> <p>2 大規模な油流出等海上事故の発生による被害情報の収集・連絡</p> <p>(4) 県は、横浜市及び川崎市のヘリコプターテレビや両市の高所監視カメラ等の映像情報の提供を受け、被害情報を把握します。</p> <p>第2節 活動体制の確立</p> <p>(事故対策本部会議)</p> <p>事務局 危機管理防災課</p> <p>メンバー 消防保安課、<u>工業保安課</u>、基地対策課、大気水質課、資源循環推進課、自然環境保全課、水産課、医療課、生活衛生課、砂防海岸課、教育局総務室等</p> <p>(その他事故対策本部長が必要と認める室課)</p> <p>第7編 航空災害対策編</p> <p>第1章 災害予防</p> <p>第1節 災対応急対策への備え</p> <p>2 搜索及び医療救護活動</p> <p>(2) 医療救護活動</p> <p>ア 県及び市町村は、関係機関と調整のうえ、神奈川県保健医療救護計画に基づき医療救護活動体制の確立に努めます。</p> <p>[健康医療局]</p> <p>第2章 災害時の高級活動計画</p> <p>第1節 発災直後の情報の収集・連絡</p> <p>2 航空事故発生による被害情報の収集・連絡</p> <p>(4) 県は、横浜市及び川崎市のヘリコプターテレビや両市の高所監視カメラ等の映像情報の提供を受け、被害情報を把握します。</p>

修 正 計 画	現 行 計 画
<p>第8編 航空災害対策編 第1章 災害予防 第1節 災対応急対策への備え 2 救助・救急、消火及び医療救護活動 (3) 医療救護活動 ア 県及び市町は、関係機関と調整のうえ、神奈川県<u>災害時</u>保健医療救護計画に基づき医療救護活動体制の確立に努めます。 [健康医療局]</p> <p>資 料 // <u>8-1-1-(4) 鉄道災害における鉄道事業者と消防機関との連携に関する協定書</u></p> <p>第2章 災害時の応急活動計画 第1節 発災直後の情報の収集・連絡 2 鉄道事故発生による被害情報の収集・連絡 (4) 県は、横浜市及び川崎市の、ヘリコプターテレビや両市の高所監視カメラ、<u>消防庁映像共有システム</u>等の映像情報の提供を受け、被害情報を把握します。</p> <p>第9編 道路災害対策編 第1章 災害予防 第2節 災害応急対策への備え 2 救助・救急、消火及び医療救護活動 (3) 医療救護活動 ア 県及び市町村は、関係機関と調整のうえ、神奈川県<u>災害時</u>保健医療救護計画に基づき医療救護活動体制の確立に努めます。 [健康医療局]</p> <p>第2章 災害時の応急活動計画</p>	<p>第8編 航空災害対策編 第1章 災害予防 第1節 災対応急対策への備え 2 救助・救急、消火及び医療救護活動 (3) 医療救護活動 ア 県及び市町は、関係機関と調整のうえ、神奈川県保健医療救護計画に基づき医療救護活動体制の確立に努めます。 [健康医療局]</p> <p>資 料 <u>(追加)</u></p> <p>第2章 災害時の高級活動計画 第1節 発災直後の情報の収集・連絡 2 鉄道事故発生による被害情報の収集・連絡 (4) 県は、横浜市及び川崎市の、ヘリコプターテレビや両市の高所監視カメラ等の映像情報の提供を受け、被害情報を把握します。</p> <p>第9編 道路災害対策編 第1章 災害予防 第2節 災害応急対策への備え 2 救助・救急、消火及び医療救護活動 (3) 医療救護活動 ア 県及び市町村は、関係機関と調整のうえ、神奈川県保健医療救護計画に基づき医療救護活動体制の確立に努めます。 [健康医療局]</p> <p>第2章 災害時の応急活動計画</p>

修正計画	現行計画
<p>第1節 災害発生直後の応急活動計画</p> <p>1 災害情報の収集・連絡</p> <p>(2) 道路災害発生による被害情報の収集・連絡</p> <p>エ 県は、横浜市及び川崎市のヘリコプターテレビや両市の高所監視カメラ、<u>消防庁映像共有システム</u>等の映像情報の提供を受け、被害情報を把握します。</p> <p>第10編 放射性物質災害対策編</p> <p>第2章 災害時の応急活動計画</p> <p>第1節 発災直後の情報の収集・連絡</p> <p>1 災害情報の収集・連絡</p> <p>(2) 放射性物質取扱事業所等の事故発生による被害情報の収集・連絡</p> <p>エ 県は、横浜市及び川崎市のヘリコプターテレビや両市の高所監視カメラ、<u>消防庁映像共有システム</u>等の映像情報の提供を受け、被害情報を把握します。</p> <p>第4節 放射線測定体制の強化</p> <p>1 県の措置</p> <p>県は、必要に応じ国等の専門家の助言・指導を得て、関係機関とともに<u>環境放射線モニタリング</u>活動を行うなど、放射性物質による環境への影響について把握するとともに、その結果を速やかに公表します。</p> <p>第11編 危険物等災害対策編</p> <p>第1章 災害予防</p> <p>第2節 災害応急対策への備え</p> <p>2 救助・救急、消火及び医療救護活動</p> <p>(3) 医療救護活動</p> <p>ア 県及び市町村は、関係機関と調整のうえ、神奈川県<u>災害時</u>保健医療救護計画に基づき医療救護活動体制の確立に努めます。</p> <p>[健康医療局]</p>	<p>第1節 災害発生直後の応急活動計画</p> <p>1 災害情報の収集・連絡</p> <p>(2) 道路災害発生による被害情報の収集・連絡</p> <p>エ 県は、横浜市及び川崎市のヘリコプターテレビや両市の高所監視カメラ等の映像情報の提供を受け、被害情報を把握します。</p> <p>第10編 放射性物質災害対策編</p> <p>第2章 災害時の応急活動計画</p> <p>第1節 発災直後の情報の収集・連絡</p> <p>1 災害情報の収集・連絡</p> <p>(2) 放射性物質取扱事業所等の事故発生による被害情報の収集・連絡</p> <p>エ 県は、横浜市及び川崎市のヘリコプターテレビや両市の高所監視カメラ等の映像情報の提供を受け、被害情報を把握します。</p> <p>第4節 放射線測定体制の強化</p> <p>1 県の措置</p> <p>県は、必要に応じ国等の専門家の助言・指導を得て、関係機関とともに<u>モニタリング</u>活動を行うなど、放射性物質による環境への影響について把握するとともに、その結果を速やかに公表します。</p> <p>第11編 危険物等災害対策編</p> <p>第1章 災害予防</p> <p>第2節 災害応急対策への備え</p> <p>2 救助・救急、消火及び医療救護活動</p> <p>(3) 医療救護活動</p> <p>ア 県及び市町村は、関係機関と調整のうえ、神奈川県保健医療救護計画に基づき医療救護活動体制の確立に努めます。</p> <p>[健康医療局]</p>

修正計画	現行計画
<p>資料 風水害編 11-1-2 神奈川県化学消火薬剤備蓄管理要綱</p> <p>第2章 災害時の応急活動計画 第1節 災害直後の情報の収集・連絡 1 災害情報の収集・連絡 (1) 危険物等事故情報等の収集・連絡</p> <p>【危険物、高圧ガス、火薬類及び毒劇物の事故発生時の連絡系統図】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①危険物 ②高圧ガス・火薬類 ③毒劇物 ④火薬類(政令指定都市) ⑤高圧ガス(政令指定都市) <p>ウ 県(高圧ガス・火薬類の事故においては政令指定都市)は、県警察、関係市町村及び関係事業者等から受けた事故情報を、危険物等の取扱規制担当省庁(消防庁、経済産業省(関東東北産業保安監督部)、厚生労働省(医薬食品局))へ連絡します。</p> <p>(2) 危険物等の大規模な事故発生による被害の情報の収集・連絡 エ 県は、横浜市及び川崎市のヘリコプターテレビや両市の高所監視カメラ、<u>消防庁映像共有システム</u>等の映像情報の提供を受け、被害情報を把握します。</p>	<p>資料 風水害編 11-1-2 <u>(1)</u> 神奈川県化学消火薬剤備蓄管理要綱</p> <p>第2章 災害時の応急活動計画 第1節 災害直後の情報の収集・連絡 1 災害情報の収集・連絡 (1) 危険物等事故情報等の収集・連絡</p> <p>【危険物、高圧ガス、火薬類及び毒劇物の事故発生時の連絡系統図】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①危険物 ②高圧ガス・火薬類 ③毒劇物 ④火薬類(政令指定都市) ⑤高圧ガス(政令指定都市: <u>コンビナート地域を除く</u>) <p>ウ 県(火薬類の事故においては政令指定都市)は、県警察、関係市町村及び関係事業者等から受けた事故情報を、危険物等の取扱規制担当省庁(消防庁、経済産業省(関東東北産業保安監督部)、厚生労働省(医薬食品局))へ連絡します。</p> <p>(2) 危険物等の大規模な事故発生による被害の情報の収集・連絡 エ 県は、横浜市及び川崎市のヘリコプターテレビや両市の高所監視カメラ等の映像情報の提供を受け、被害情報を把握します。</p>

修正計画	現行計画
<p>第12編 大規模な火事災害対策編 第1章 災害予防 第1節 安全確保</p> <p>資料 風水害編 12-1-1 防火地域、準防火地域における建築物の防火規制</p> <p>第2節 災害応急対策への備え 2 救助・救急、消火及び医療救護活動 (3) 医療救護活動 ア 県及び市町村は、関係機関と調整のうえ、神奈川県災害時保健医療救護計画に基づき医療救護活動体制の確立に努めます。[健康医療局]</p> <p>第2章 災害時の応急活動計画 第1節 災害直後の情報の収集・連絡 1 大規模な火事発生による被害の情報の収集・連絡 (3) 県は、横浜市及び川崎市のヘリコプターテレビや両市の高所監視カメラ、<u>消防庁映像共有システム</u>等の映像情報の提供を受け、被害情報を把握します。</p> <p>第13編 地下街等災害対策編 第1章 災害予防 第2節 災害応急対策への備え 2 救助・救急、消火及び医療救護活動 (4) 医療救護活動 ア 県及び市町村は、関係機関と調整のうえ、神奈川県災害時保健医療救護計画に基づき医療救護活動体制の確立に努めます。 [健康医療局]</p>	<p>第12編 大規模な火事災害対策編 第1章 災害予防 第1節 安全確保</p> <p>資料 風水害編 12-1-1 防火地域、準防火地域内の建築規制</p> <p>第2節 災害応急対策への備え 2 救助・救急、消火及び医療救護活動 (3) 医療救護活動 ア 県及び市町村は、関係機関と調整のうえ、神奈川県保健医療救護計画に基づき医療救護活動体制の確立に努めます。 [健康医療局]</p> <p>第2章 災害時の応急活動計画 第1節 災害直後の情報の収集・連絡 1 大規模な火事発生による被害の情報の収集・連絡 (3) 県は、横浜市及び川崎市のヘリコプターテレビや両市の高所監視カメラ等の映像情報の提供を受け、被害情報を把握します。</p> <p>第13編 地下街等災害対策編 第1章 災害予防 第2節 災害応急対策への備え 2 救助・救急、消火及び医療救護活動 (4) 医療救護活動 ア 県及び市町村は、関係機関と調整のうえ、神奈川県保健医療救護計画に基づき医療救護活動体制の確立に努めます。 [健康医療局]</p>

修 正 計 画	現 行 計 画
<p>第2章 災害時の応急活動計画 第1節 災害直後の情報の収集・連絡 2 地下街等の火災、ガス爆発等発生による被害の情報の収集・連絡 (5) 県は、横浜市及び川崎市のヘリコプターテレビや両市の高所監視カメラ、<u>消防庁映像共有システム</u>等の映像情報の提供を受け、被害情報を把握します。</p> <p>第14編 林野火災対策編 第1章 災害予防 第1節 災害応急対策への備え 2 救助・救急、消火及び医療救護活動 (3) 医療救護活動 ア 県及び市町村は、関係機関と調整のうえ、神奈川県<u>災害時</u>保健医療救護計画に基づき医療救護活動体制の確立に努めます。[健康医療局]</p> <p>第2節 防災活動の普及・啓発活動 2 防災知識の普及・啓発活動 県は、林野火災を予防するため、山火事予防ポスター<u>の配布や広報等の各種媒体を利用した</u>普及・啓発活動を行います。 [環境農政局]</p> <p>第2章 災害時の応急活動計画 第1節 災害直後の情報の収集・連絡 1 林野火災発生による被害の情報等の収集・連絡 (3) 県は、横浜市及び川崎市のヘリコプターテレビや両市の高所監視カメラ、<u>消防庁映像共有システム</u>等の映像情報の提供を受け、被害情報を把握します。</p> <p>第15編 その他の災害に共通する対策編 第1章 災害予防 第1節 災害応急対策への備え 2 救助・救急、消火及び医療救護活動</p>	<p>第2章 災害時の応急活動計画 第1節 災害直後の情報の収集・連絡 2 地下街等の火災、ガス爆発等発生による被害の情報の収集・連絡 (5) 県は、横浜市及び川崎市のヘリコプターテレビや両市の高所監視カメラ等の映像情報の提供を受け、被害情報を把握します。</p> <p>第14編 林野火災対策編 第1章 災害予防 第1節 災害応急対策への備え 2 救助・救急、消火及び医療救護活動 (3) 医療救護活動 ア 県及び市町村は、関係機関と調整のうえ、神奈川県保健医療救護計画に基づき医療救護活動体制の確立に努めます。 [健康医療局]</p> <p>第2節 防災活動の普及・啓発活動 2 防災知識の普及・啓発活動 県は、林野火災を予防するため、山火事予防ポスター<u>を配布するなど</u>の普及・啓発活動を行います。 [環境農政局]</p> <p>第2章 災害時の応急活動計画 第1節 災害直後の情報の収集・連絡 1 林野火災発生による被害の情報等の収集・連絡 (3) 県は、横浜市及び川崎市のヘリコプターテレビや両市の高所監視カメラ等の映像情報の提供を受け、被害情報を把握します。</p> <p>第15編 その他の災害に共通する対策編 第1章 災害予防 第1節 災害応急対策への備え 2 救助・救急、消火及び医療救護活動</p>

修正計画	現行計画
<p>(3) 医療救護活動 ア 県及び市町村は、関係機関と調整の上、神奈川県災害時保健医療救護計画に基づき医療救護活動体制の確立に努めます。 [健康医療局]</p> <p>第2章 災害時の応急活動計画 第2節 災害直後の情報の収集・連絡及び通信の確保 1 災害情報の収集・連絡 (2) 大規模な災害発生による被害情報の収集・連絡 エ 県は、横浜市及び川崎市のヘリコプターテレビや両市の高所監視カメラ、<u>消防庁映像共有システム</u>等の映像情報の提供を受け、被害情報を把握します。</p> <p>第5節 避難対策 4 応急仮設住宅等 (7) 住宅の応急修理 災害救助法が適応されたときは、県は市町村と密接な連携をとり、自らの資力では住宅の応急修理ができない者等に対し、居室、炊事場、トイレ等の日常生活に必要な最小限度の部分について応急修理を行います。</p> <p>第8節 緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動 1 交通の確保 (1) 被災地域等の交通規制の実施 ウ その他 道路管理者は、通行規制や<u>道路</u>啓開等必要な<u>措置</u>について、県警察、交通機関への連絡を行います。</p>	<p>(3) 医療救護活動 ア 県及び市町村は、関係機関と調整の上、神奈川県保健医療救護計画に基づき医療救護活動体制の確立に努めます。 [健康医療局]</p> <p>第2章 災害時の応急活動計画 第2節 災害直後の情報の収集・連絡及び通信の確保 1 災害情報の収集・連絡 (2) 大規模な災害発生による被害情報の収集・連絡 エ 県は、横浜市及び川崎市のヘリコプターテレビや両市の高所監視カメラ等の映像情報の提供を受け、被害情報を把握します。</p> <p>第5節 避難対策 4 応急仮設住宅等 (7) 住宅の応急修理 災害救助法が適応されたときは、県は市町村と密接な連携をとり、自らの資力では住宅の応急修理ができない者に対し、居室、炊事場、トイレ等の日常生活に必要な最小限度の部分について応急修理を行います。</p> <p>第8節 緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動 1 交通の確保 (1) 被災地域等の交通規制の実施 ウ その他 道路管理者は、通行規制や<u>応急</u>啓開等必要な<u>対策の実施</u>について、県警察、交通機関への連絡を行います。</p>